

令和7年6月16日

# 第2回定例会議案 (別冊2)

厚真町議会



報告第4号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和7年6月16日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

令和7年5月20日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

## 所管事務調査報告書

令和7年第1回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る4月22日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

### 記

#### 1 調査事件

(事務調査)

- ① 厚真町アイヌ施策推進地域計画について
- ② 第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画について

#### 2 主な説明内容

## 1 アイヌ施策推進地域計画とは

### (1) 根拠法

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年4月施行）。※略称「アイヌ施策推進法」

#### 第一条 抜粋

##### (目的)

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

##### (方法)

民族共生象徴空間構成施設の管理

市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成

内閣総理大臣による認定

アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（交付金等）

### (2) 地域計画とは

#### ①概略

所管機関：内閣府大臣官房アイヌ施策推進室

計画認定者：内閣総理大臣

作成機関：自治体（市町村）

計画期間：5か年1期 第1回認定（令和元年）～14自治体  
第2期認定可能

構成：アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

観光の振興その他の産業の振興に資する事業

地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

上記の4項目に従って施策推進のための事業計画を策定し、認定を受けた後、交付金申請を行う。

全国の認定状況（令和7年4月1日）

令和7年4月1日 41件（うち第2期認定26件）

新規認定状況

- ・令和元年度：14自治体（道内13・道外1）
- ・令和2年度：17自治体（道内）
- ・令和3年度：2自治体
- ・令和4年度：2自治体

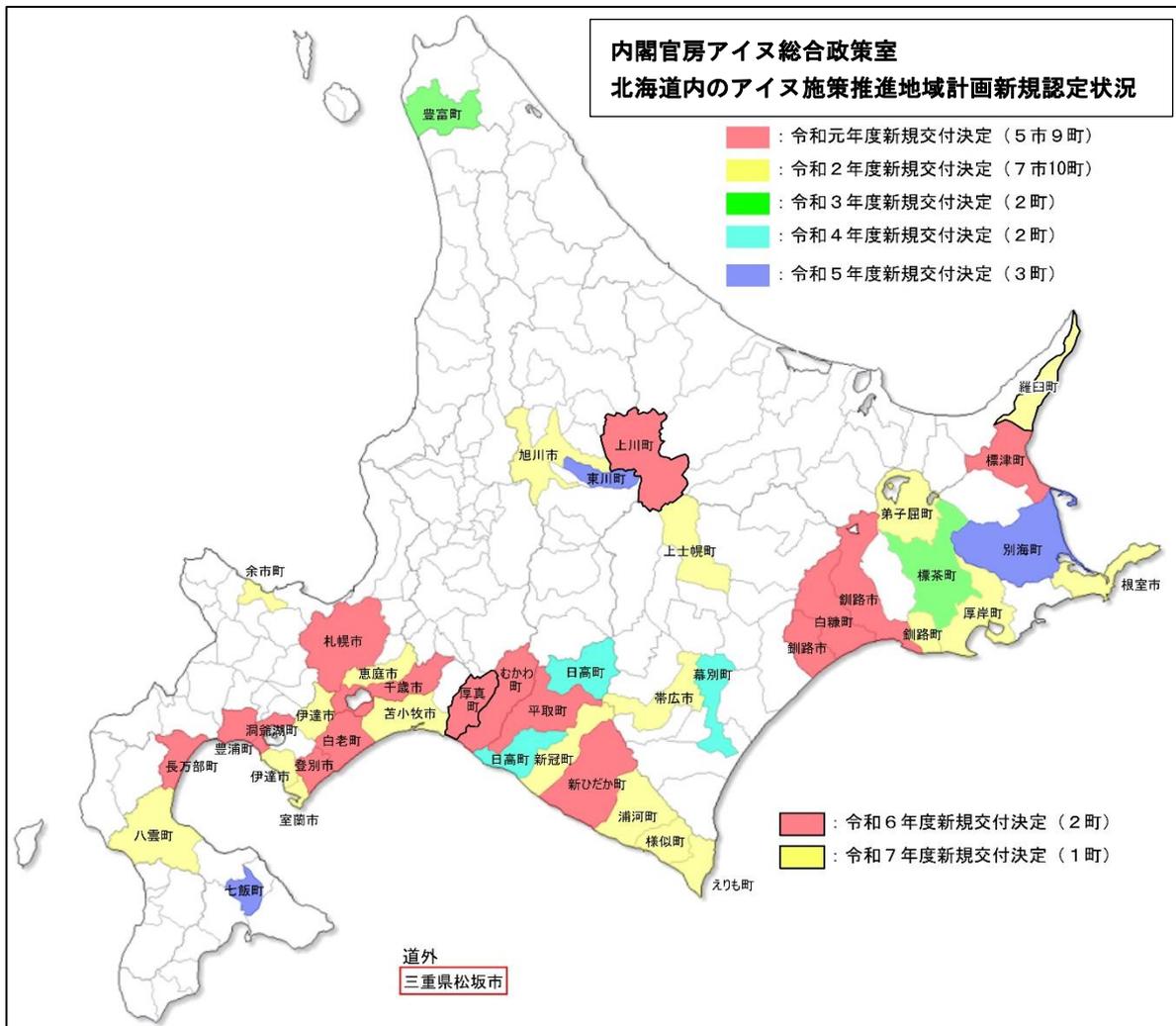
- ・令和5年度：3自治体
- ・令和6年度：2自治体（厚真町認定）
- ・令和7年度：1自治体

国の予算状況

- ・令和7年度：10億円
- ・令和8年度以降：20億円
- ※ 前年度繰越加算あり。

国の補助率等

- ・国8割
- ・自治体2割（うち50%を特別交付税措置）



アイヌ施策推進地域計画の新規認定状況

## 2 厚真町アイヌ施策推進地域計画の概要（資料1）

### （1）厚真町の目的

厚真町のアイヌ文化財、先住民族アイヌの人々の歴史は、全国的にも注目されているものの、町民には、その価値等についてほとんど知られていないのが現状となっている。また、令和10年供用開始の文化交流施設における（仮称）アイヌ歴史文化センターに関しても、国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）や平取町立二風谷アイヌ文化博物館にはない厚真町の独自性をもった展示公開施設の整備を目指していく上で、町民のさらなる理解が求められる。

これらの現状、課題を解決すべく、さらなる活用を進めすべての厚真町民にとって地域の財産となり、全国の先住民族アイヌの人々にとって誇りの源泉となる活用を進める。このなかでは、農業を基幹産業とする厚真町の開拓の歴史との調和のもと、未来への多様性豊かな地域社会や民族共生社会の構築に向けて寄与していくことを目的としている。

### （2）現状と課題

#### 【厚真町内の全てのアイヌ文化資源】

#### ① アイヌ語地名

100カ所以上（松浦武四郎の記録）

#### ② 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と出土品

遺跡157カ所（桜丘チャシ跡・厚和1遺跡・上厚真遺跡・富里2遺跡・幌内7遺跡など）

出土品（文化庁全国巡回展出品資料・高校教科書掲載資料など）

#### ③ ご遺骨の取り扱い

ご遺骨の地域返還（令和3年9月）と遺骨安置室の整備（令和2年）

毎年開催のカムイノミ・イチャルパ（毎年10月第1日曜日）

#### ④ アイヌ民族の伝承地

#### ⑤ アイヌ民族の日常生活ルートや交易ルート

#### ⑥ 生活館3館

#### 【課題と解決への取り組み】

#### ① 令和10年供用開始予定の仮称アイヌ歴史文化センターの設置

数多くのアイヌ文化資源を町民・道民・国民・世界を視野に民族共生社会の構築に向けて、情報発信や普及活用などに取り組む

### （3）目標（目標数値KPI）：令和10年度（最終年度）の目標数値

#### ① カムイノミ参加者数：150人

#### ② 軽舞事務所来館者数：のべ1,500人／年間

#### ③ 画像提供・講話等外部依頼件数：20件／年間

- ④ 厚真町アイヌ文化HPアクセス数：のべ10,000件／年間
- ⑤ (仮称)アイヌ歴史文化センター来館者数：4,300人(11月開館見込)
- ⑥ 先進地見学会町民参加者数：100人
- ⑦ 桜丘チャシ跡・アイヌ文化講演会等参加者数：のべ200人

(4) 事業スケジュール

① 文化振興事業

- 令和6年度：4事業(レプリカ製作・伝統儀礼祭具購入・HP作成など)
- 令和7年度：7事業(伝統工芸人材育成・ガイド育成・アニメ制作など)
- 令和8年度：5事業(ガイド育成・町民向け理解促進・HP更新など)
- 令和9年度：5事業(歴史文化センター整備・ガイド育成・HP更新など)
- 令和10年度：5事業(歴史文化センター整備・ガイド育成など)

② 地域・産業振興事業

- 令和6年度：1事業(桜丘チャシ跡及び進入路整備)
- 令和7年度：1事業(桜丘チャシ跡測量及び看板製作)
- 令和8年度：1事業(文化講演会)
- 令和9年度：1事業(文化講演会)
- 令和10年度：1事業(文化講演会)

(5) 計画事業費

- 令和6年度： 11,072千円
- 令和7年度： 23,860千円
- 令和8年度： 43,635千円
- 令和9年度：124,820千円
- 令和10年度：65,632千円
- 合計：269,019千円

財源内訳：交付金補助	215,215千円
特別交付税	26,902千円
町一般財源	26,902千円

3 令和6年度事業実績(資料2)

- 実施事業数 8事業(検討委員会・委託・備品購入等)
- 事業費合計額 11,072千円
- うち交付金補助額 8,857千円
- うち特別交付税措置 1,107千円



検討委員会開催状況（公開活用確認）



レプリカ作製の道内最古の和鏡



カムイノミ実施状況（厚幌ダム）



購入した伝統儀式祭具一式



桜丘チャシ跡の壕（空堀）



桜丘チャシ跡進入路整備状況

#### 4 令和7年度事業（資料3）

計画事業数	16事業（検討委員会・講演会・見学会・委託・備品購入等）
事業費合計額	23,859千円
うち交付金補助額	19,087千円
うち特別交付税措置	2,386千円

## 5 今後の方向性と目指すところ

### (1) 事業の拡大

(仮称)アイヌ歴史文化センター開設に向けて町民の理解促進や開設後の運営を見据えて、各種周知普及活用事業や資料整備など令和6年度と7年度を比較して、事業件数、事業費が約倍増している。

### (2) 体制強化

令和7年度から地域おこし協力隊・文化財等活用促進支援員1名を委嘱予定で、令和6年度から公募を進めている。協力隊には、広く厚真町の文化財全般に関する知識・情報蓄積のうえ、町内外への情報発信、学校教育や観光協会などの外部組織との連携などを進めたい。

### (3) (仮称)アイヌ歴史文化センター

厚真町アイヌ政策推進地域計画に基づく交付金を活用し、展示ケースや展示するジオラマ、映像展示に関する準備を令和7年度から着手している。令和9年度・10年度を中心に適切な環境のもと、展示公開環境を集中的に整備する計画となっている。

## アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称  
厚真町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称  
北海道厚真町

## 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

## (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

厚真町は、流路延長 52.3 km の厚真川流域に広がり、北は夕張山地、南は太平洋に面する南北約 32.5 km、東西約 17.3 km の町域である。町名の語源は「アッ・トマム」(向こうの・湿地帯) や「アッ・マ」(モモンガ・泳ぐ) などの諸説があり、厚真川河口部のアイヌ語地名が由来となっている。1858 年に来町した松浦武四郎の記録では町内に約 100 ヲ所のアイヌ語地名が記録されており、キムンコタン(厚和地区) やトンニカコタン(富里地区) など 5 ヲ所の集落が記録され、盛んな農耕や宝物が多く伝わる豊かな生活像と場所請負制度によって労働力として搾取された集落の様子を記している。

厚真町における人類の歴史は古く、約 14,500 年前の旧石器時代にまで遡り、以降、先住民族アイヌの人々の歴史として、現代に至っている。近年、厚真川上流域の厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財・遺跡発掘調査では、現在のアイヌ民族伝統文化のカムイノミが少なくとも約 1,000 年前まで遡ることが判明した。この他、サハリン経由の北回りでロシアのアムール川流域の鉄のやじりや沿海地方のメノウ玉、北方大陸産のコイル状装飾品やワイヤー製腕輪が出土し、南からは朝鮮半島産の佐波理銃、北九州産のガラス玉や京都産の和鏡、愛知県常滑産の中世陶器や鎌倉産スタンプ文漆器などの広域的ネットワークを示す多数の貴重な出土品が発掘されている。これらの出土品は、文化庁も「重要考古資料」として平成 23 年 2 月に選定し、アイヌ民族の精神文化儀礼を伝える資料として、また海を越えた交易を繰り広げる活発な交易民としてのアイヌ民族の姿を顕著にあらわすものとして評価している。近年の活用としては国立博物館などでの特別展で公開のほか、高校の日本史教科書のほか多数のアイヌ文化、歴史雑誌にも紹介され、すでに全国的にも注目されている。

なお、これらの発掘調査ではアイヌ民族のお墓も見つかり、その出土人骨は令和 3 年 9 月に厚真アイヌ協会へ地域返還され、厚真町教育委員会が軽舞遺跡調査整理事務所にて副葬品と共に丁寧なる安置をしている。毎年 10 月第 1 日曜日にカムイノミ・イチャルパ(神々への祈り・先祖供養)を厚真アイヌ協会主催、厚真町教育委員会協力で執り行っているほか、イナウ製作体験や出土品の特別公開事業も行っており、アイヌ民族の歴史文化への関心は高まりつつある。

課題として、現在の厚真町は農業の町として、圧倒的多数の町民が認識しており明治時代の農業開拓期以降の歴史が「厚真町の歴史」としての認識が強く、ほぼ同じ気候、地勢の中で育まれてきた先住民族アイヌの歴史との連続性に乖離した状況にある。また厚真町のアイヌ民族の歴史文化財は全国から注目されているものの、先住民族アイヌの人々の歴史や文化に関する厚真町民の興味関心、理解度は、残念ながら未だに低い状況にある。

これらの課題を解決するため、厚真町では、令和10年度供用開始予定の文化交流施設内に「仮称 アイヌ歴史文化センター」を設置する計画を進めている。新たな拠点施設と町内各地域のアイヌ文化等関連施設、アイヌ民族関連文化遺産を有機的に連結させ、厚真町民、北海道民、日本国民へ多様な歴史と多文化、未来にむけた民族共生への理解促進のための各種整備や交流などの取組を積極的に推進する必要がある。

#### ※アイヌ関連団体

- 1 厚真アイヌ協会（設立：平成23年4月5日）

#### ※アイヌ文化等関連施設

- 1 厚幌ダム右岸小公園

所在 厚真町字幌内

現況 令和5年11月30日設置。チセ風四阿や厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財・遺跡発掘調査で判明したアイヌ民族の歴史文化を紹介する看板などを設置。地域や町外からの来訪者の休憩及び交流の場として活用。

※令和6年10月6日 カムイノミ・イチャルパ実施会場

- 2 厚真町軽舞遺跡調査整理事務所

所在 厚真町字軽舞205番地の2

現況 アイヌ文化財保管・展示施設。学芸員常駐。

- 3 厚真町厚北地域防災コミュニティセンターならやま

所在 厚真町字富里373番地の1

現況 令和4年設置。地域住民の地域活動、交流の場として活用されている。敷地内に町指定文化財「松浦武四郎之碑」が所在し、地域のアイヌ文化を伝えている。

- 4 幌里生活館

所在 厚真町字幌里216番地の2

現況 昭和48年設置。平成9年改築。地域住民の地域活動、交流の場として活用。

- 5 上野生活館

所在 厚真町字上野279番地の3

現況 昭和44年設置。平成9年改築。地域住民の地域活動、交流の場として活用。

- 6 鯉沼生活館

所在 厚真町字鯉沼63番地の5

現況 昭和50年設置。平成9年改築。地域住民の地域活動、交流の場として活用。

#### ※アイヌ民族関連文化遺産

- 1 道道北進平取線オビラルカトンネル（縄文時代以降続いたアイヌ民族の山越えルート）  
所在 厚真町字幌内（むかわ町穂別境界）  
現況 厚真町字幌内～むかわ町穂別地区を結ぶ道道。平成30年9月開通、9月通行止め、令和6年4月通行止め解除。縄文時代以降続くアイヌ語地名を冠した山越えルートのトンネル。
- 2 厚幌ダム遺跡群  
所在 厚真町字幌内  
現況 ダム湖底。平成14年から28年にかけてダム建設に伴い旧石器時代以降の遺跡が調査され、15カ所の擦文・アイヌ文化期の遺跡がみつかった。道内最古級のヲチャラセナイチャシ跡も存在していた。多数のチセ跡やお墓、シカや日用品の送り場跡、シカ追い込み猟の柵列跡などが発掘され、多数の道内外、国外からの交易品、日常生活品が出土した。
- 3 林業専用道幌内栄支線  
所在 厚真町字幌内  
現況 令和6年1月開通。1856年に松浦武四郎が踏査、山越えしたルート。
- 4 幌内7遺跡  
所在 厚真町字幌内  
現況 町道幌内左岸線道路敷地や農地。平成20年に発掘調査。13末～14世紀初めのチセ（平地式住居）跡や17世紀中葉の道跡1条を検出した。
- 5 ニタップナイ遺跡  
所在 厚真町字富里  
現況 農地・林地・町道ほか。平成19年に発掘調査。昭和30年代、17世紀中葉のシヤクシャインの戦いの時期のコタン跡地。同時期のヌササン（祭壇）跡、イワクテ（モノ送り場）跡などを検出。令和6年度の一部発掘調査では、17世紀初頭前後のアイヌ民族の土木工事の一部痕跡を確認しており大規模なコタンであった可能性が確認できている。
- 6 富里地区アイヌ伝承地  
所在 厚真町字富里一円  
現況 山林・原野・河川・耕作地・宅地・道路ほか。松浦武四郎が記録した「天使のカメモ」(津波伝承)や「紅スズラン」(闘争伝承悲話)、シカ落としの沼地跡、カムイノミ跡地などが残る地域。
- 7 松浦橋（一般道道上幌内早来停車場線）  
所在 厚真町字富里

現況 昭和32年設置。厚真川中流域の支流頗美宇川に架かる橋梁。幕末の蝦夷地探検家松浦武四郎の名を冠した橋梁。この橋梁に隣接して町指定文化財「松浦武四郎之碑」が所在していた（令和3年移転）。松浦武四郎の名を冠する橋梁は北海道唯一。

#### 8 吉野地区石碑「教育発祥の地」

所在 厚真町字吉野

現況 荒蕪地（北海道胆振東部地震被災地）。明治21年のアイヌ民族の強制移住先と吉野古道。

#### 9 桜丘チャシ跡

所在 厚真町字桜丘

現況 山林。平成21年部分的な発掘調査を実施。15世紀の戦闘的機能を有するチャシ（山城）跡。解説看板を設置。アクセスルートは北海道胆振東部地震で崩壊。

#### 10 宇隆相馬妙見神社

所在 厚真町字宇隆

現況 神社境内及び地域公民館敷地。奥州藤原氏との交易を示す12世紀の愛知県常滑壺の出土地。

#### 11 竜神沼

所在 厚真町字富野

現況 湖沼、山林。松浦武四郎の踏査ルートで「ホントウ」と記録。

#### 12 上厚真遺跡

所在 厚真町字厚和

現況 小学校用地、道路、山林。令和3年の発掘調査で16世紀のホッキガイ等の送り場跡を検出。

#### 13 厚和1遺跡

所在 厚真町字厚和

現況 山林・耕作地・宅地。幕末期における町内最大のコタン「キムンコタン」跡地。むかわ町穂別栄地区への古道「似湾街道」の起点。なおコタンは明治21年の強制移住により解体されている。

#### 14 臨港大橋（町道浜厚真本線）

所在 厚真町字浜厚真

現況 厚真川河口部に架かる橋梁。松浦武四郎が訪れたアツマコタン付近。

### (2) アイヌ施策推進地域計画の目標

厚真町の気候、地勢に育まれてきたアイヌ民族の歴史や文化遺産を広く公開し、町民の正しい理解を得る。そして先住民族であるアイヌ民族のすべての方々が、自らの出自、自らの民族に誇りをもち、かつ主張できる地域社会の醸成を目指す。あわせて、現在の農業の町、厚真町を切り開いた本州などからの開拓移民の歴史文化との相互尊重、調和のとれた民族

共生の地域社会を目指す。

そして、尊重し合う共生社会が生み出す、地域の多様性多文化性を域外からの来町者とも共有できる場所、機会を提供し、これからの厚真町の発展にも寄与できる総合的な施策を進めることを目的とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業		
		カムイノミ参加者数	軽舞遺跡事務所来館者	画像提供・講話等外部依頼件数
令和6年度 (基準年度)	80名	のべ800人 /年間	5件/年間	のべ500件 /年間※
令和7年度	100名	のべ1,000人 /年間	7件/年間	のべ2,000件 /年間
令和8年度 (中間目標)	120名	のべ1,200人 /年間	10件/年間	のべ4,000件 /年間
令和9年度	130名	のべ1,300人 /年間	13件/年間	のべ6,000件 /年間
令和10年度 (最終目標)	150名	のべ1,500人 /年間	20件/年間	のべ10,000件 /年間

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業		観光の振興その他の産業の振興に資する事業
	アイヌ歴史文化センター来館者数	先進地見学会町民参加者数	桜丘チャシ跡見学会・アイヌ文化講演会等参加者数
令和6年度 (基準年度)	—	—	20人
令和7年度	—	60人	80人
令和8年度 (中間目標)	—	70人	100人
令和9年度	—	80人	120人
令和10年度 (最終目標)	4,300人 ※11月開館予定	100人	200人

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

###### ① アイヌ文化保存・継承環境整備事業

厚真町では毎年、厚真アイヌ協会主催で伝統儀式のカムイノミ（神々への祈り）・イチャルパ（先祖供養）を一般町民参列・見学可能な方法で執り行っている。現在の厚真アイヌ協会は、構成員が8名と少人数であり、次世代の担い手不足が課題となっている。今後も厚真アイヌ協会が伝統儀礼を継続、継承していくうえで、担い手を育成するためにアイヌ文化の伝統的工芸品、民族衣装等の備品を購入し、地域のアイヌ文化継承のための環境を整備する。事業実施時以外はアイヌ文化伝統工芸品として展示公開し、理解促進に寄与する。

##### 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

###### ① アイヌ歴史文化情報発信事業

厚真町のアイヌ民族に関する埋蔵文化財や民具、伝統儀式や遺跡などの歴史文化資源に関し、写真・動画撮影による記録保存、情報収集のうえ、厚真町のアイヌ文化関連のホームページ開設（更新）や各種書籍、デジタルサイネージなどでの情報発信事業を行う。また、これに係る情報発信端末機器等も整備し、アイヌ民族の歴史文化への理解促進と民族共生理念の浸透に寄与する目的に実施する。

###### ② アイヌ出土文化財レプリカ製作委託事業

貴重なアイヌ出土文化財は非常に脆弱な資料であることから、一般公開の際には温湿度管理に細心の注意を要するとともに、少なからずの資料ダメージのリスクを伴う。また展示施設への移動時の損傷リスクも発生することから、これを改善すべくレプリカを製作し、より幅広い展示公開活用・理解促進に寄与する。

###### ③ アイヌ伝統工芸人材育成事業

出土文化財の調査研究で判明した製作技術を現在の伝統工芸家とも共有を図り、技術の継承、若手工芸家の育成も目的とする。また、完成した復元品は劣化した出土品との比較展示資料となり、展示公開することで長く受け継がれてきたアイヌ文化の歴史への理解促進に寄与する。

###### ④ 厚真町民アイヌ文化ガイド育成事業

各種一般向け事業や見学会ツアー等、令和10年度供用開始予定のアイヌ歴史文化センター展示室などの厚真町内のアイヌ文化に関する町民ガイドを育成する。町民5名程度の登録制とし、令和6年度は募集、令和7年度から隔月で町学芸員のほか外部講師を招きガイド養成講座を実施し、年1回以上、先進地事例の視察研修会も実施する。2年間で1講座とし、2サイクルの実施予定。町民ガイドからさらに町民への情報共有のハブ的存在、学芸員業務補助としての目的も有する。

⑤ 町民向け理解促進事業

厚真町民を対象とし、国立アイヌ民族博物館や平取町立二風谷アイヌ文化博物館など先進的施設を見学し、アイヌ民族の歴史と文化や今後の厚真町のアイヌ施策（アイヌ歴史文化センター建設など）への理解促進に寄与する。

⑥ アイヌ歴史文化センター開館準備事業

厚真町はアイヌ文化政策の拠点施設として（仮称）厚真町アイヌ歴史文化センターを令和10年度供用開始予定で計画を進めている。センターの展示資料として、厚幌ダム建設事業などに伴う埋蔵文化財・遺跡発掘調査で判明したコタン（集落）跡やチャシ跡などの立体模型や各種映像展示プログラムの製作などのほか、開館直前にはPRパンフレット作成や教育旅行関係者への積極的プロモーション活動を実施する。

さらに令和10年供用開始に合わせての記念事業としてアイヌ文化振興に係る著名人の講演会、展示室の見学会、町内のアイヌ文化構成資産の見学会を実施する。今後の活用、運営を含め町内外からの利用促進を図り、厚真町のアイヌ政策と民族共生の理念に関する理解促進に寄与する。

なお、町内のアイヌ文化関連資源の有効活用や各種文化財関係事業の評価、センターの展示計画等について、大学研究者や元文化財行政職員などのアイヌ文化研究者から専門的意見を聴取する「有識者等検討委員会」を実施している。今後も厚真町アイヌ政策地域計画、推進事業についても意見等を頂き、随時、修正等をかけていく。

⑦ アイヌ歴史文化センター整備事業

令和10年度供用開始予定の厚真町文化交流施設内のアイヌ歴史文化センター内部の遺骨安置室内装、厚真アイヌ協会庶務室内備品、資料展示ケース、照明器具、展示パネル、映像展示機器等、書架、館内Wifi環境設備・展示解説用タブレット等の展示関連備品、可搬式消火設備や防犯カメラ等の防火防犯関連備品の購入と設置工事のほか展示資料を収蔵保管している軽舞遺跡調査整理事務所からの移転作業も実施し、展示公開施設の環境を整備し、アイヌ文化への理解促進、文化振興に寄与する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アイヌ文化資源見学・ツアー事業

アイヌ民族の歴史や精神文化を象徴的に示すチャシ跡や幕末期に北海道を探検し、アイヌ民族の生活や文化、地名の詳細を記録した松浦掛四郎は、全国的にも注目されている貴重なアイヌ歴史文化資源である。このうち、町内に現存する唯一の桜丘チャシ跡の草刈りや測量調査等の環境整備を行い、見学会の実施等での活用を進める。このほか、松浦武四郎の厚真町指定文化財の功績碑や町内の踏査ルートを巡るツアーを実施し、厚真町民のみに限らず、広く北海道内外の一般市民を対象としたアイヌ歴史文化資源の見学会や講演会を実施する。これらの事業は、デジタルカメラ等でも記録し、ホームページにも掲示し更なる理解促進に努める。

これによりアイヌ民族の歴史文化への理解促進を図り、民族共生社会の構築のほか

町外からの交流人口増加が見込まれ、教育観光や地域経済の活性化に寄与する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業  
なし

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和10年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1、4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：262,005千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：7,384千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：なし

事業期間：なし

事業費：0千円

※(1)～(3)の合計事業費：269,390千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-1に記載する事業

厚真のアイヌ民族の精神文化、伝統儀式を後世に伝え残すとともに、地域のアイヌ民族の伝統文化の継承と先住民族である自負と尊厳の形成に寄与する。伝統儀式に参列した一般の方々などがアイヌ民族の伝統文化を理解し、尊重する共生社会を築くことに役立つことが期待される。

■ 4-2に記載する事業

7事業を実施することによって、厚真のアイヌ民族の歴史や文化を後世に伝え残すとともに、アイヌ民族の歴史や文化の価値が正しく理解され、アイヌ民族が尊重される共生社会

の構築に寄与することが期待される。

■ 4-3に記載する事業

厚真町のアイヌ文化資源の現地を整備し、学芸員等のガイド付き見学会や教育視察・観光等で現地を訪れることにより厚真のアイヌ民族の歴史や文化の新たな発見と学び、正しく理解の場を提供する。また講演会も実施し、さらに理解を深めることでアイヌ民族が尊重される共生社会の構築と町外からの交流人口増加に伴う観光や関連地域産業の振興に寄与することが期待される。

■ 4-4に記載する事業

なし

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

3の事業については、厚真町の事業として実施するものであり、「厚真町暴力団排除条例」に基づき暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

4の事業については、厚真町が事業の実施主体である。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の事業スケジュールについては、事業担当課である厚真町教育委員会が特定又は想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、アイヌの人々で構成される厚真アイヌ協会をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである、各施設の来館者数、講演会等への参加者数、資料提供件数等について、実績値を公表する。数値目標の達成状況については、厚真アイヌ協会などの関係団体との協議の場を設け、今後の事業内容の改善につなげるようにする。

(2) 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況および事業の内容、効果について、厚真アイヌ協会などの関係団体との協議の場を設け、効果検証を行い、翌年度以降の方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表手法

目標達成状況に係る評価結果については、町のウェブサイトで公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項  
実施予定なし。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項  
実施予定なし。

## 令和 6 年度 厚真町アイヌ政策推進交付金活用事業 実績報告

町予算 事業名	交付金 事業分類	交付金事業名	事業内容	契約金額	交付額
(仮称) アイヌ 歴史文化 センター 整備事業	文化振興 事業	アイヌ出土文化財 レプリカ製作委託 事業	遺跡出土の脆弱資料（道内最古の和 鏡や銀象嵌の刀子）を 3 D 計測のう えレプリカ製作を実施。	2,288,000 円	1,830,400 円
		アイヌ文化保存・ 継承環境整備事業	伝統儀式カムイノミに使用する椀や 盆、捧酒籠など一式の製作と購入経 費。儀式以外では資料の一部を展示 公開している。	5,236,000 円	4,188,800 円
		アイヌ歴史文化 情報発信事業	資料の記録保存と周知公開資料 として、アイヌ民具や出土品の 撮影やホームページ開設の委託 業務。	2,418,600 円	1,934,880 円
		アイヌ歴史文化 センター 開館準備事業	文化財専門研究者やまちづくり 研究者、町民など 7 名による展 示設計や活用事業への助言。こ の報酬、交通費等費用弁償経 費。	358,580 円	286,864 円
文化財保 護事業	地域・ 産業振興 事業	アイヌ文化資源 見学・ツアー事業	桜丘チャシ跡の笹刈りや胆振東 部地震で崩壊した本体への進入 路整備、各種事業記録のための デジタルカメラ購入経費	771,152 円	616,921 円
				11,072,332 円	8,857,865 円

総事業費	11,072,332 円
交付決定額	8,857,000 円
特別交付税措置見込額	1,107,000 円
町一般財源	1,108,332 円

## 令和 7 年度 アイヌ政策推進交付金活用事業 申請事業計画一覧表

町予算 事業名	交付金 事業分類	交付金事業名	事業内容	交付金対象 予算額	交付予定額
(仮称) アイヌ 歴史文化 センター 整備事業	文化振興 事業	アイヌ出土文化財 レプリカ製作委託 事業	遺跡出土の脆弱資料（東日本で数個体の 銅製銚子やガラス玉など）を 3 D 計測と レプリカ製作経費。	5,940,000 円	4,752,000 円
		アイヌ文化保存・ 継承環境整備事業	伝統儀式カムイノミに使用する酒器や花 ごぎの製作と購入経費。儀式使用以外で は一部を展示公開。	2,431,000 円	1,944,800 円
		アイヌ歴史文化 情報発信事業	資料の記録保存と周知公開資料として、 アイヌ民具や出土品の撮影やホームペー ジ更新、デジタルサイネージ購入経費。	2,306,480 円	1,845,184 円
		アイヌ歴史文化 センター 開館準備事業	アイヌ歴史文化センター検討委員会の報 酬や費等費用弁償経費やアイヌ伝承アニ メ映像番組制作経費。	8,870,804 円	7,096,643 円
		アイヌ伝統工芸 人材育成事業	出土品を元資料として、現代の伝統工芸 職人（熟練者・習得者）にレプリカ製作 を発注。その作業及び購入経費。	726,000 円	580,800 円
		厚真町民アイヌ 文化ガイド育成 事業	町民を対象とし、展示施設や町内のアイ ヌ文化資源解説ガイド育成のための講師 謝金や研修費用弁償。年 6 回開催予定。	318,740 円	254,992 円
		町民向け 理解促進事業	町内のアイヌ文化資源の見学会のほか白 老町や平取町の先進地施設等を見学し、 厚真町の独自性を紹介する事業。バス運 行経費や施設入場料。	363,020 円	290,416 円
文化財保 護事業	地域・ 産業振興 事業	アイヌ文化資源 見学・ツアー 事業	アイヌ文化講演会の講師や古式舞踊演舞 者への謝金等のほか、桜丘チャシ跡の地 形測量や案内看板製作、設置にかかる経 費。	2,903,704 円	2,322,963 円
			合 計	23,859,748 円	19,087,798 円

総事業費	23,859,748 円
交付決定額	19,087,000 円
特別交付税措置見込額	2,386,000 円
町一般財源	2,386,748 円

## 1 第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画について

別冊 概要版 参照

## 2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

### （1）国の動向

・令和5年6月13日閣議決定「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現」のための「こども未来戦略」の策定に向けて全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

・令和5年9月21日よりこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を開催（全4回開催12月に中間とりまとめ）

・令和5年12月22日閣議にて、こども誰でも通園制度（仮称）の創設を決定

・令和6年2月16日関連法案（子ども・子育て支援法、児童福祉法）の一部を改正する法律案を国会に提出

・令和6年6月5日法律成立

### （2）制度の概要

ア 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度の創設

イ 利用者は生後6カ月以上～満3歳未満で保育所等に通っていない子ども

ウ 利用者が利用できる時間は月10時間以上であって内閣府令で定める時間 ※令和8年度・令和9年度は経過措置あり

エ 令和7年度は地域子ども・子育て支援事業、令和8年度から給付制度として法律上位置づける。令和8年度から全自治体で実施が必須。

### （3）制度の主な仕組み（現時点で判明している内容）

ア 給付を受けるための認定制度の創設

こども誰でも通園制度の給付を受けるためには、保護者の市町村への申請による認定手続きが必要になる。

イ 市町村の指定（認可・確認）

こども誰でも通園制度を実施する事業所は、市町村により児童福祉法上の「認可」と子ども・子育て支援法上の「確認」を行う必要がある。

#### ウ 設備及び運営の基準条例の制定

こども誰でも通園制度を実施するための設備及び運営の基準を条例で定める必要がある。

#### エ 市町村による指導監査・勧告等

こども誰でも通園制度を実施する事業所に対して、市町村に指導監査・勧告等の権限が与えられる。

#### オ 実施事業所に対する給付の支給（代理受領）

法令上、代理受領が認められているため、実施事業所からの請求に対して市町村は審査の上、支払業務を行う必要がある。給付の額は国が定める。

#### カ こども誰でも通園制度に関する国のシステムの利用

制度の円滑な利用のため、子ども家庭庁が全国の自治体で利用することも誰でも通園制度（総合支援システム）（仮称）を構築する。主な機能は次の通り

- ・ 利用希望者の予約・キャンセル
- ・ 実施事業所の予約管理（空き枠の登録）
- ・ 実施事業者からの請求書発行
- ・ 自治体の利用状況確認、請求書受け取り

※利用者、実施事業所のID・パスワード管理業務が想定される。

※国のシステム利用により、利用者は全国の実施事業所の利用が可能

※町のシステムと国のシステムの連携が想定される。

#### キ 子ども・子育て支援事業計画への掲載

こども誰でも通園制度の必要利用定員数、需要量見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を掲載する必要がある。

#### ク 財源

国 3/4、市町村 1/4

#### (4) 厚真町の実施時期

令和7年度下半期以降に試行的に実施し、令和8年度からの実施を予定している。

### 3 (仮称)厚真町乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設備及び運営の基準に関する条例について

#### (1) 条例の概要

<p>制定の趣旨</p>	<p>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号。以下「改正法」という。)により、児童福祉法(昭和22年法律164号。以下「法」という。)において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられ、その設備及び運営について、内閣府令で定める基準を参酌すること等により、市町村の条例で基準を定めることとされたため。</p>
<p>設備運営基準の趣旨 最低基準の目的 最低基準の向上</p>	<p>明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする等を示す。</p>
<p>乳児等通園支援事業者の責務及び一般原則</p>	<p>乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて常に、その設備及び運営を向上させなければならない。また、利用乳幼児の人権に十分に配慮すること等を示す。</p>
<p>非常災害対策 安全計画の策定 自動車を運行する場合の所在の確認</p>	<p>乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならないこと等を示す。</p>
<p>職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等並びに他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準</p>	<p>乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと等を示す。</p>
<p>利用乳幼児を平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止</p>	<p>乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと等を示す。</p>

衛生管理等及び食事	乳児等通園支援事業は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと等を示す。
運営規程及び帳簿の整備	乳児等通園支援事業は、乳児等通園支援事業所ごとに、乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針等の乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならないこと等を示す。
秘密保持等、苦情への対応	乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと等を示す。
乳児等通園支援事業の区分	乳児等通園支援事業の区分について示す。 ① 一般型乳児等通園支援事業 ② 以外の乳児等通園支援事業をいう。 ③ 余裕活用型乳児等通園支援事業 認定こども園等において、利用児童数が利用定員に満たない場合に、利用定員の範囲内で行う乳児等通園支援事業をいう。
一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準	一般型乳児等通園支援事業所の設備は、規則で定める基準を満たさなければならないこととするほか、一般型乳児等通園支援事業所において、乳児等通園支援従事者の数について示す。
余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準	余裕活用型乳児等通園支援事業所は、当該余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所について定められた設備及び職員の基準を満たさなければならないこと等を示す。
支援の内容及び保護者との連絡	乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支援を提供しなければならない。また、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと等を示す。

電磁的記録	記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面などで行うこととされているものについて、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができること等を示す。
-------	--

(2) 施行日

令和8年4月1日

# 第3期 厚真町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の対象 .....	3
5 計画の策定体制.....	4
(1) 子ども・子育て会議での審議 .....	4
(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施 .....	4
(3) パブリックコメントの実施 .....	4
第2章 厚真町の子ども・子育て家庭を取り巻く環境 .....	5
1 厚真町の現状 .....	5
(1) 人口の推移 .....	5
(2) 世帯の状況 .....	6
(3) 人口動態（資料：厚労省・人口動態統計） .....	6
(4) 出生の状況 .....	7
(5) 婚姻・離婚の状況.....	8
(6) 就労の状況 .....	9
2 教育・保育施設の状況 .....	10
(1) 全体の利用児童数の推移.....	10
(2) 認定こども園（教育標準時間）の利用状況.....	10
(3) 認定こども園（保育所型）の利用状況.....	11
(4) 認可外保育施設の利用状況 .....	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	12
(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育） .....	12
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所） .....	12
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） .....	13
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） .....	13
(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支 援に資する事業 .....	13
(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） .....	13
(7) 一時預かり事業 .....	14
(8) 病児保育事業（病後児保育） .....	14
(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） .....	14
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査） .....	14
4 アンケートの結果概要 .....	15
(1) 調査の目的 .....	15
(2) 調査対象・配布・回収状況 .....	15
(3) アンケートの結果概要の見方 .....	15
テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要 .....	16
<就学前児童の保護者> .....	19
テーマ2 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について.....	25
テーマ3 アンケートの結果からみた妊娠・出産に関する課題について .....	28
テーマ4 子育ての相談先・相談相手について.....	32
●子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題.....	38

【参考】子ども（中学生）の意見.....	41
(1) 意見聴取の概要.....	41
(2) 意見の内容.....	41
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	43
3 施策体系.....	44
第4章 施策の展開.....	45
1 子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実.....	45
(1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり.....	45
(2) 子どもと母親の健康づくり.....	46
2 安心して子どもを生き育てられる支援の充実.....	49
(1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり.....	49
(2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり.....	50
3 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実.....	51
(1) 子育てを支援する地域づくり.....	51
(2) 安全で安心な生活環境づくり.....	52
第5章 量の見込みと提供体制の確保方策.....	53
1 提供区域の設定.....	53
(1) 教育・保育提供区域.....	53
(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定.....	54
2 子どもの数の推計.....	55
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	56
(1) 量の見込み.....	56
(2) 提供体制の確保と実施時期.....	57
4 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策.....	59
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	60
(1) 利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）.....	60
(2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）.....	61
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	62
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	63
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	63
(6) 養育支援訪問事業.....	64
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）.....	65
(8) 一時預かり事業.....	65
(9) 病児保育事業（病後児保育）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）... ..	66
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、（就学後児童を含む））.....	66
(11) 妊婦健康診査事業.....	66
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）.....	67
(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業.....	67
(14) 産後ケア事業.....	67
(15) 子育て世帯訪問支援事業.....	68
(16) 児童育成支援拠点事業.....	68
(17) 親子関係形成支援事業.....	68
6 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）.....	69
7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について.....	69

8 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	69
第6章 計画の推進体制.....	70
1 関係機関等との連携及び役割.....	70
(1) 行政の役割.....	71
(2) 家庭の役割.....	71
(3) 地域・各種団体の役割.....	71
(4) 企業・職場の役割.....	71
2 計画の達成状況の点検・評価.....	72
資料編.....	73
資料1 用語解説.....	73

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、わが国においては、少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。また、少子高齢化の進行により、人口構造が変化し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。これらの子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました。

厚真町でも、これまで「厚真町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～令和元年度）、「厚真町第2期子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）に基づき、子育てに係る各種事業を展開してきました。

子ども・子育てをめぐるのは、近年の社会情勢に対応し、児童へのさらなるきめ細かな取り組みが求められており、子ども・子育て支援を、質・量ともに充実させるとともに、家庭、職域、地域など、社会全体で子ども・子育て支援への理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすことが必要となっています。

本計画は、様々な取組を通して、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、「第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）として策定します。

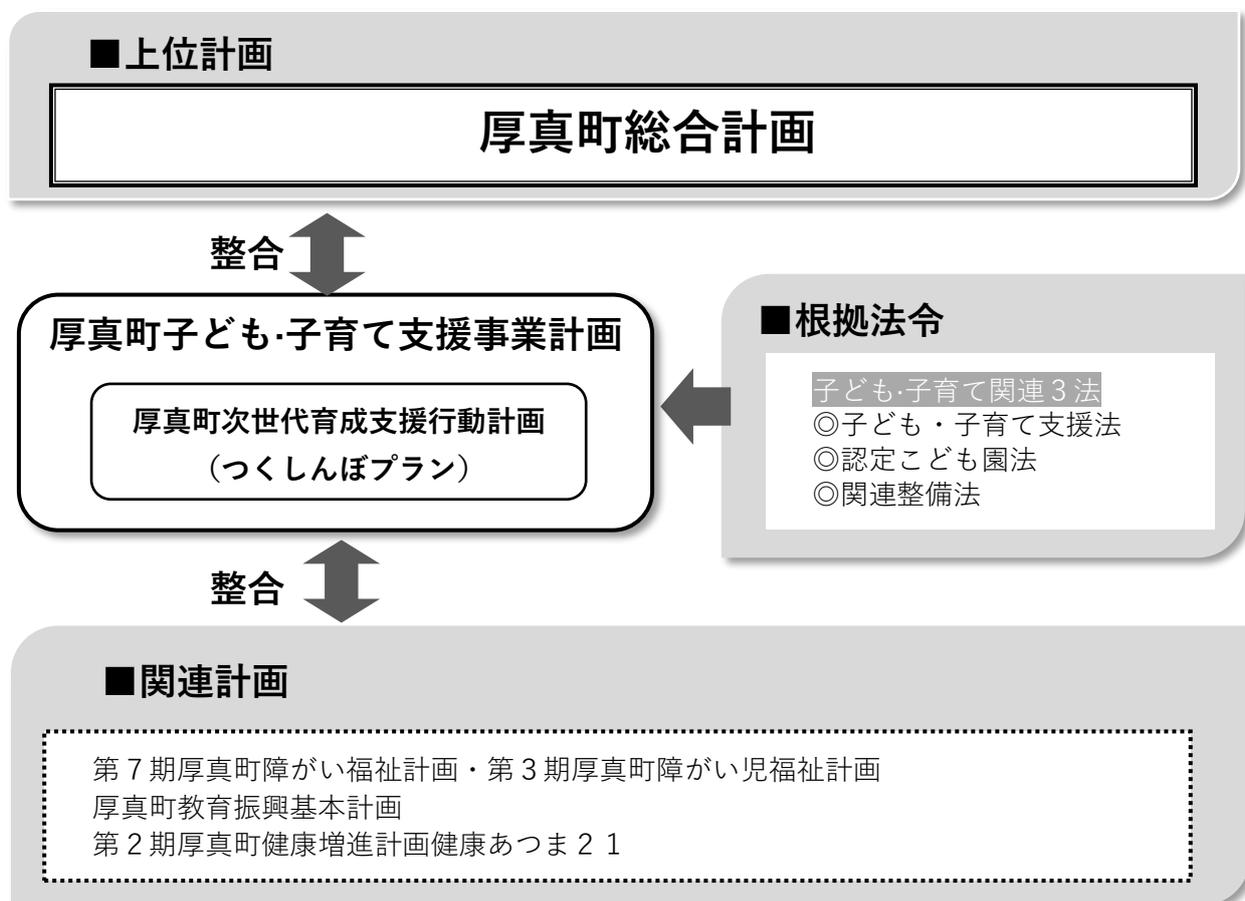
## 2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、厚真町の子どもと子育て家庭を対象として、厚真町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みに沿って、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組の子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

また、「厚真町次世代育成支援行動計画（つくしんぼプラン）」を本計画の中で一体的に策定して継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

なお、計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
<b>第2期計画推進期間</b>					<b>第3期計画推進期間</b>					<b>次期</b>
				見直し 年度					見直し 年度	

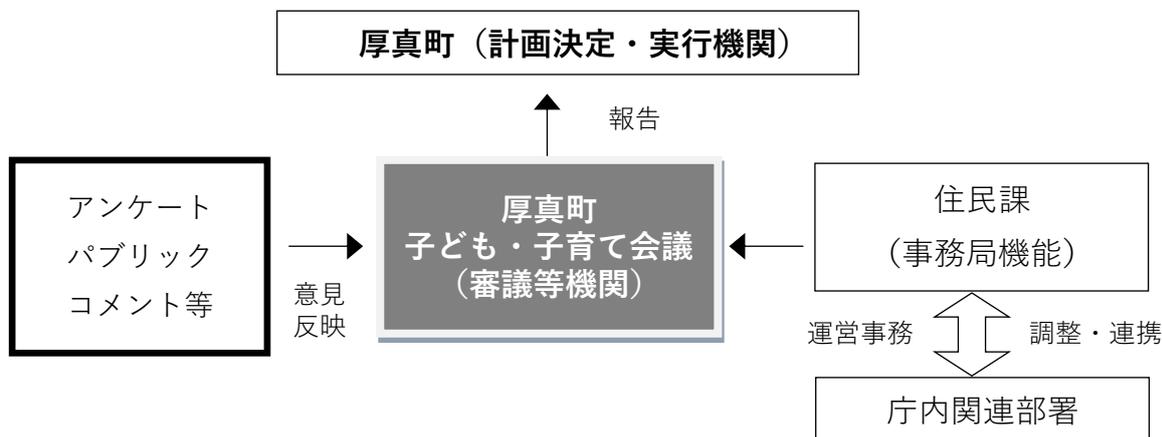
### 4 計画の対象

本計画の支援の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成するすべての人を対象とします。

## 5 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議での審議

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に設置が定められている「厚真町子ども・子育て会議」（以下、「子ども・子育て会議」という。）において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議・検討・審議を行いました。



### (2) 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施

主に次の2点を把握するため、下記の通り子ども・子育てに関するアンケート（以下「アンケート」という。）を実施しました。

- ア 就学前及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童の保護者	134 票	94 票	70.1%
	小学生児童の保護者	170 票	105 票	61.8%
対象者の抽出方法	令和6年5月31日現在、厚真町住民基本台帳に登録されている就学前児童及び小学生児童が属する世帯			
調査期間	令和6年7月8日～令和6年7月26日			
調査方法	<input type="radio"/> 未就学児の世帯 教育・保育施設を通じての配布回収及び郵送法（郵送配布・回収） <input type="radio"/> 小学生の世帯 学校を通じての配布回収			

### (3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、ホームページ等において計画案を公表し、町民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。

# 第2章 厚真町の子ども・子育て家庭を取り巻く環境

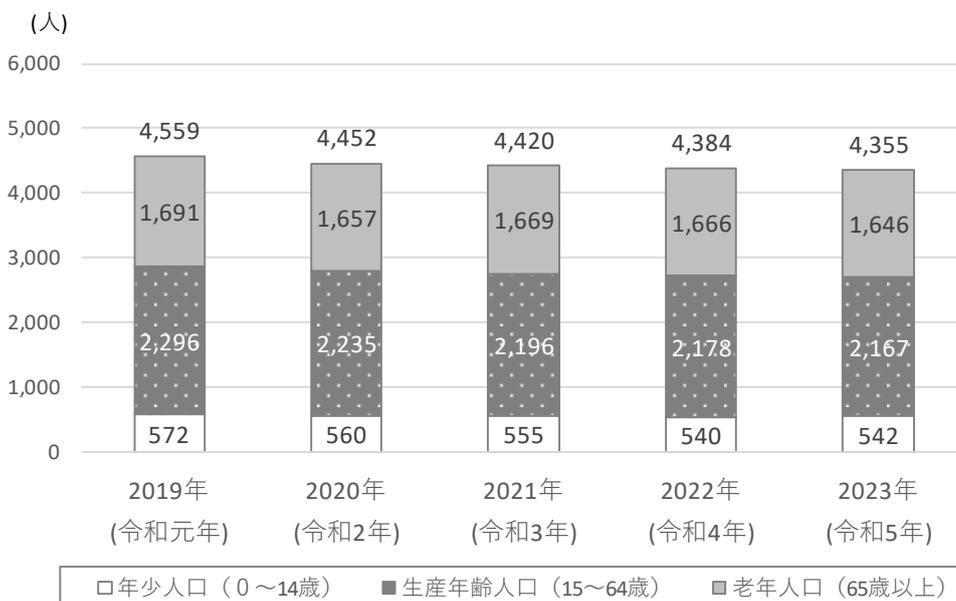
## 1 厚真町の現状

### (1) 人口の推移

#### ■総人口の推移

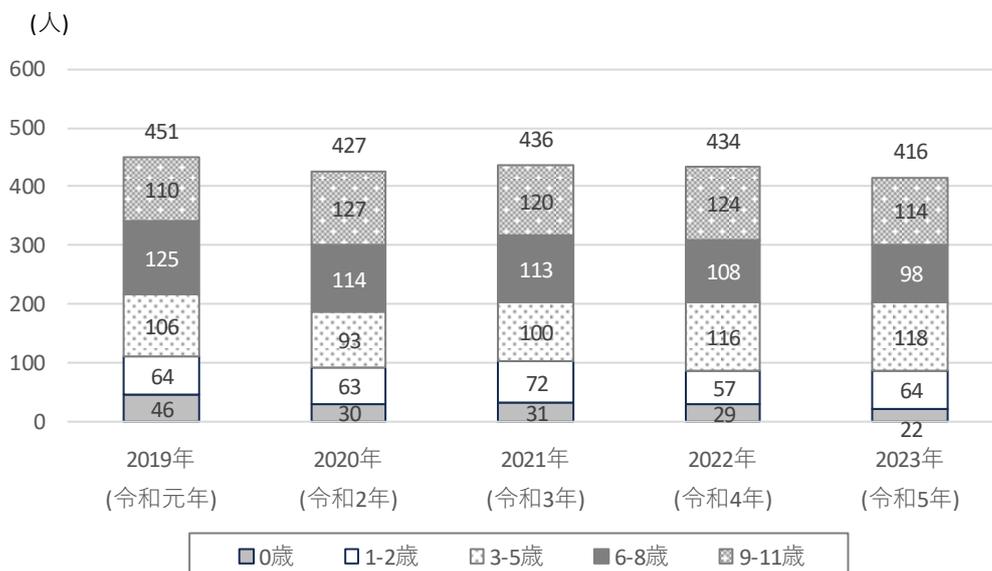
年少人口が令和元年から令和5年までの5年間で30人減少し、全体に占める割合は令和5年で12.4%となっています。児童人口の0歳児は令和元から令和5年までの5年間で24人減少しており、児童人口も令和5年では416人となっています。

老年人口は令和元年から令和5年までの5年間に45人減少しました。ただ、全体に占める割合は約1%増加し、少子高齢化はゆるやかに進んでいます。



資料：厚真町住民基本台帳（各年10月1日現在）

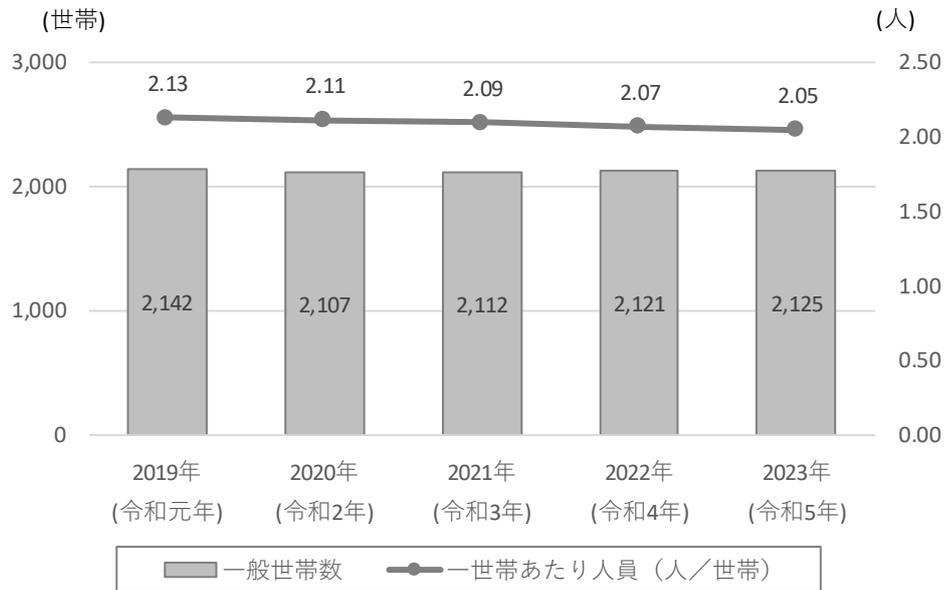
#### ■児童人口の推移



資料：厚真町住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 世帯の状況

世帯数は令和元年以降、横ばいで推移しています。1世帯あたり人員も減少しており、核家族化が進んでいると推察されます。

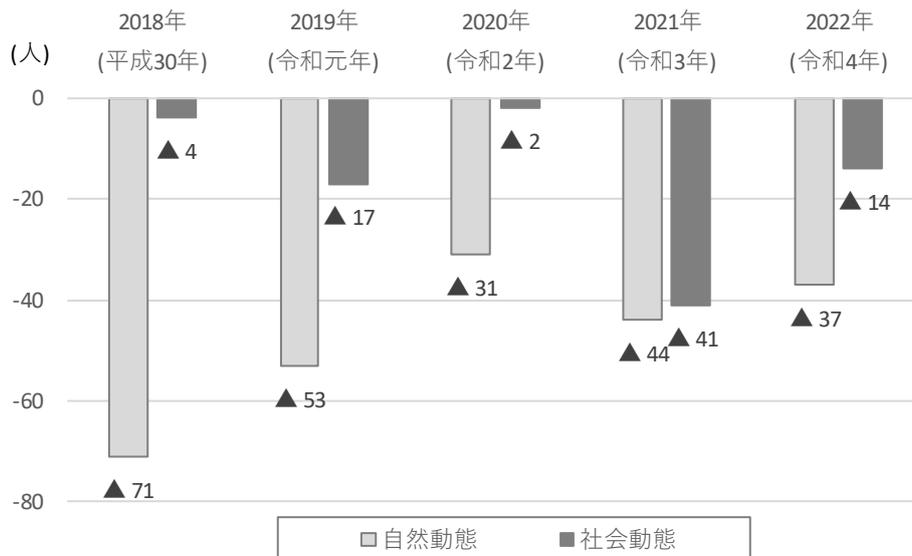


資料：厚真町住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (3) 人口動態（資料：厚労省・人口動態統計）

自然動態（出生数－死亡数）は、マイナスで推移しています。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっています。

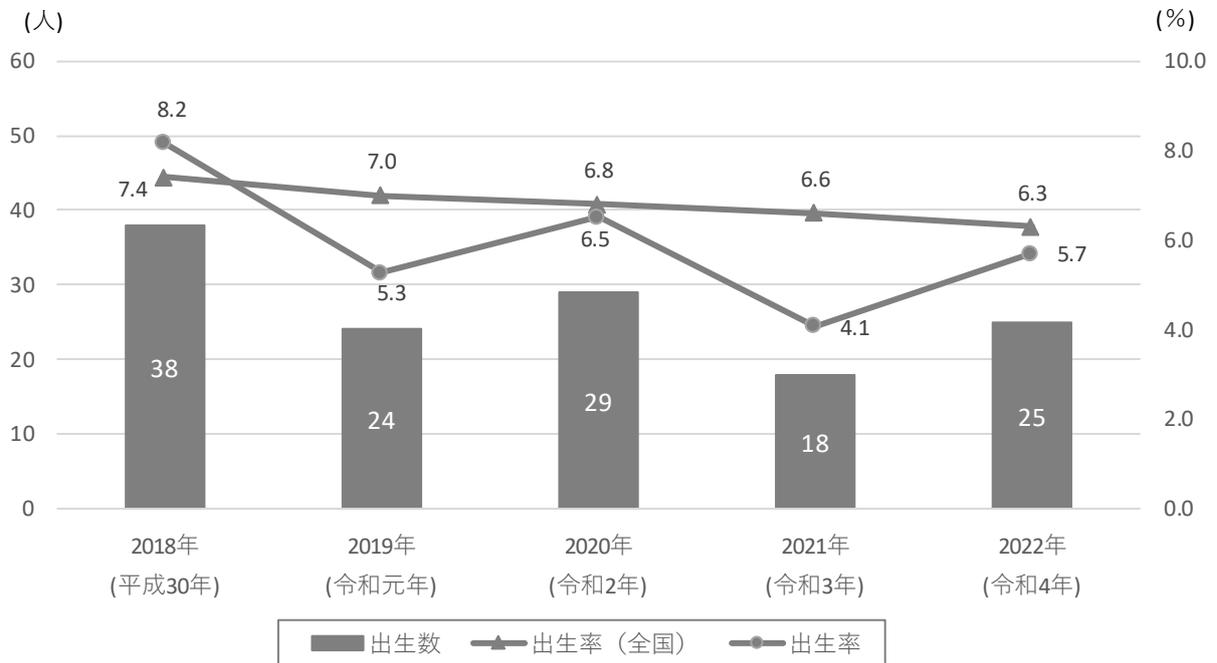
社会動態（転入数－転出数）は、マイナスで推移しながら、減少と増加を繰り返しています。転出が転入を上回る年が続き、人口減少の要因となっています。



資料：人口動態統計

#### (4) 出生の状況

出生数は、増加と減少を繰り返しています。出生率については平成30年度から令和4年まで、2.5%減少しています。また、人口千人当たりの出生率は、令和元年以降全国平均を下回っています。



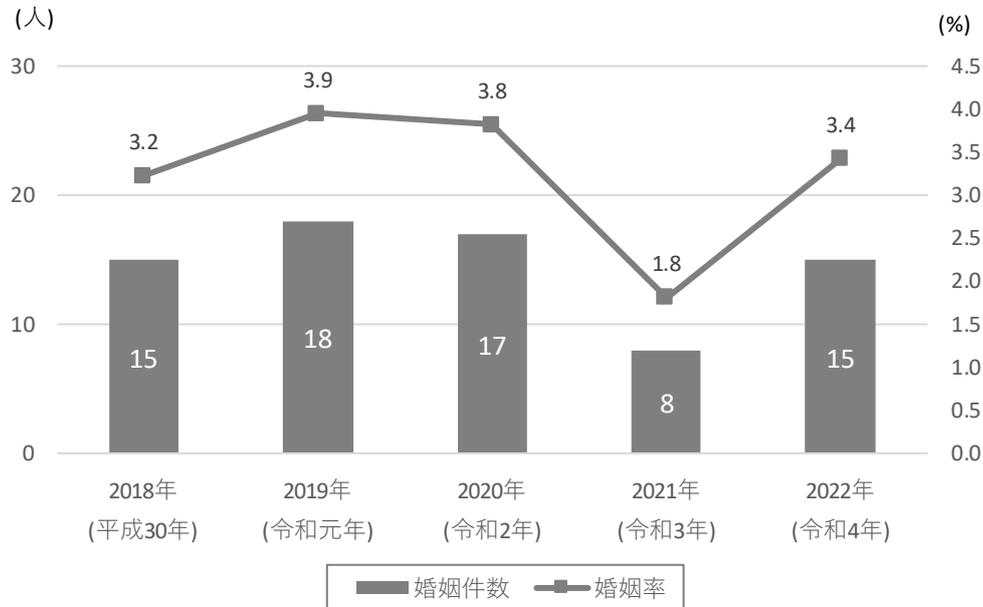
資料：人口動態統計

## (5) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数、婚姻率は、令和3年に大きく減少していますが、全体の傾向としては、ほぼ横ばいで推移しています。

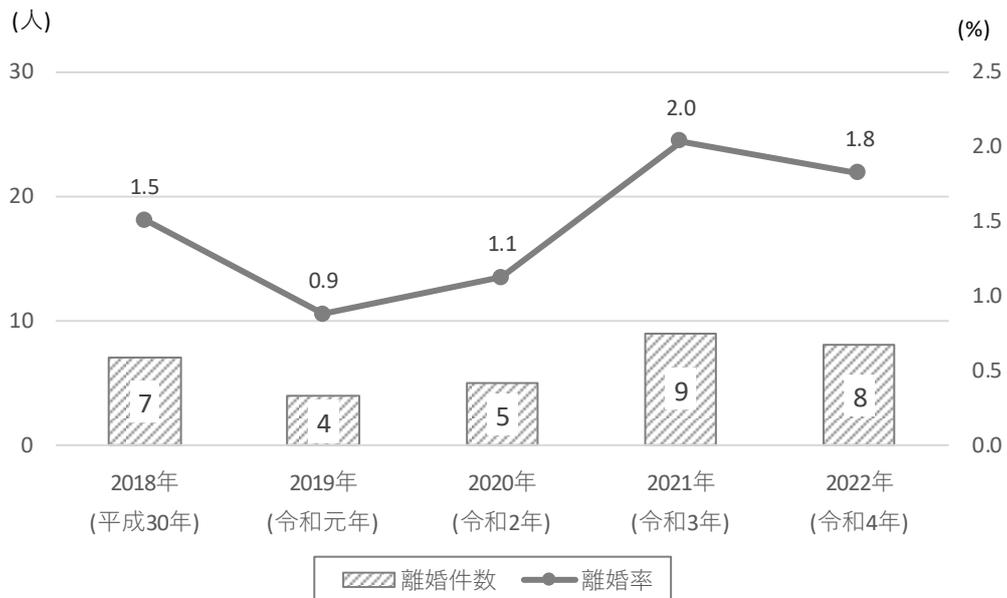
離婚件数についても、ほぼ横ばいの傾向で推移しており、離婚率は0.9%～2.0%の間で推移しています。

### ■婚姻件数及び婚姻率の推移



資料：人口動態統計

### ■離婚件数及び離婚率の推移

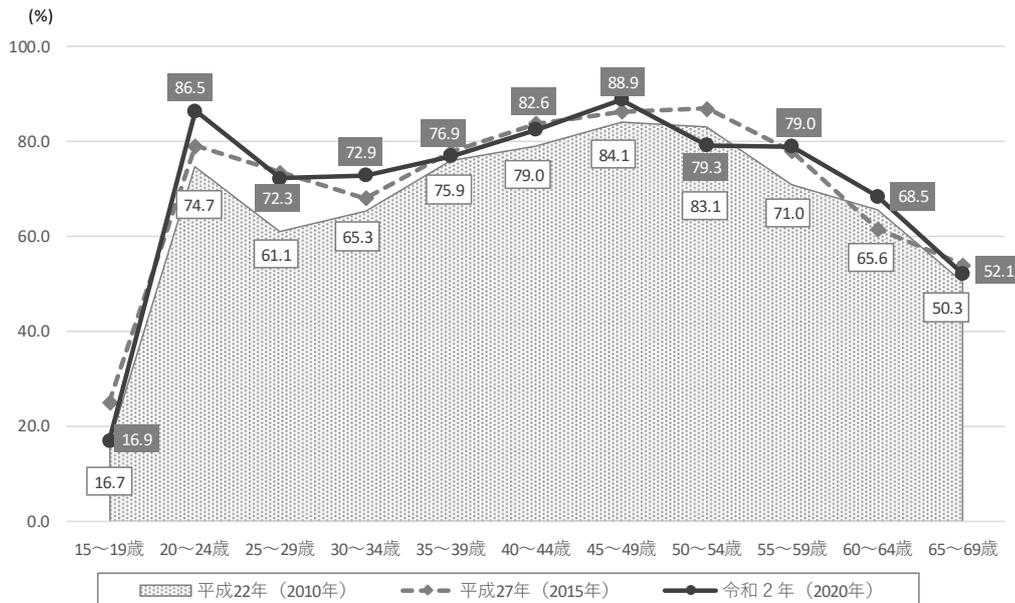


資料：人口動態統計

## (6) 就労の状況

厚真町における25～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、令和2年の25～29歳では72.3%、30～34歳では72.9%、35～39歳では76.9%であり、平成22年と平成27年を比較すると一部令和2年にかけて減少しているものの、それ以外のすべての世代で、増加傾向がみられます。

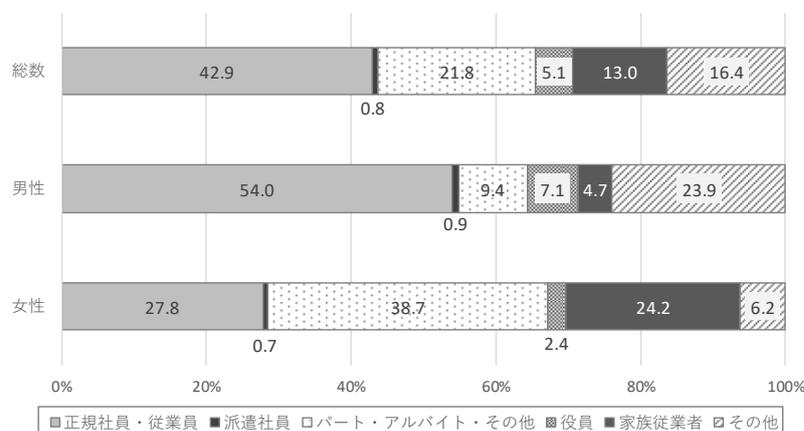
また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、令和2年の50～54歳では79.3%、55～59歳では79.0%、60～64歳では68.5%となっています。結婚や妊娠・出産等の時期でも、25～34歳の就業率の減少はみられません。子育てが落ち着く40代頃からの就業率は8割を超え、全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフはM字傾向がゆるやかになってきており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。



資料：国勢調査

就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が5割強を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。

### ■ 従業上の地位別従業者数の割合（令和2年国勢調査）



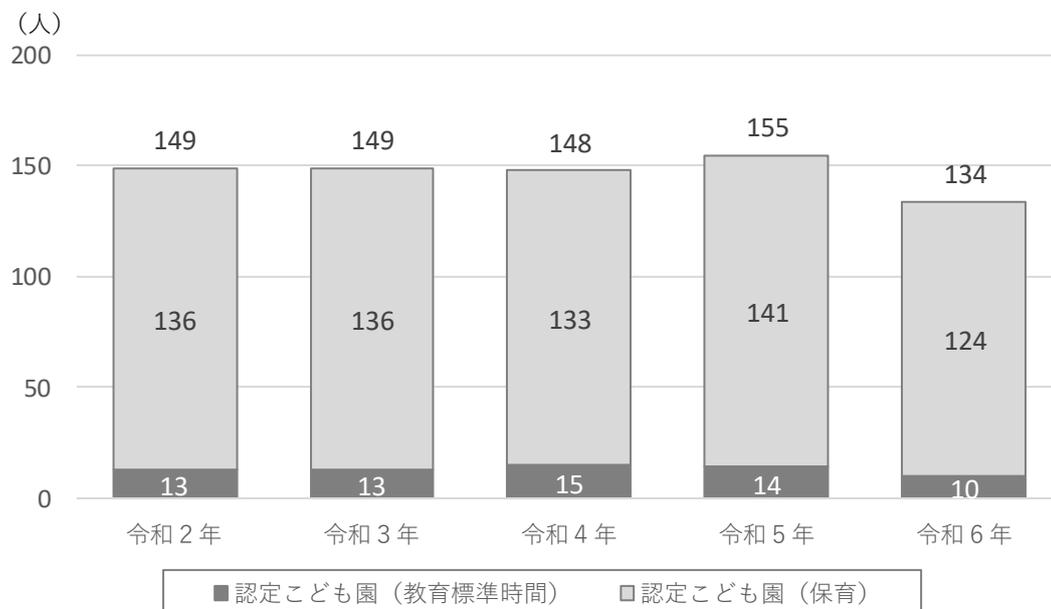
資料：国勢調査

## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 全体の利用児童数の推移

町内の認定こども園設置数は2カ所で、利用者数は令和2年から令和5年の間では、ほぼ横ばい傾向でしたが、令和6年には若干減少しています。

#### ■認定こども園利用児童数の推移

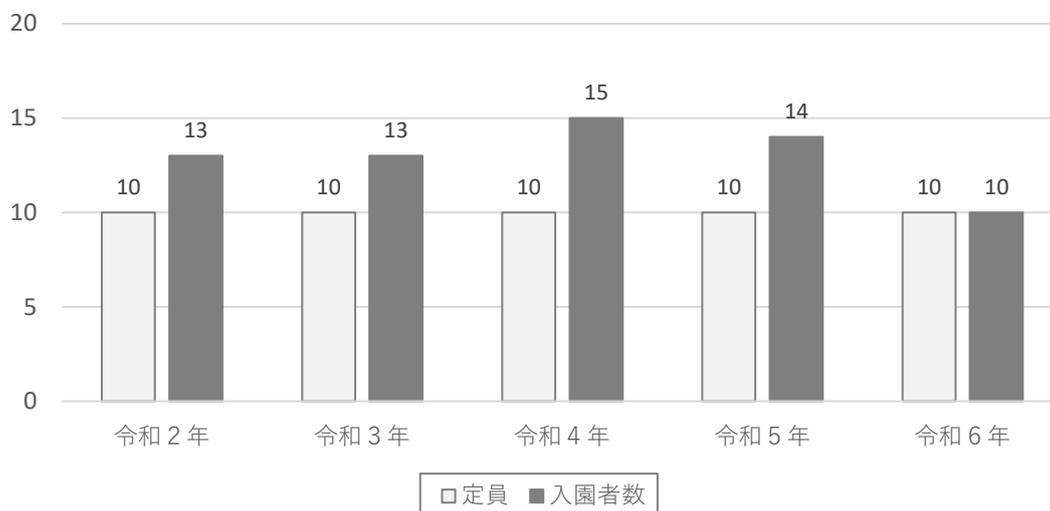


### (2) 認定こども園（教育標準時間）の利用状況

定員数は、令和2年に10人になって以降、変化はありません。

入園者数は、令和2年から令和5年までの間で増加と減少を繰り返していますが、令和6年は減少して10人となっています。

#### ■認定こども園（教育標準時間）の定員数、入園者数の推移



### (3) 認定こども園（保育所型）の利用状況

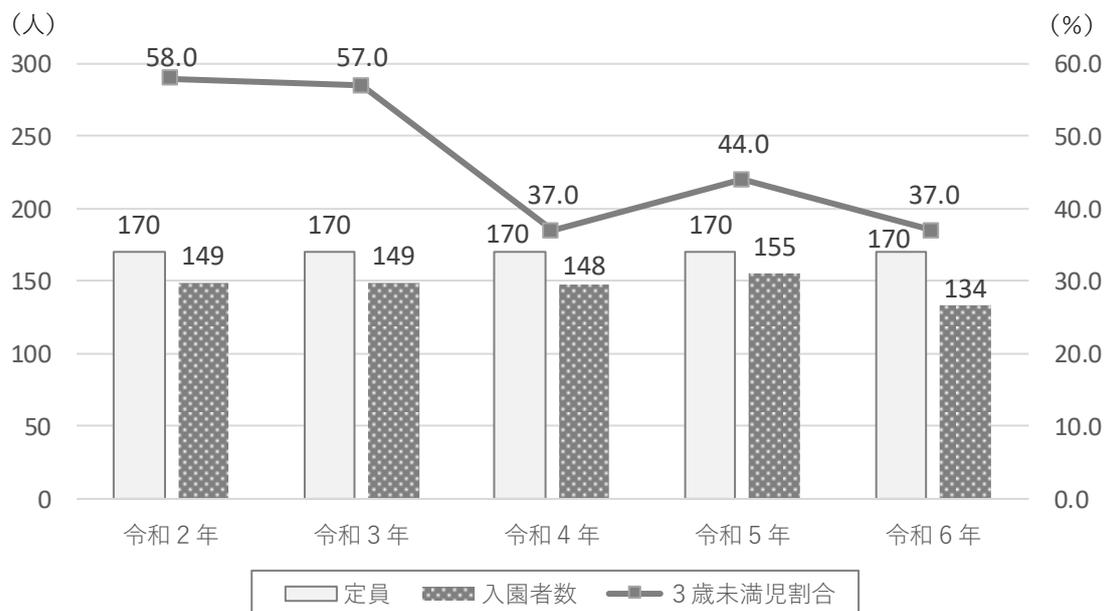
定員数は令和2年以降170人から変化はありません。

3歳未満児の利用割合は、令和2年で58.0%、その後令和4年で37.0%と減少し、令和5年で44.0%と増加しましたが、令和6年では37.0%となっています。

入園者数は、令和2年から令和4年まではほぼ横ばいで推移し、令和5年で若干増加しましたが、令和6年には減少し134人となっています。

定員に対する入園者数は、令和2～5年までは90%前後で推移していましたが令和6年では78.8%となっています。

#### ■認定こども園（保育所型）の入園者数、3歳未満児利用の割合の推移



### (4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のことをいいます。

#### ○事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。

#### ○ベビーホテル

①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上

のいずれかに該当する施設のことをいいます。

本町には、認可外保育施設に該当する施設はありません。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定10事業の実施状況についてまとめます。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の利用時間帯を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

##### 【延長保育の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人/月）	101	97	104	107	99

##### 【休日保育の実施状況】

現状実施していません。

#### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）

保護者が就労等により昼間留守等になる家庭の児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施校区】 小学校区

【実施か所】 2か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
定員数（人）	250	250	250	250	250	
登録者数 （人）	1年生	38	31	40	27	37
	2年生	40	38	29	41	25
	3年生	29	40	38	28	41
	4年生	39	24	36	37	25
	5年生	17	30	22	29	36
	6年生	10	8	23	16	18
	計	173	171	188	178	182

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

#### 【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院等において子どもを一定期間、一時的に預かる事業です。（令和6年度より実施。委託機関3カ所）

#### 【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かる事業です。（令和6年度より実施。委託機関1カ所）

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問家庭数	26	24	20	21	16（見込）

### (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数	未把握	6	4	2	未定
延人数	未把握	8	5	4	未定

### (6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

#### 【地域子育て支援センター】厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センター

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数 （人/年）	3,891	3,443	5,153	3,662	837
実施か所数	2	2	2	2	2

※令和6年度は4月～7月の人数

## (7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができる事業です。

**【実施場所】** こども園つみき、宮の森こども園、厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センター

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	18	11	8	16	21
延べ利用者数(人/年)	181	127	117	159	65
実施か所数	2	2	2	2	4

※令和6年度は4月～7月の人数

## (8) 病児保育事業(病後児保育)

病気やけがの回復期にある乳幼児(病後児)を専用の保育室で看護師・保育士が預かる事業です。現状実施していません。

## (9) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。現状実施していません。

## (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、一般健康診査14回、超音波検査11回を公費負担します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	33	36	35	27	25(見込)

## 4 アンケートの結果概要

### (1) 調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、計画の対象である就学前並びに小学生の保護者に対し、サービスの利用状況や今後の利用希望、町の取り組みへの評価、要望などを把握するために行いました。

### (2) 調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	134 票	94 票	70.1%
小学生児童のいる世帯	170 票	105 票	61.8%

### (3) アンケートの結果概要の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。  
また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。

#### ●テーマに沿ったアンケートの活用について

- **テーマ1** アンケート結果からみた教育・保育の需要  
→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込量と確保方策の検討につなげる
- **テーマ2** アンケート結果からみる子育て支援の満足度について  
→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し今後の取組検討につなげる
- **テーマ3** アンケート結果からみた妊娠・出産に関する課題について  
→ 妊娠や出産に関する課題を推察し、産み育てたいと思える環境づくりを検討につなげる
- **テーマ4** 子育ての相談先・相談相手について  
→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、子育て支援のネットワークの構築など今後の取組、検討につなげる

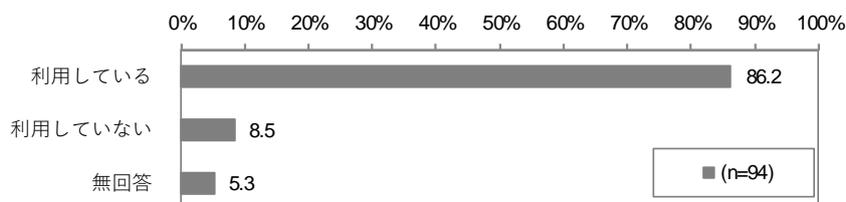
## テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要

### <就学前児童の保護者>

問 13

お子さんは現在、認定こども園や保育園などの「定期的な教育・保育サービス」を利用されていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(2人以上のお子さんの場合、1人でも利用している場合は、利用しているを選んでください。)

「利用している」が86.2%、「利用していない」が8.5%となっています。

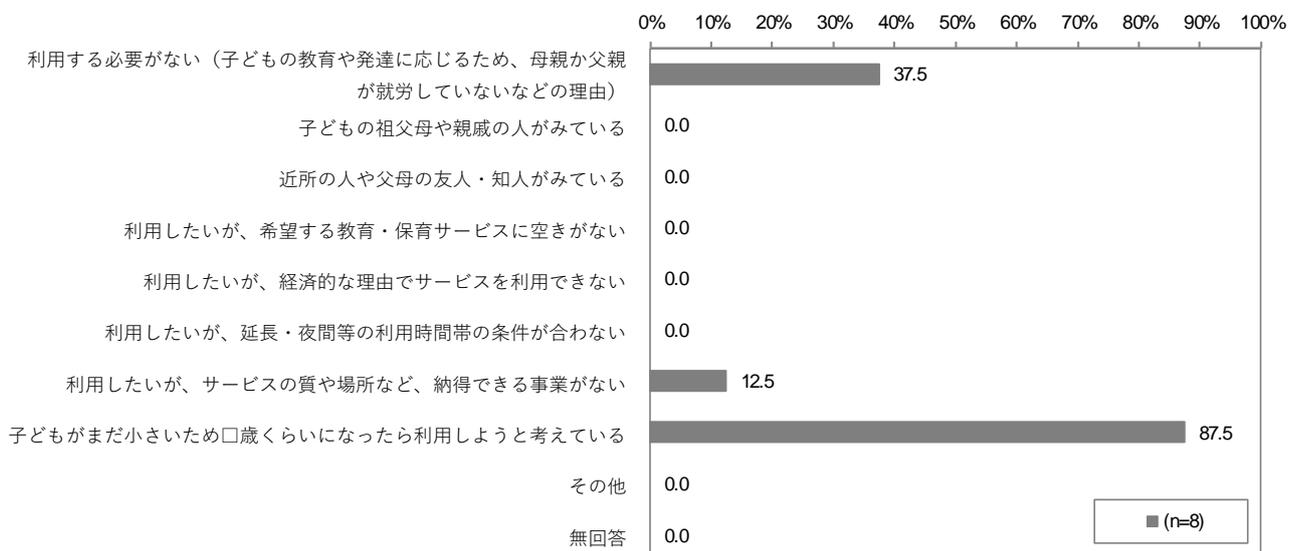


問 13-1

問 13 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

利用していない理由は何ですか。理由としてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

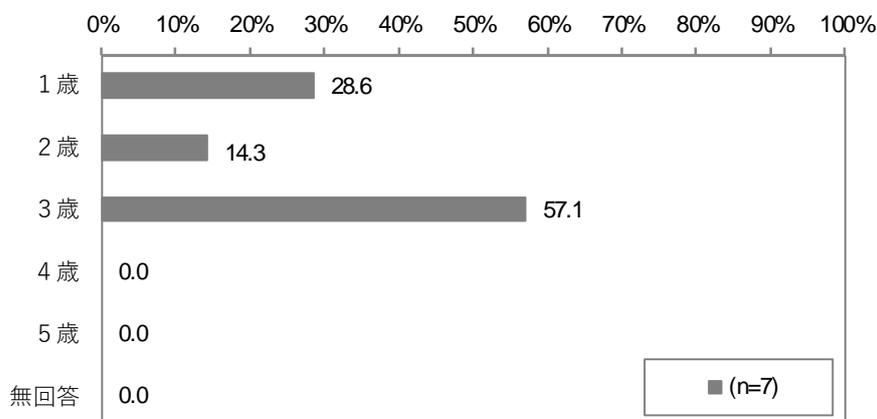
「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」が87.5%、「利用する必要がない(子どもの教育や発達に应じるため、母親か父親が就労していないなどの理由)」が37.5%、「利用したいが、サービスの質や場所など、納得できる事業がない」が12.5%となっています。



子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答した方のこどもの年齢について

【子どもの年齢】

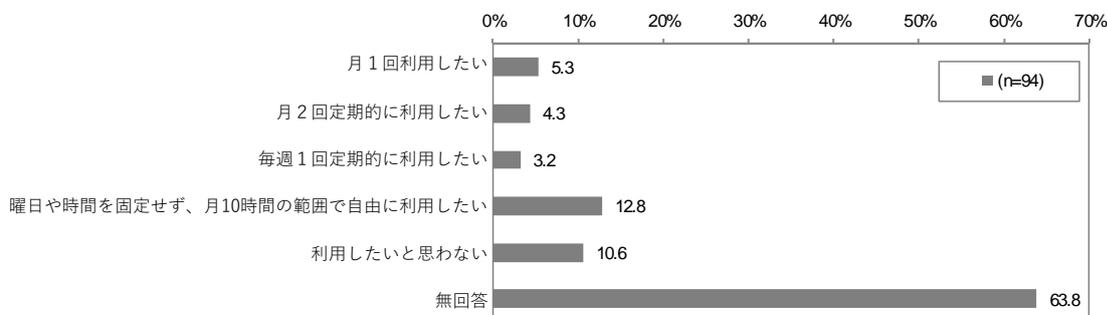
「3歳」が57.1%、「1歳」が28.6%、「2歳」が14.3%となっています。



問 13-2

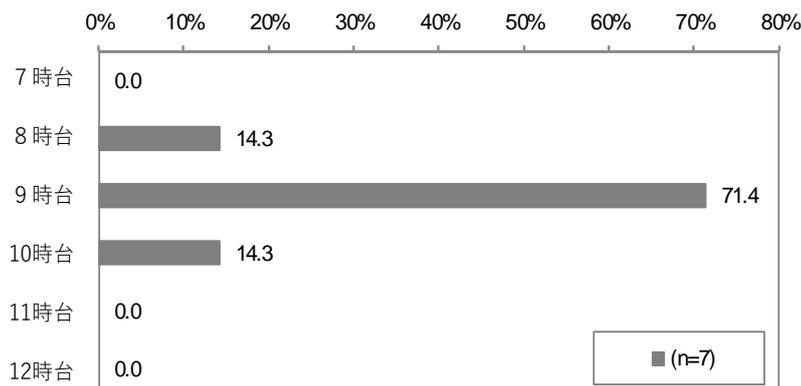
国が検討している「こども誰でも通園制度」が創設された場合、仮に月10時間まで定期的に利用が可能だとしたら、利用したいと思いますか。

無回答を除いて、「曜日や時間を固定せず、月10時間の範囲で自由に利用したい」が12.8%で最も多く、次いで「利用したいと思わない」が10.6%、「月1回利用したい」が5.3%となっています。



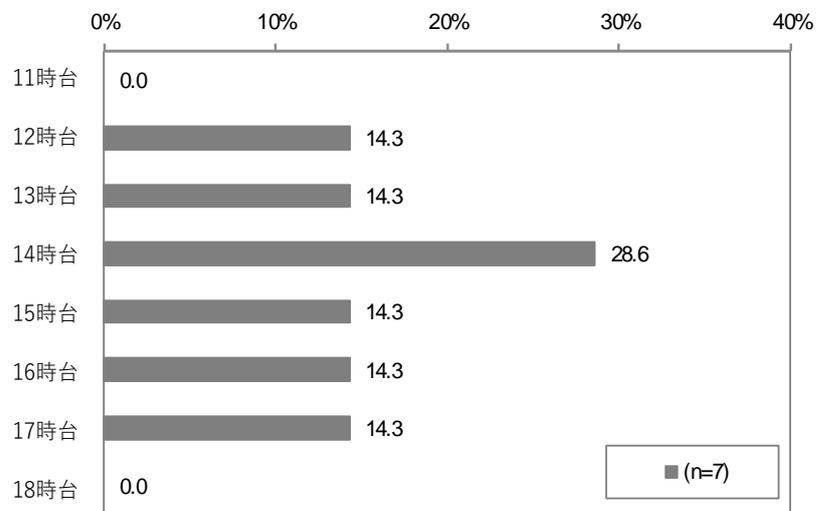
【利用開始時間】

「9時台」が71.4%、「8時台」「10時台」が同率で14.3%となっています。



### 【利用終了時間】

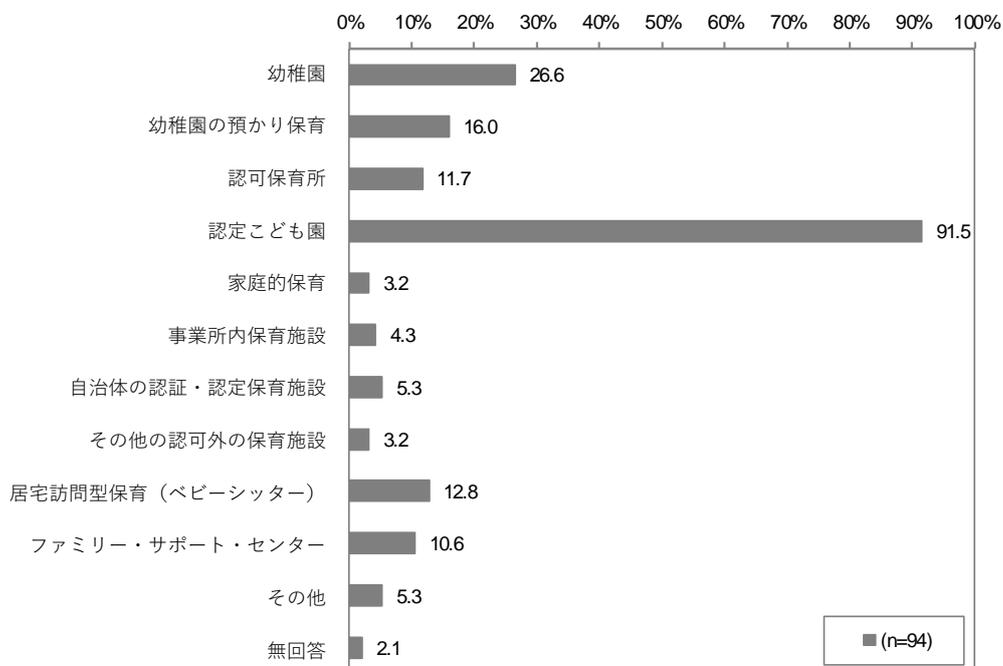
「14 時台」が 28.6%、「12 時台」「13 時台」「15 時台」「16 時台」「17 時台」が同率で 14.3% となっています。



### 問 14

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育のサービスとして、「年間を通じて毎月」利用したいと考えるサービスをお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「認定こども園」が 91.5% で最も多く、次いで「幼稚園」が 26.6%、「幼稚園の預かり保育」が 16.0% となっています。

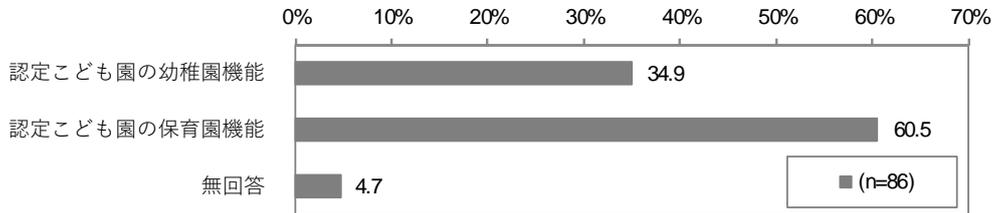


問 14-2

問 14 で「4. 認定こども園」に○をつけた方にうかがいます。

認定こども園の幼稚園機能と、保育園機能どちらの利用を強く希望しますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「認定こども園の保育園機能」が 60.5%、「認定こども園の幼稚園機能」が 34.9%となっています。

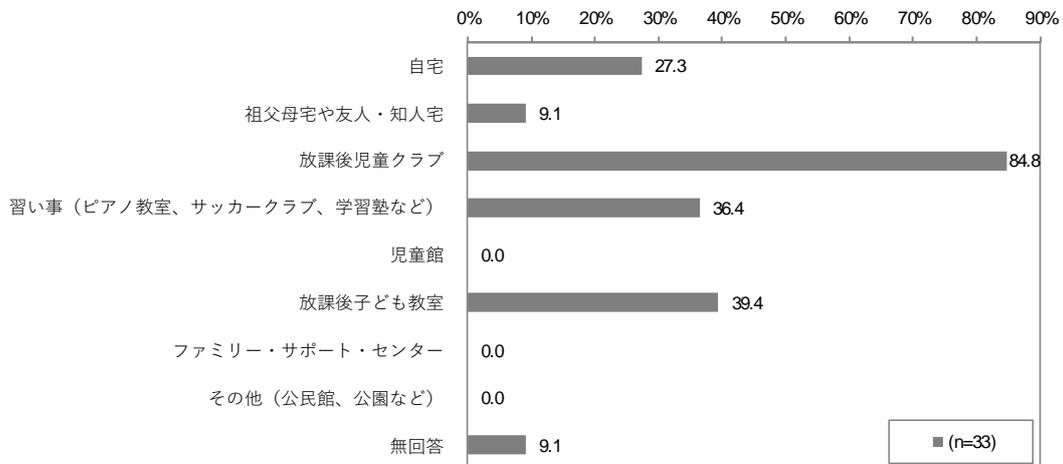


<就学前児童の保護者>

問 23

2025年4月から小学校入学するお子さんが、放課後（平日の小学校授業終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。低学年と高学年、それぞれの期間についてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

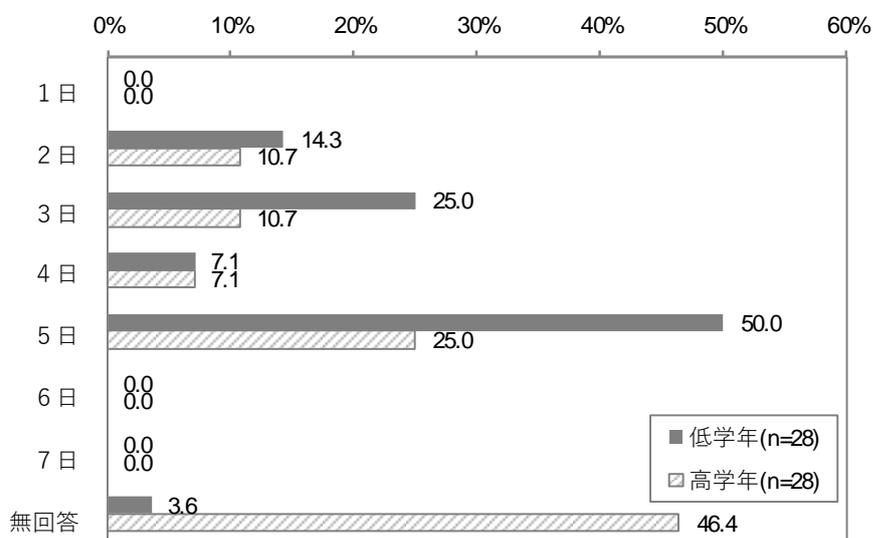
「放課後児童クラブ」が84.8%で最も多く、次いで「放課後子ども教室」が39.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.4%となっています。



### 【放課後児童クラブ日数】

低学年は、「5日」が50.0%で最も多く、次いで「3日」が25.0%、「2日」が14.3%となっています。

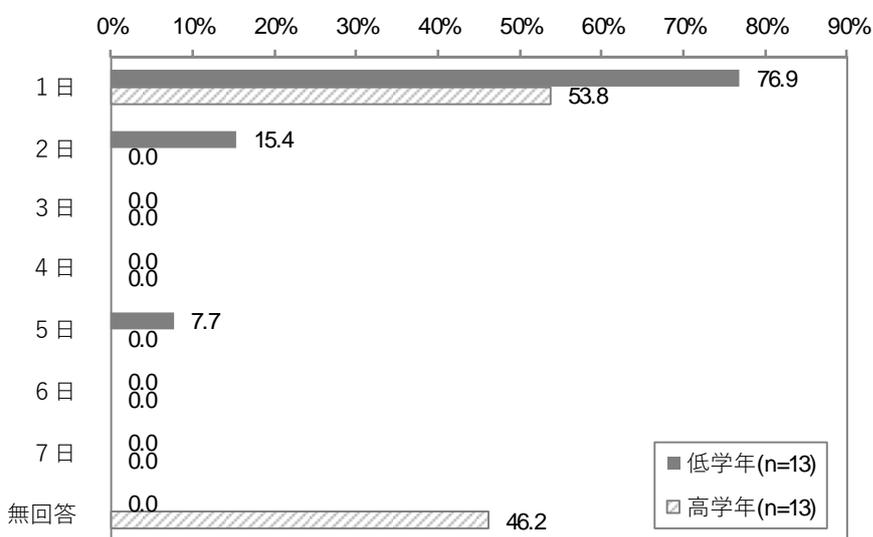
高学年は、無回答を除いて「5日」が25.0%、「2日」「3日」が同率で10.7%となっています。



### 【放課後子ども教室日数】

低学年は、「1日」が76.9%、「2日」が15.4%、「5日」が7.7%となっています。

高学年は、「1日」が53.8%となっています。



※【低学年】 祖父母宅や友人・知人は少数回答、児童館、ファミリー・サポート・センター、その他の日数は回答者なしの為省略

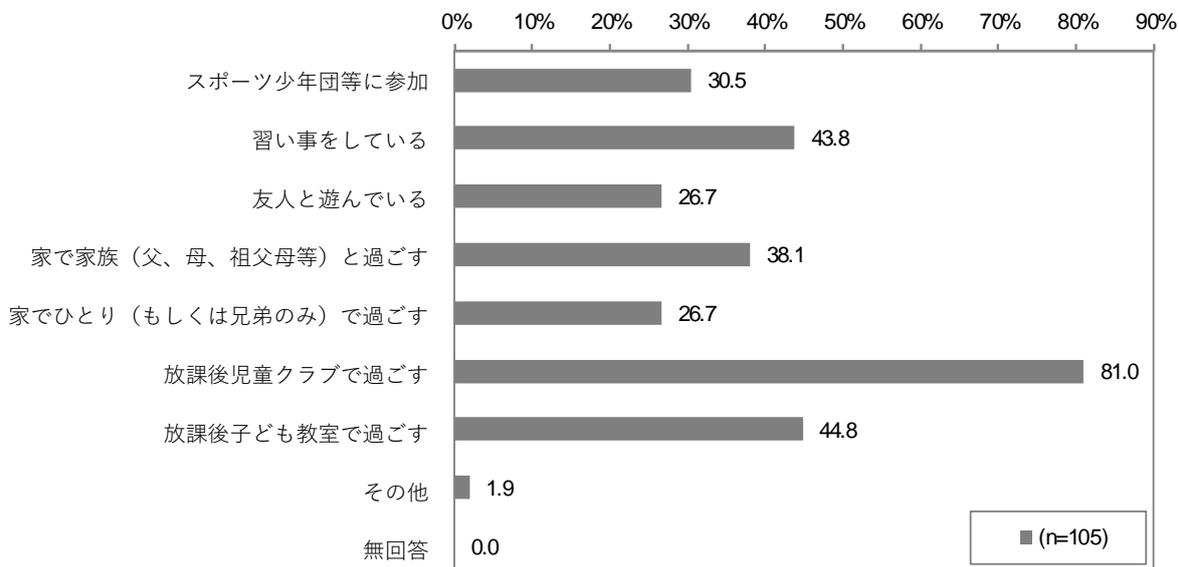
※【高学年】 祖父母宅や友人・知人宅、児童館、ファミリー・サポート・センター、その他の日数は回答者なしの為省略

## <小学生児童の保護者>

問 12

お子さんは放課後どのように過ごしていますか。おもにあてはまる番号3つまでに○をつけてください。

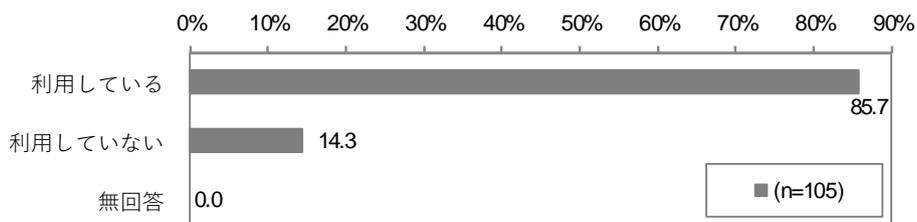
「放課後児童クラブで過ごす」が81.0%で最も多く、次いで「放課後子ども教室で過ごす」が44.8%、「習い事をしている」が43.8%となっています。



問 13

現在、放課後児童クラブを利用していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

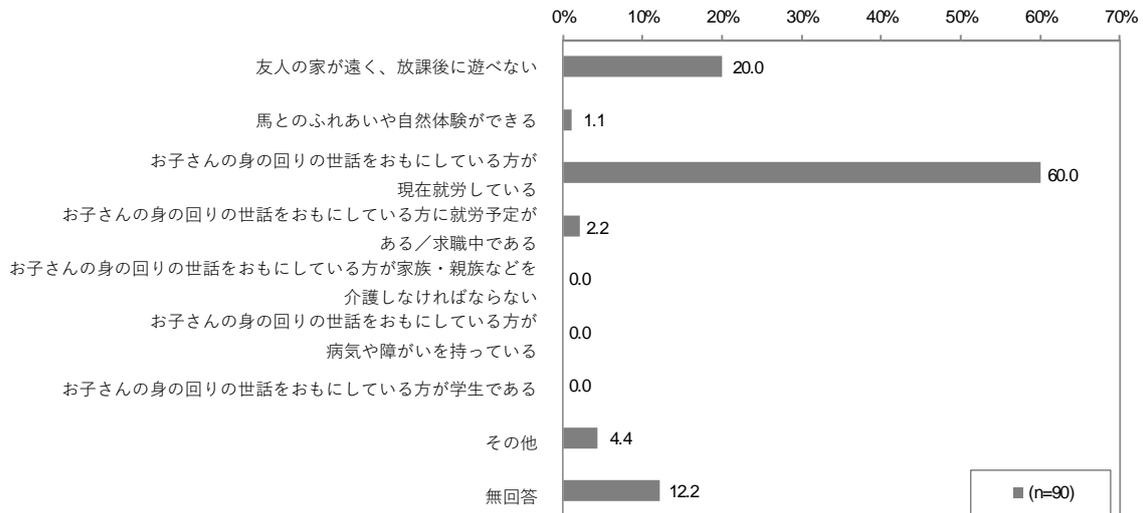
「利用している」が85.7%、「利用していない」が14.3%となっています。



問 13-1 問 13 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

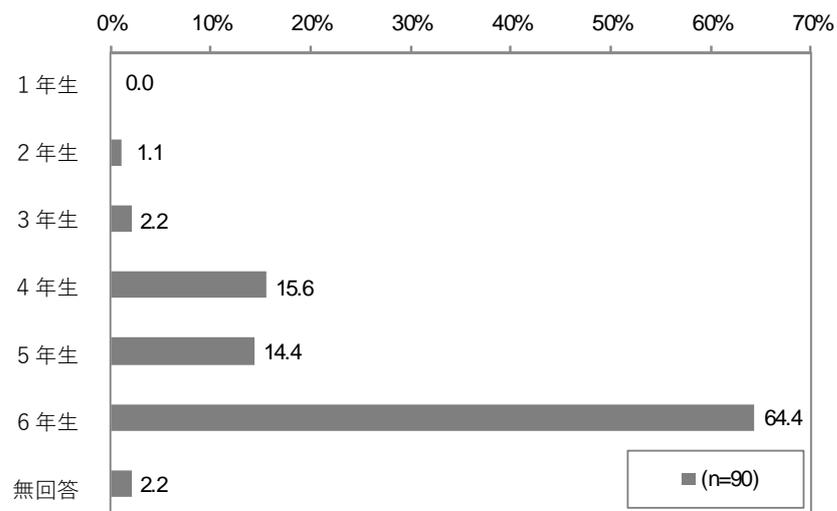
(2) 放課後児童クラブを利用しているおもな理由は何ですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「お子さんの身の回りの世話をおもにしている方が現在就労している」が60.0%、「友人の家が遠く、放課後に遊べない」が20.0%となっています。



(3) 放課後児童クラブの平日の利用について、今後、何年生まで利用したいとお考えですか。

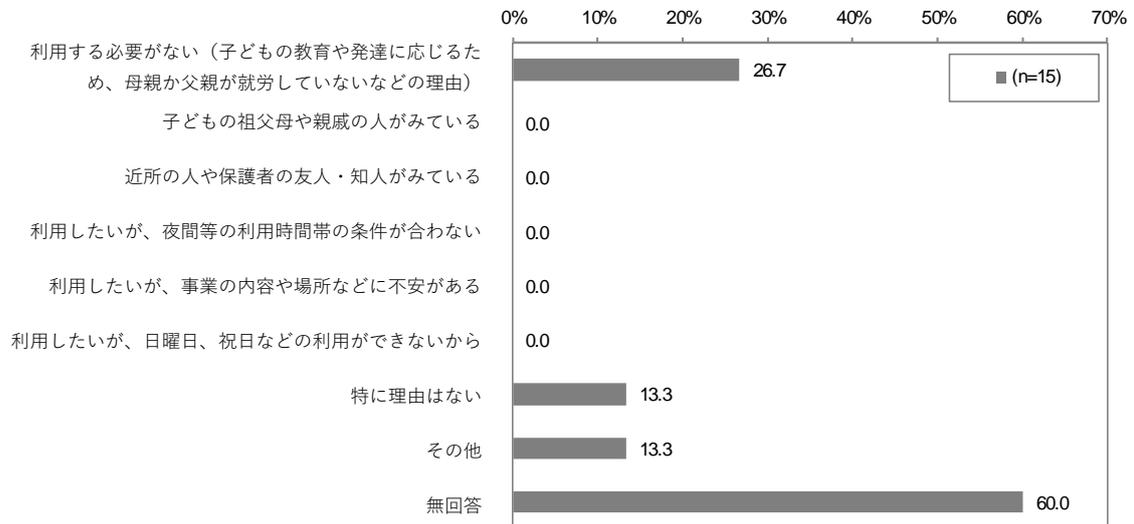
「6年生」が64.4%で最も多く、次いで「4年生」が15.6%、「5年生」が14.4%となっています。



問 13-3

問 13 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。  
放課後児童クラブを利用していない理由は何ですか。

無回答を除いて、「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」が26.7%、「特に理由はない」「その他」が同率で13.3%となっています。

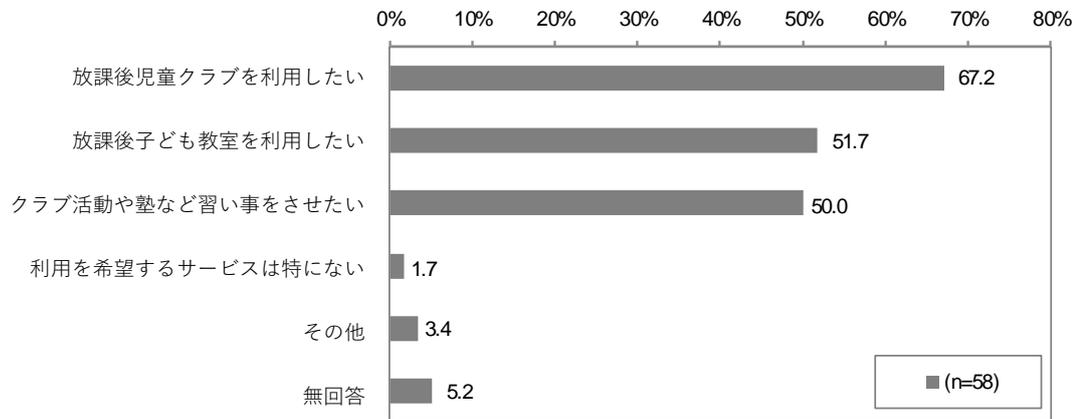


問 14

お子さんが小学校1～3年生の方にうかがいます。

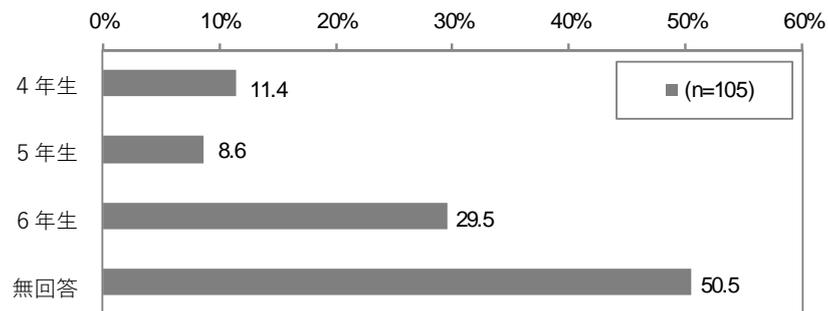
4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「放課後児童クラブを利用したい」が67.2%で最も多く、次いで「放課後子ども教室を利用したい」が51.7%、「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」が50.0%となっています。



【利用したい学年】

無回答を除いて、「6年生」が29.5%、「4年生」が11.4%、「5年生」が8.6%となっています。



## テーマ2 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

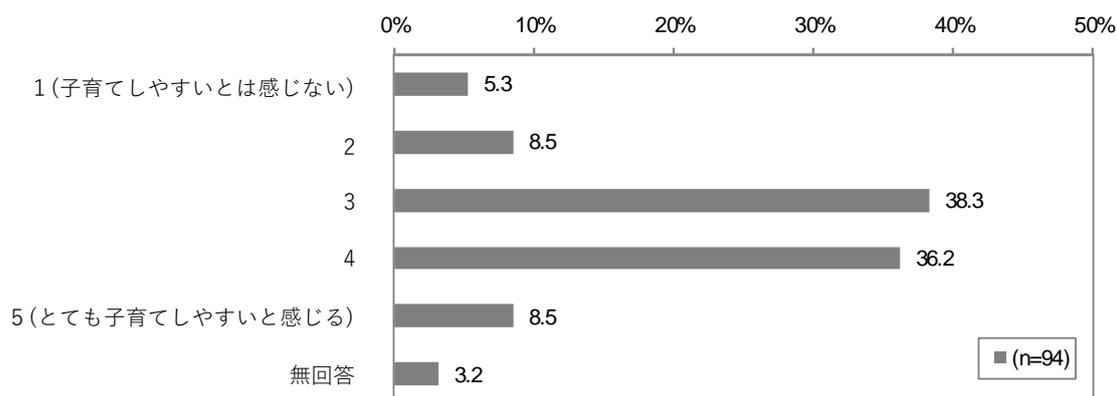
満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

### <就学前児童の保護者>

問 39

あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。その感じ方にあてはまる番号1つに○をつけてください。

「3」が38.3%で最も多く、次いで「4」が36.2%、「2」「5（とても子育てしやすいと感じる）」が同率で8.5%となっています。

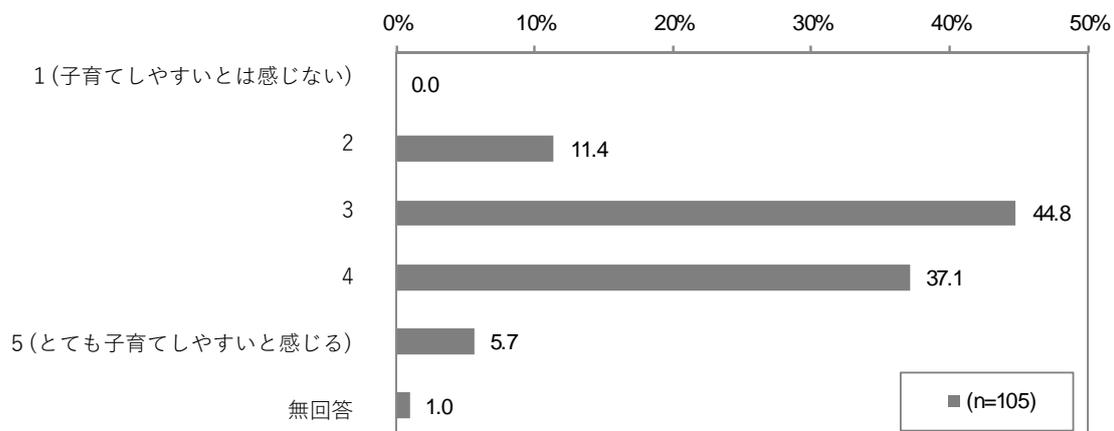


### <小学生児童の保護者>

問 28

あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。その感じ方にあてはまる番号1つに○をつけてください。

「3」が44.8%で最も多く、次いで「4」が37.1%、「2」が11.4%となっています。

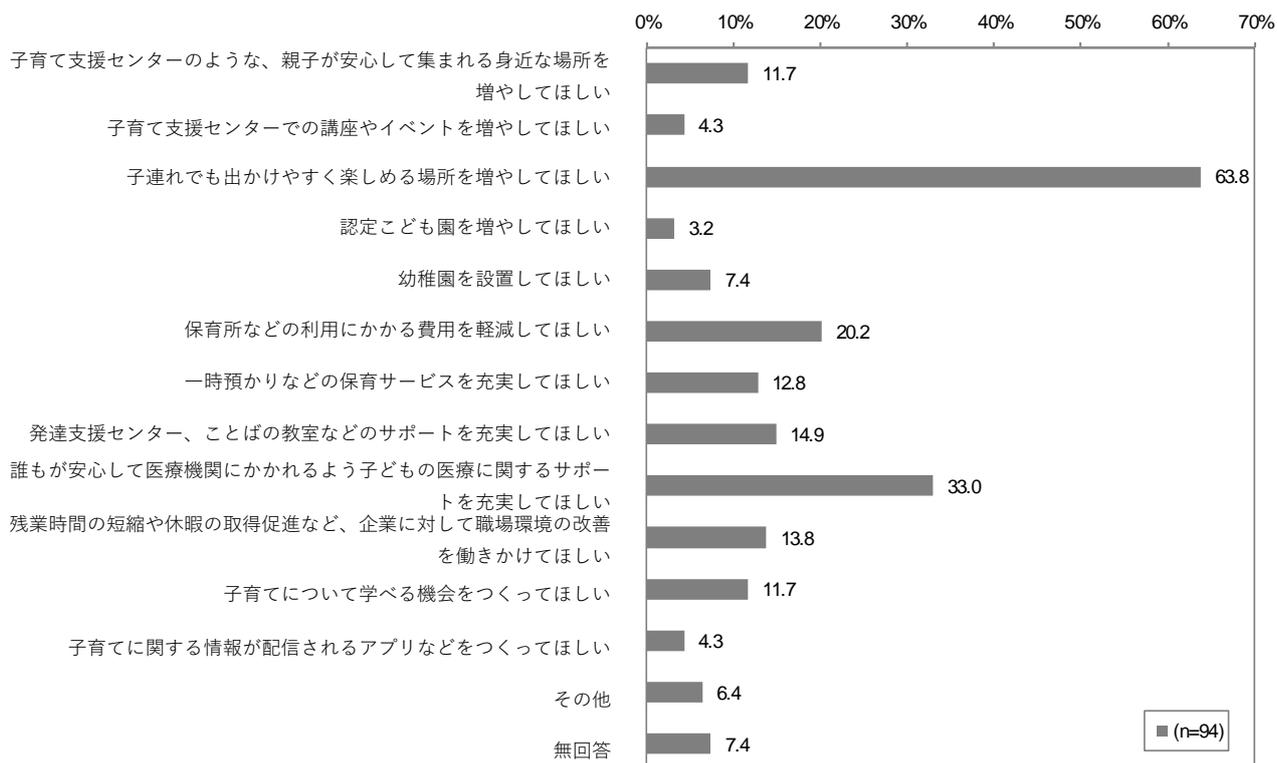


## <就学前児童の保護者>

問 42

本町の子育て支援について希望することはありますか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が63.8%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」が33.0%、「保育所などの利用にかかる費用を軽減してほしい」が20.2%となっています。

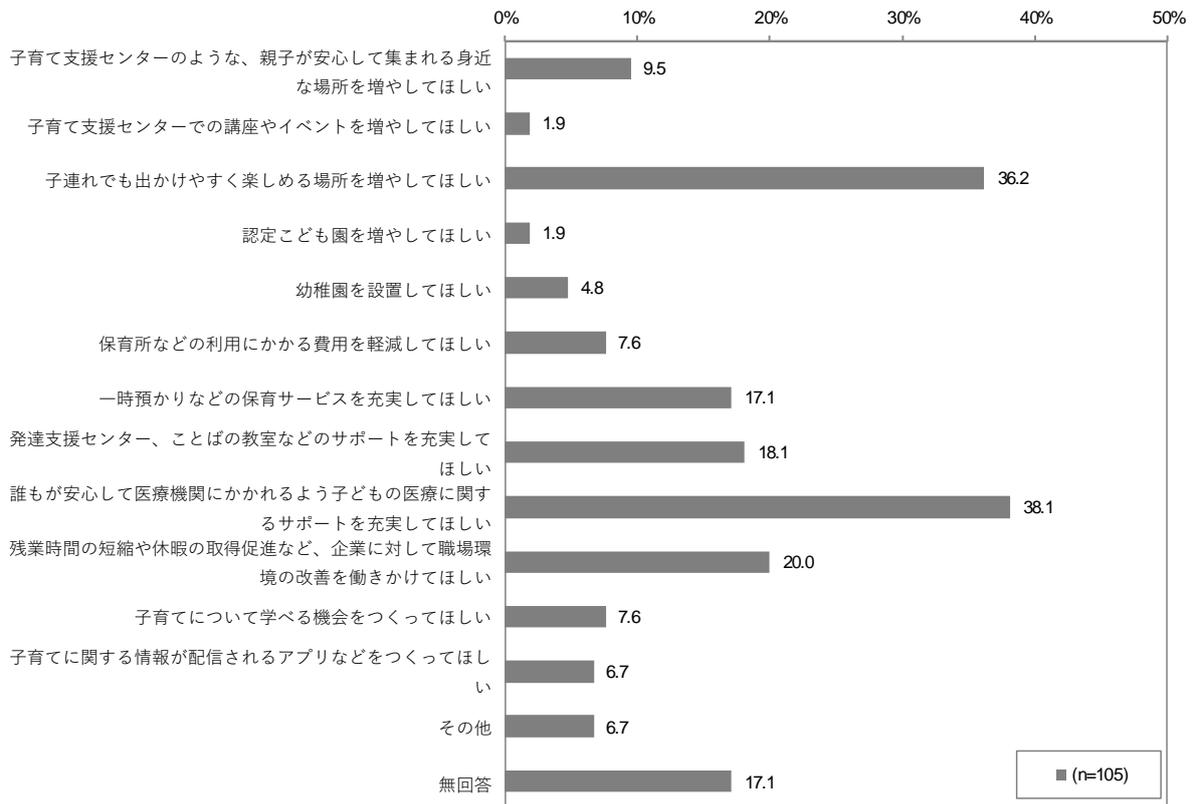


## <小学生児童の保護者>

問 31

本町の子育て支援について希望することはありますか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

「誰もが安心して医療機関にかかるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」が38.1%で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が36.2%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が20.0%となっています。

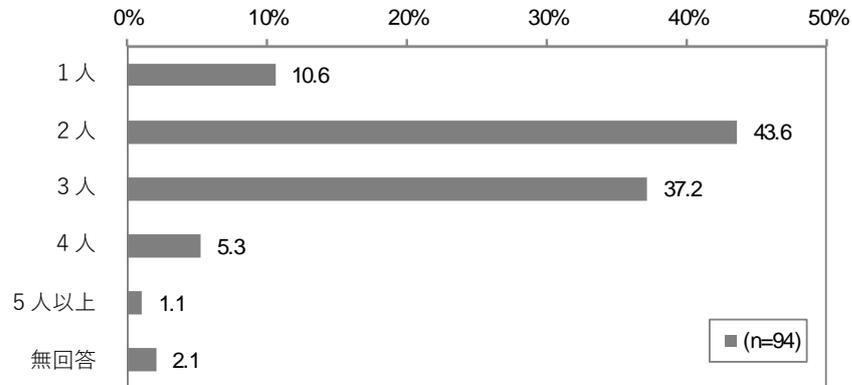


### テーマ3 アンケートの結果からみた妊娠・出産に関する課題について

#### <就学前児童の保護者>

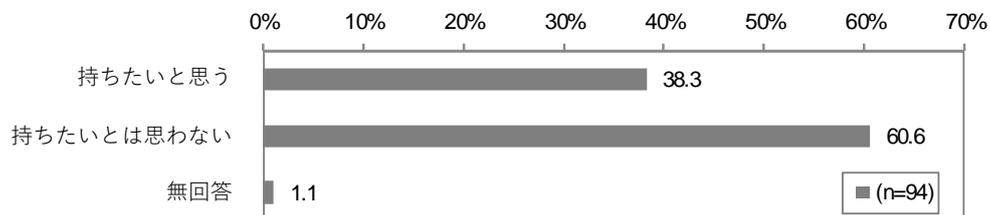
問 30 あなたが希望するこどもの数は何人ですか。□内に数字でご記入ください。

「2人」が43.6%で最も多く、次いで「3人」が37.2%、「1人」が10.6%となっています。



問 31 もう1人以上こどもを持ちたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「持ちたいとは思わない」が60.6%、「持ちたいと思う」が38.3%となっています。

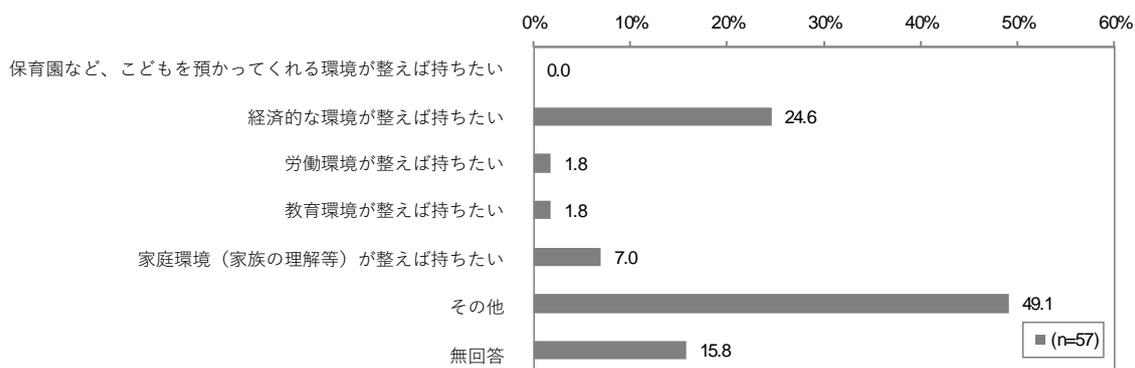


問 32

問 31 で「2. 持ちたいとは思わない」を選ばれた方  
 どのような環境を整えればもう1人以上子どもを持ちたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「その他」が49.1%で最も多く、次いで「経済的な環境を整えれば持ちたい」24.6%、「家庭環境（家族の理解等）を整えれば持ちたい」が7.0%となっています。

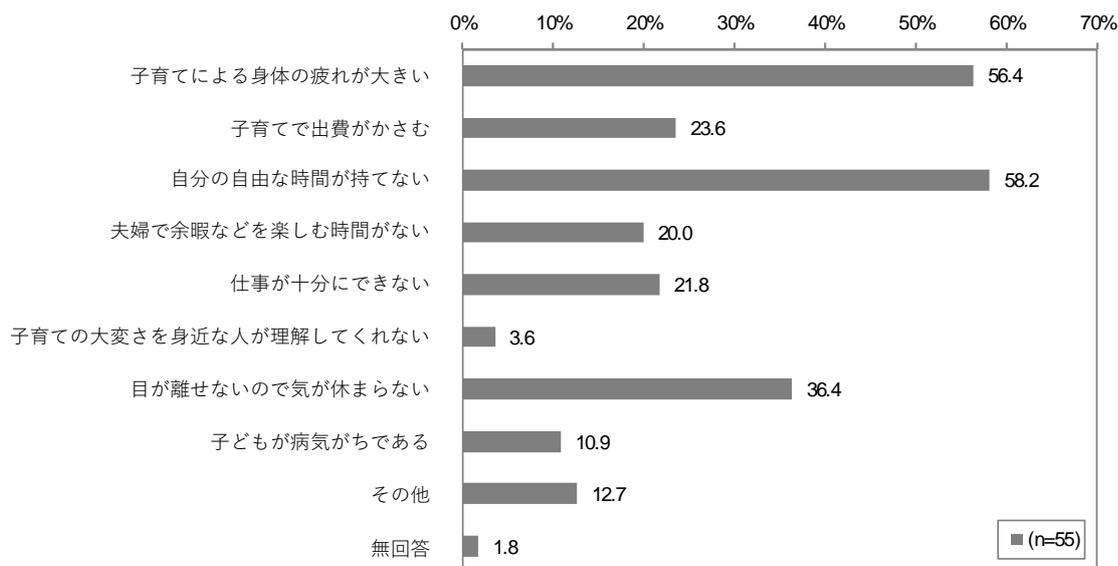
その他の内容としては「親の年齢的な問題」「現在の子どもの人数で充分」「持ちたいとは思わない」等の意見が多くみられました。



問 34-1

問 34 で「1」または「2」に○をつけた方にうかがいます。  
 子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

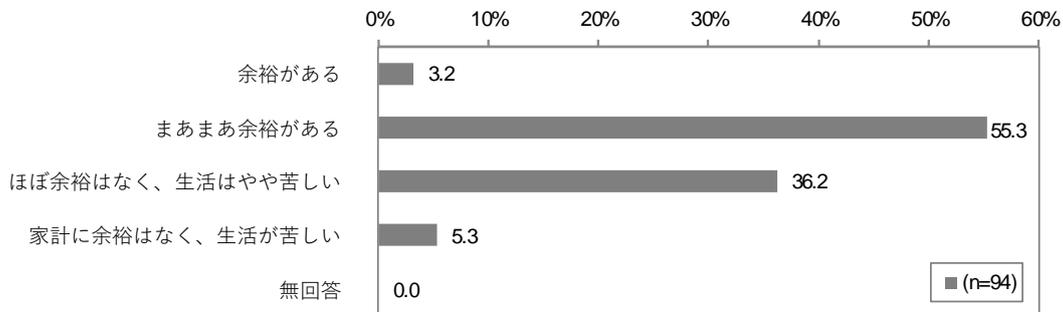
「自分の自由な時間が持てない」が58.2%で最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」が56.4%、「目が離せないので気が休まらない」が36.4%となっています。



問 35

家族全体の家計状況について、どのように感じていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「まあまあ余裕がある」が55.3%で最も多く、次いで「ほぼ余裕はなく、生活はやや苦しい」が36.2%、「家計に余裕はなく、生活が苦しい」が5.3%となっています。

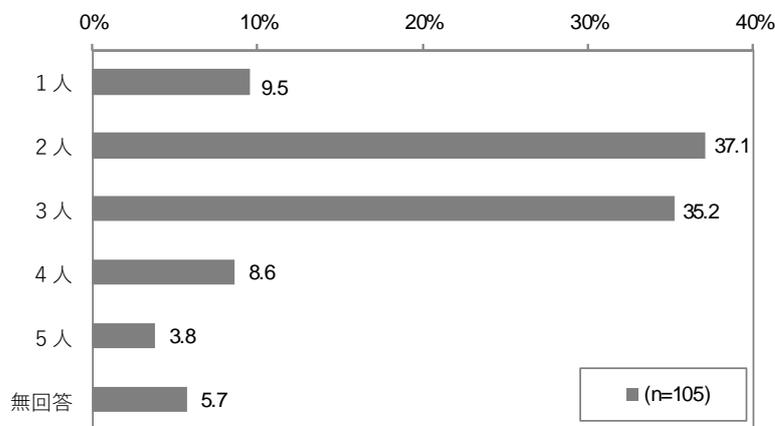


<小学生児童の保護者>

問 18

あなたが希望するこどもの数は何人ですか。□内に数字でご記入ください。

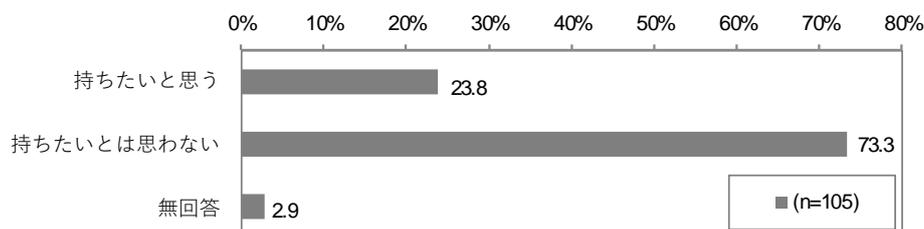
「2人」が37.1%で最も多く、次いで「3人」が35.2%、「1人」が9.5%となっています。



問 19

もう1人以上子どもを持ちたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「持ちたいとは思わない」が73.3%、「持ちたいと思う」が23.8%となっています。



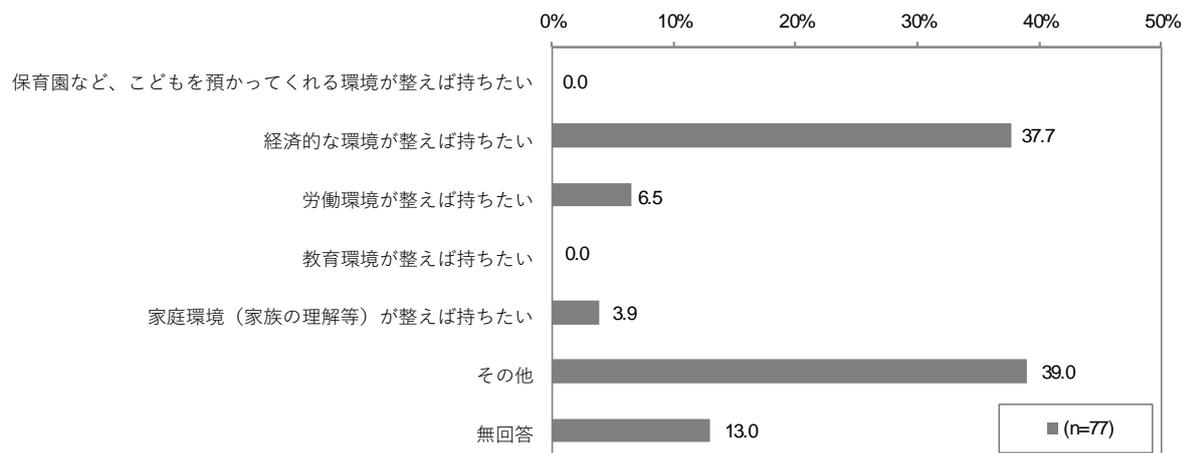
問 20

問 19 で「2. 持ちたいとは思わない」を選ばれた方

どのような環境を整えればもう1人以上子どもを持ちたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「その他」が39.0%で最も多く、次いで「経済的な環境を整えれば持ちたい」37.7%、「労働環境を整えれば持ちたい」が6.5%となっています。

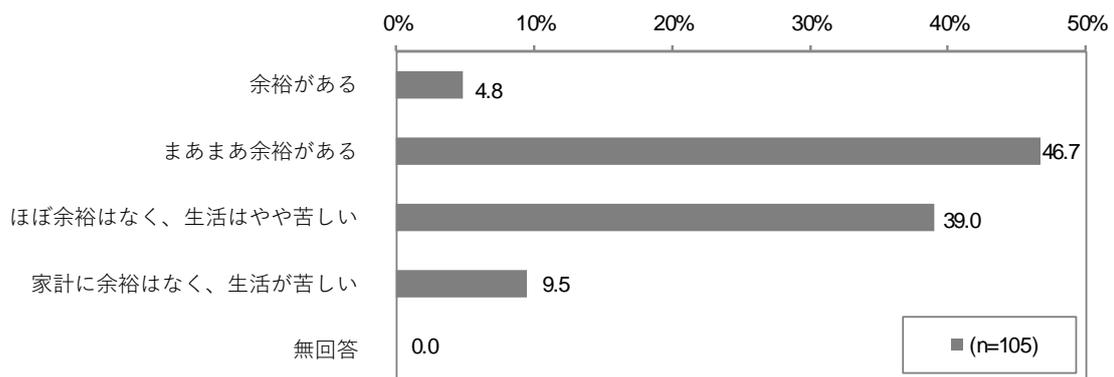
その他の内容としては「親の年齢的な問題」「現在の子どもの人数で充分」「特に思わない」等の意見が多くみられました。



問 24

家族全体の家計状況について、どのように感じていますか。その感じ方にあてはまる番号1つに○をつけてください。

「まあまあ余裕がある」が46.7%で最も多く、次いで「ほぼ余裕はなく、生活はやや苦しい」が39.0%、「家計に余裕はなく、生活が苦しい」が9.5%となっています。



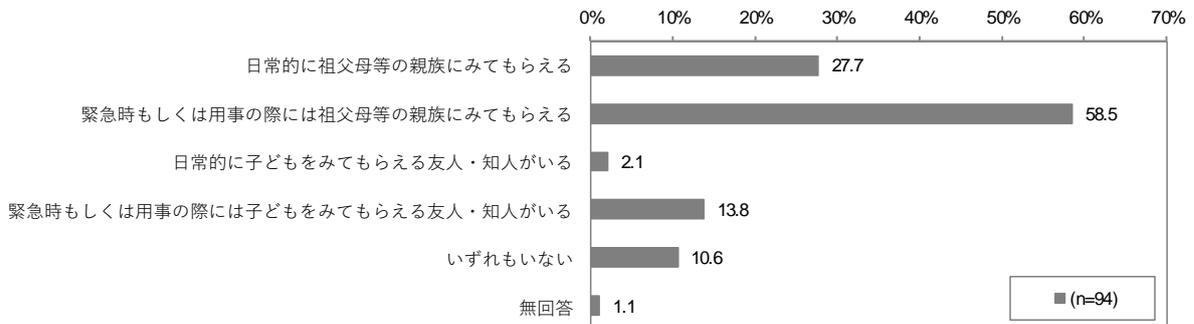
## テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

### <就学前児童の保護者>

問8

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

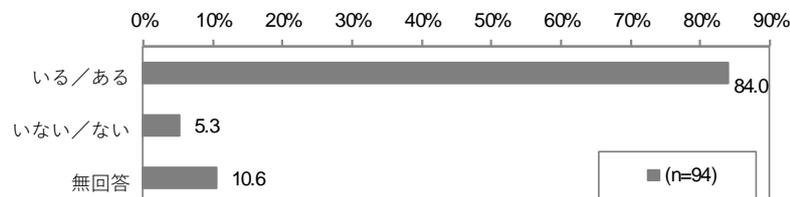
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.5%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が27.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が13.8%となっています。



問11

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「いる／ある」が84.0%、「いない／ない」が5.3%となっています。

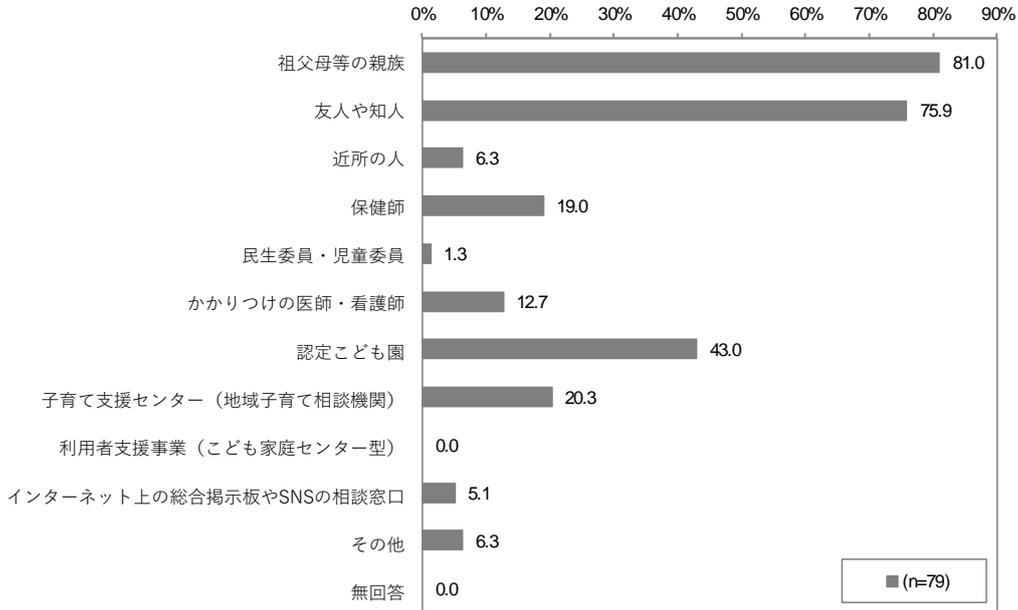


問 11-1

問 11 で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。

お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

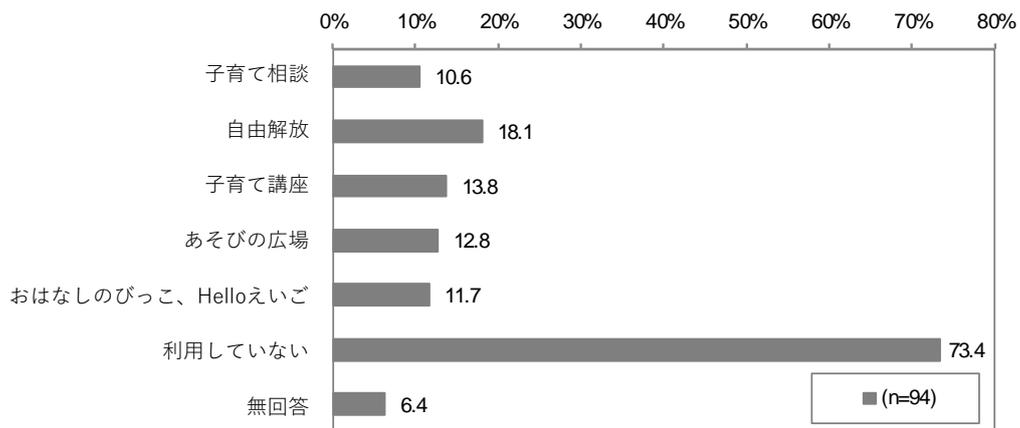
「祖父母の親族」が 81.0% で最も多く、次いで「友人や知人」が 75.9%、「認定こども園」が 43.0% となっています。



問 15

お子さんは、現在、子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用していますか。次の中から、利用されている番号すべてに○をつけてください。

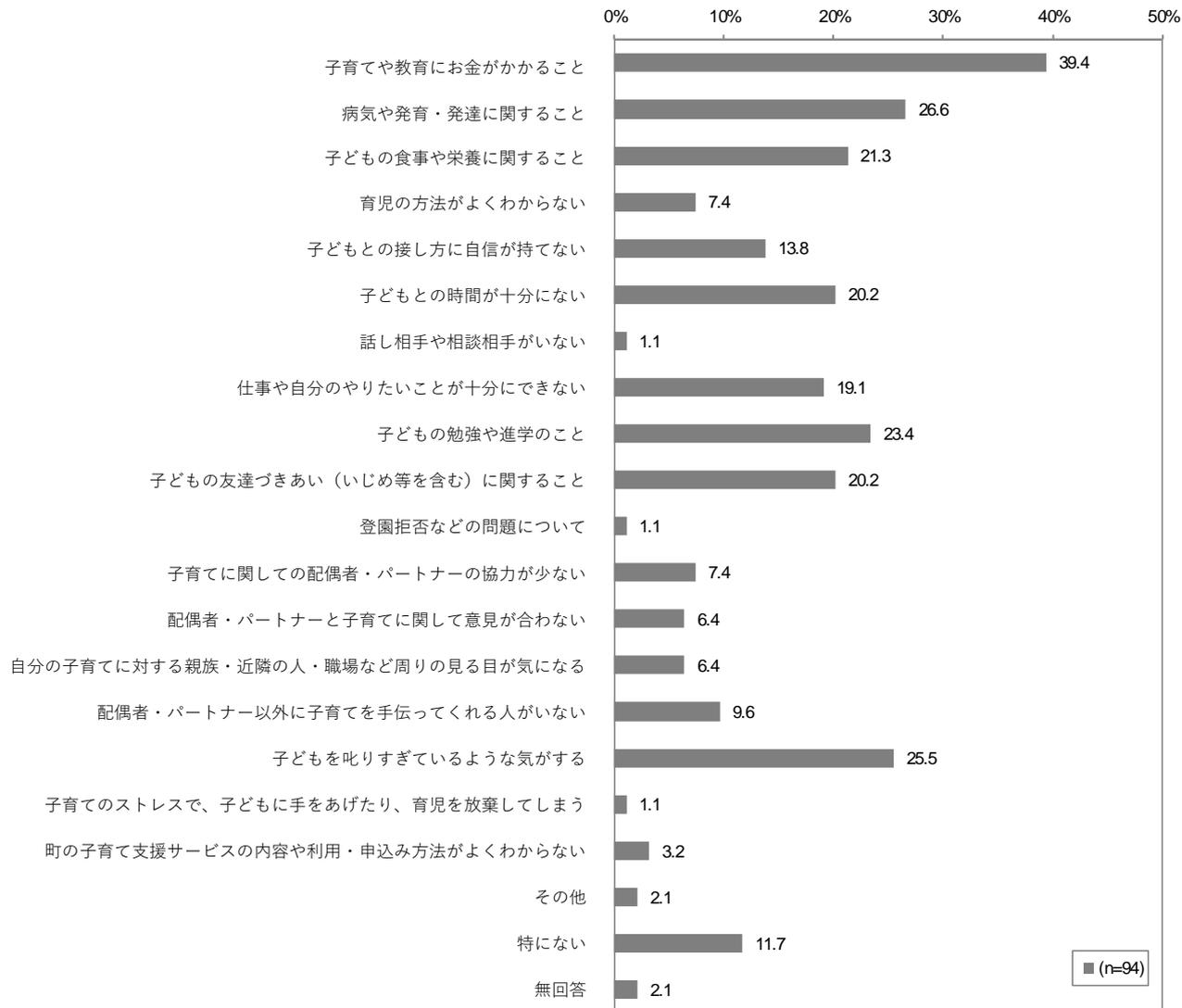
「利用していない」が 73.4% で最も多く、次いで「自由解放」が 18.1%、「子育て講座」が 13.8% となっています。



問 36

あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

「子育てや教育にお金がかかること」が 39.4%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が 26.6%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 25.5%となっています。

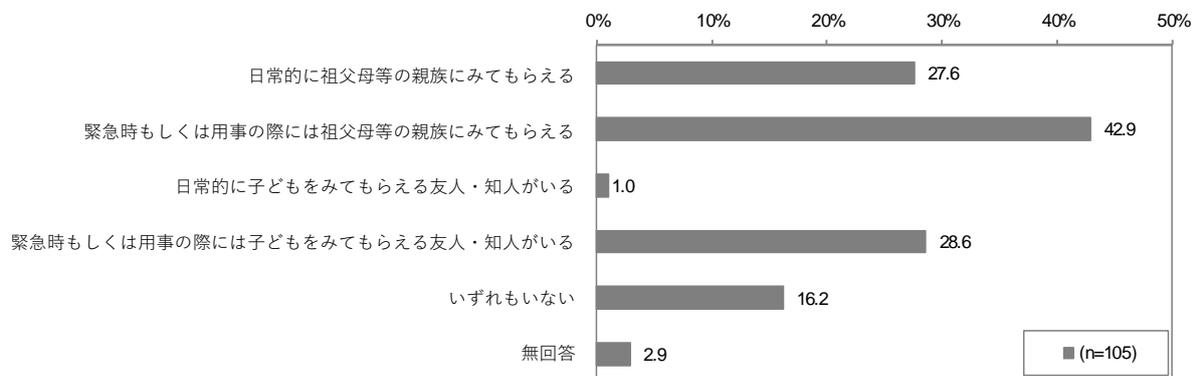


## <小学生児童の保護者>

問9

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

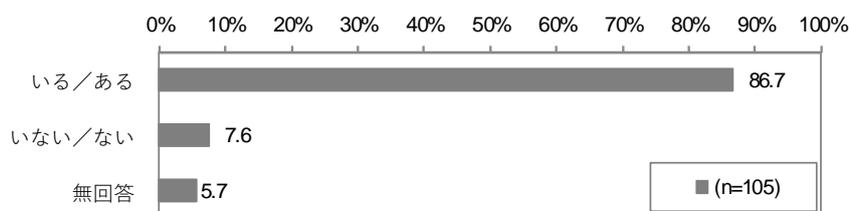
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が42.9%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が28.6%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が27.6%となっています。



問10

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「いる／ある」が86.7%、「いない／ない」が7.6%となっています。

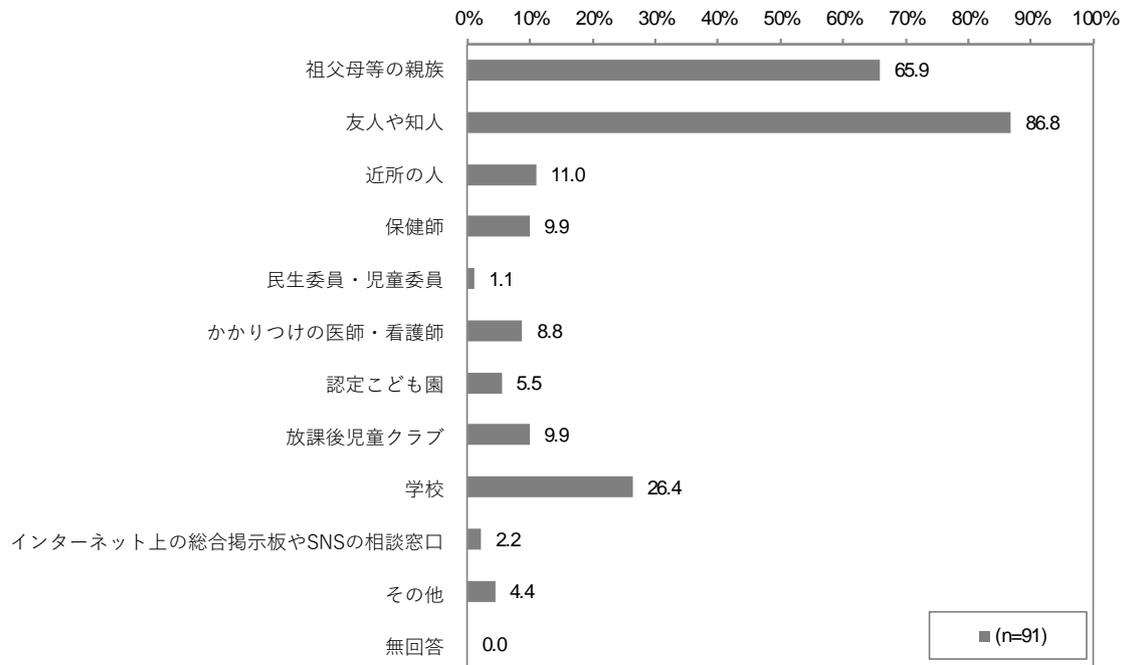


問 10-1

問 10で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。

お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

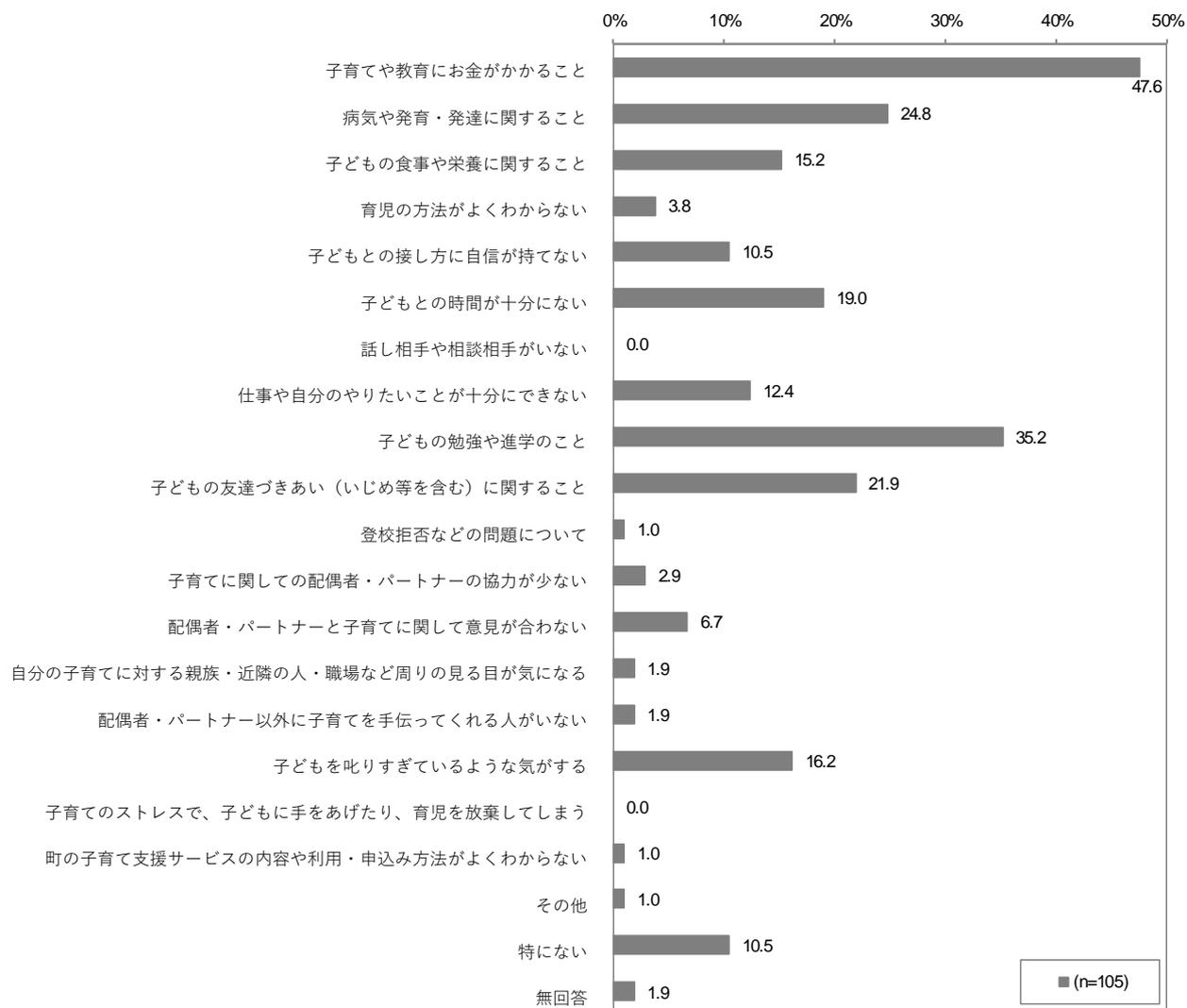
「友人や知人」が86.8%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が65.9%、「学校」が26.4%となっています。



問 25

あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

「子育てや教育にお金がかかること」が47.6%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」が35.2%、「病気や発育・発達に関すること」が24.8%となっています。



## ●子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

アンケート調査結果から考えられる当町の課題について、以下のとおりテーマごとに整理します。

### ■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要

平日の定期的な教育・保育サービスの利用者は86.2%と、前回調査時の79.4%より6.8ポイント高くなっています。女性の社会進出や共働きの増加から、教育・保育サービスを利用している方が増えていることが考えられます。

「こども誰でも通園制度」が創設された場合の利用希望について、無回答の保護者が6割強おり、制度そのものの認知度や、詳細について把握できていない可能性があり、利用の検討をするためには事前の周知が課題です。

また、こども園を利用しており制度が必要ないという世帯もいる為、「利用したい」という保護者の数から、今後人員の確保等を整備していく必要があります。

現在、利用している利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育のサービスとして、「年間を通じて毎月」利用したいと考えるサービスについては、「認定こども園」が91.5%となっており、前回調査時から継続して認定こども園に対する需要が高いことがわかります。

保護者が希望する放課後の居場所については、「放課後児童クラブ」が8割を超えています。就学前の保護者は、週5日、18時台までの利用を希望している傾向にあります。一方、実際に利用している小学生の保護者は、週5日が最も多いですが週2～4日と回答した方も一定程度おり、利用時間は17時台が最も多くなっています。就学前の時点での利用希望と、小学生になった際の実際の利用希望に差が生じていることを把握し、利用時間について柔軟に対応していくことが必要です。

また、令和6年7月に開催された、こどもが参加した意見交換会では、好きな放課後の過ごし方として、「自宅」と答えた方が最も多くなっており、保護者が希望する放課後の過ごし方と子どもが希望する放課後の過ごし方とでは、差が生じています。小学5、6年生の「放課後児童クラブに行かなくなった理由」では、低学年と同じ場所で過ごす負担や、遊びのマンネリ化という意見が多くみられたことから、子どもに過ごしたいと思える放課後の居場所を提供するために、小学校の体育館や空き教室等を活用したイベントの企画などの検討、高学年を対象とした居場所づくりやイベントを担える団体や人材を発掘していくことが必要です。

## ■テーマ2 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

お住まいの地区が子育てのしやすい環境かどうか5段階（「1」子育てしやすいとは感じない、「5」とても子育てしやすいと感じる）で評価してもらった際に、「3」が就学前の保護者で38.3%、小学生児童の保護者で44.8%と最も多く、次いで「4」が就学前の保護者で36.2%、小学生児童の保護者で37.1%となっており、どちらかという子育てをしやすいと感じる保護者が多いことがわかります。

本町の子育て支援に希望することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」が多くなっており、子育てしやすいと感じる保護者を増やせるよう、子どもを連れた外出時の利便性や当町単独ではなく広域的な医療体制の検討が求められています。

## ■テーマ3 アンケート結果からみた妊娠と出産に関する課題について

希望するこどもの人数は2～3人の回答が多いものの、現時点でもう1人以上こどもを持ちたいと思わない保護者が多く、その理由としては「経済的な理由」のほかに、母親の年齢による理由、体力的に難しいという意見が多く、結婚や家族を持つことに対する考えが多様化している中で、働きながら安心して子育てができる環境づくりを進め、若い世代に周知していくことが必要です。

## ■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいない保護者が一定程度おり、また、子育て支援センターを利用していない保護者が多くなっています。

子育てで悩んでいることとしては、「子育てや教育にお金がかかること」、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」などが挙げられており、様々な悩みを抱える保護者に対して、解決に繋がる相談体制の充実はもちろん、相談先及び相談窓口の周知を進めていく必要があります。

その他の課題については、以下のとおりです。

### ■ 就労を支援・サポートするための課題

未就学児で78.7%、小学生で90.5%の保護者（母親）が就労している状況を鑑みると、今後更に保護者のニーズに応じた教育・保育の供給体制の確保が必要です。

就労等に対応できる、教育・保育施設等の充実を、更に進める必要があると同時に、事業者への子育て支援の取組について、普及させていくことが必要です。

### ■ 児童虐待の相談先やヤングケアラーについて

児童虐待については、法律があるということを認知している保護者が7割以上いる一方で、発見した場合の通報先や、相談できる機関を認識している保護者は4～5割程度となっています。このことから、児童虐待に至るのを未然に防ぐことや、児童虐待が発生した時に迅速・的確に対応することができるよう、今後更に相談窓口等を広く周知していくことが課題になります。

ヤングケアラーについての言葉の認知度（意味も含む）は7～8割程度で、言葉だけ知っている保護者も合わせると、9割前後です。

ヤングケアラーが直面する問題は学業やコミュニケーション、心身への影響、未来への不安と言われており、どのような支援を必要とするのか、今後検討していくことが必要です。

## 【参考】子ども（中学生）の意見

本町では、第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、子どもの意見を聴取するために、中学生を対象としたアンケート調査を実施しました。

聴取した意見は、本町の子ども・子育てに関する施策の検討に活かしていきます。

### (1) 意見聴取の概要

日時	令和6年10月11日～25日
聴取方法	Googleフォームを活用したWEB方式

### (2) 意見の内容

「あなたは、家（普段、寝起きをしている場所）以外に、「ここに居たい」と感じる場所がありますか。」という設問に対し、「ある」と答えた方が58.8%、「ない」が41.2%となっています。

#### 「ここに居たい」と感じる場所はどのような場所か

- ・「祖父母・親戚の家や友人の家」「学校（授業や部活動）」「塾や習い事」
- ・「青少年センター図書室など公共施設」「学校（図書室や保健室）」「オンライン空間（SNS、オンラインゲーム等）」
- ・「公園や自然の中で遊べる場所」「少年団活動、サークル活動」

#### その居場所でやってみたいことや、もっとこうだったら良いと思うこと

- ・「自分が好きなことや、興味があることをしたい（本・漫画やゲーム、プログラミング、イベントなど）」
- ・「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」「あまり大人から構わないでほしい」
- ・「通いやすくなってほしい（お金がかからない、長時間利用できる、近所にある）」「話したい時に、自分の話を聞いてほしい」

#### 「ここに居たい」と感じる場所がない理由

- ・「家（普段寝起きをしている場所）や学校（授業や部活、クラブ活動）以外に必要と感じないため」
- ・「住んでいる地域に、そのような場所がないため」
- ・「行きたい場所はあるが、お金がかかるため」
- ・「家が落ち着くから」

## 「ここに居たい」と感じる場所がないと回答した方

### どのような場所であれば行ってみたいか

- ・「一人で過ごしたり何もせずのんびりできる」
- ・「好きなことをして自由に過ごせる」
- ・「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」
- ・「特に行ってみたいと思わない」「野外での体験ができる場所」「いつでも行きたいときに行ける」「ありのままでいられる自分を否定されない」「自分の意見や希望を受け入れてもらえる」「新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる」「悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる」

### 厚真町で、いいと思うところ

- ・「自然が多く、空気がきれい」など環境に関する意見
- ・「食べ物（給食）が美味しい」という意見
- ・イベントや行事が楽しいという意見
- ・人が優しい、親しみやすいという意見
- ・清掃活動などで町を綺麗に維持できているという意見

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子どもの視点に立ち、子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする事が重要であることが示されています。

一方で、子育てを行う保護者は子育てについての第一義的責任を有するという認識を前提とし、子育てを行う保護者だけではなく、地域全体で子どもと子育て世帯を支援する環境づくりが重要となっています。

こうした認識のもと、少子化や児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く環境がより深刻となっている中、子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や安定的な子育て支援の提供を行うために、第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」を基本理念として、各施策を実施してきました。

本計画においても、第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画の基本理念や考え方を踏襲し、今後も複雑化する子どもを取り巻く環境に対応していくために、以下のとおり基本理念を定め、本町に住む全ての子どもが健やかに育つまちを目指していくこととします。

### 基本理念

**子育てを地域全体で支えあい 全ての子どもが健やかに育つまち**

## 2 基本目標

### 基本目標 1

**子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実**

### 基本目標 2

**安心して子どもを産み育てられる支援の充実**

### 基本目標 3

**地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実**

### 3 施策体系

基本理念	基本目標	主要施策	具体的施策
<b>子育てを地域全体で支えあい 全ての子どもが健やかに育つまち</b>	<b>基本目標 1</b> <b>子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実</b>	(1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり	① 幼児期の教育・保育の提供体制の整備 ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備 ③ 児童の健全育成 ④ 子育て支援ネットワークづくり
		(2) 子どもと母親の健康づくり	① 安心して子育てができる環境づくり ② 妊娠、出産に際する情報提供 ③ 食育の推進 ④ 一人ひとりの特性に配慮した支援
	<b>基本目標 2</b> <b>安心して子どもを生き育てられる支援の充実</b>	(1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	① 仕事と子育ての両立のための基盤整備 ② 子育て家庭への経済的支援
		(2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり	① 良好な居住環境の確保 ② 豊かな自然に触れ郷土への愛着と誇りを育む
	<b>基本目標 3</b> <b>地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実</b>	(1) 子育てを支援する地域づくり	① つながりと絆を育む世代間交流 ② 自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動 ③ 地域での交流を通じて子育て支援の拡充
		(2) 安全で安心な生活環境づくり	① 交通安全、防犯等子どもを守る活動 ② 社会的支援の必要な児童への取組

## 第4章 施策の展開

### 1 子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実

子どもが健やかに成長し、主体的に学び遊ぶ環境と妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、安心して子育てができる環境を整備・提供します。

#### (1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり

##### ① 幼児期の教育・保育の提供体制の整備

事業	施策の内容	担当G
こども園つみき	定員100名 入所児童0～5歳	子育て支援G
宮の森こども園 事業者:社会福祉法人 みつわ福祉会	定員75名 入所児童0～5歳	子育て支援G
一時預かり事業	認定こども園等において未就園の満1歳から5歳児の児童の預かりを実施します	子育て支援G

##### ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

事業	施策の内容	担当G
厚真・厚南子育て支援センター	子育て世帯の交流、育児相談、情報誌の発行など子育て家庭の相談や育児に係る情報の提供を実施します	子育て支援G
利用者支援事業 (基本型)	厚真・厚南子育て支援センターを拠点に子育て家庭等からの日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報収集や提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います	子育て支援G
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	令和6年度から総合ケアセンターゆくり相談窓口を設置 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います 地域のさまざまな施設や機関が連携・協力して、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います	子育て支援G
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を行います	子育て支援G 健康推進G
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により児童の養育が困難となった場合に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業です	子育て支援G
実費徴収に係る補 足給付事業	町が定めた保育料以外に給食費、教材費等の実費負担に係る費用として、施設が独自に徴収する費用を保護者の所得状況に勘案して、その費用を助成する事業です	子育て支援G

### ③児童の健全育成

事業	施策の内容	担当G
厚真放課後子どもセンター	厚真地区放課後児童クラブに支障のない範囲で子育てサークルなどの活動にも利用できます	社会教育G
厚真・上厚真放課後児童クラブ (学童保育)	共働き家庭を主とし学童保育の希望者を対象に、放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりとして平成8年度から厚真・上厚真2地区で実施しています	社会教育G
放課後子ども教室	平成24年度からすべての児童を対象に、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動など多様な体験活動を実施しています 放課後児童クラブとの一体的活動を視野に、相互に連携強化を目指します	社会教育G

### ④子育て支援ネットワークづくり

事業	施策の内容	担当G
子育てサークル等の体制づくり	子育てに関わる情報提供など、子育てボランティアの育成や支援団体のネットワーク化を推進します	子育て支援G
子ども会など地域活動の支援	地域の子ども会の活動を支援し、地域全体での子どもの育成の機運を高めます	社会教育G

## (2) 子どもと母親の健康づくり

### ①安心して子育てができる環境づくり

事業	施策の内容	担当G
妊婦健康診査事業	妊婦の健康診査を実施し、異常等を早期に発見して適切な治療や保健指導を行います	健康推進G
妊婦訪問指導事業	妊娠期を心身ともに健康に過ごすことができるよう、訪問による日常生活指導を実施し、母体の疾病の予防や早期発見を支援します	健康推進G
妊婦歯科検診事業	妊婦の口腔衛生管理の具体的な方法や栄養の取り方を指導します 妊娠中の口腔内の異常の早期発見のため、歯科健診を実施します	健康推進G
乳幼児相談事業	子育て支援センターなどで保健師による乳幼児の発育・発達の確認、母親の育児不安の相談などを実施します	健康推進G

事業	施策の内容	担当G
1か月児健康診査 乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 5歳児健康診査	乳幼児の健康状態や発育・発達を確認して、個々に応じた支援を実施します	健康推進G
乳児家庭全戸訪問事業	出生した全乳児の居宅へ訪問して、発育・発達の確認、母親の育児不安の相談などを実施します	健康推進G
養育支援訪問事業	未熟児等発育・発達に支援が必要な乳幼児に対して、出生時から適切な保健指導を実施します	健康推進G
子育て講座等開催事業	乳幼児期の発達に合わせた子どもとのコミュニケーション方法や育児についての知識の普及と生活習慣の改善を目的に講座を開設します	子育て支援G
ブックスタート事業	乳幼児と親子の触れ合いを醸成するため、生後9～11か月の乳児に絵本をプレゼントします	社会教育G
歯科検診・フッ素塗布事業	むし歯の発生を未然に防ぎ、口腔内の異常の早期発見、早期治療のため歯科健診・フッ素塗布を実施します 正しい歯磨き方法の指導や適切な糖分摂取などの生活習慣の指導を実施します	健康推進G
むし歯のない子の表彰	4歳児を対象に歯科検診・フッ素塗布事業からむし歯のない子を把握して表彰します	健康推進G
離乳食講習会	離乳食の調理体験や試食などを通して、知識の習得と保護者の交流を図る教室を開催します	健康推進G
不妊治療費等助成事業	不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、不妊治療にかかる費用の支援を行います 保険適用となる不妊治療の自己負担分及び保険適用とならない先進医療にかかる費用の一部を助成します また、不妊治療を行うための交通費の一部を助成します	健康推進G
産婦健康診査事業	産後うつや虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など産後間もない時期の産婦健診にかかる費用を助成し、産後の母子に対する支援を行います	健康推進G
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、助産師等の専門家による心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います	健康推進G
産前・産後サポート事業	妊産婦が抱える悩み等について、助産師等の専門家による相談支援を行い、妊産婦の孤立感の解消を図るよう支援を行います	健康推進G
妊婦のための支援給付	妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の負担軽減を図るため、妊婦のための支援給付（各5万円）を支給します	子育て支援G

②妊娠、出産に際する情報提供

事業	施策の内容	担当G
母子保健事業の周知	母子保健事業のPRや広報紙掲載、ホームページの活用など 出産・育児に関する情報の情報提供に努めます	健康推進G 子育て支援G
母親（両親）教室 の開催	妊婦とパートナーを対象に妊娠、出産、育児について夫婦共同 で知識を身につけ子育てできるよう、講義等を希望により開催し ます	健康推進G 子育て支援G

③食育の推進

事業	施策の内容	担当G
親子料理教室	発育期の児童の食習慣と健康づくりに関する意識を高め、子ど もたちの健康増進を支援します	健康推進G
米づくり体験事業	園児と保護者が、田植え、稲刈り、しめ縄づくりなど米づくり体験 を通し、食の大切さを伝える機会を設けます	こども園つみき

④一人ひとりの特性に配慮した支援

事業	施策の内容	担当G
発達支援センターの 運営	厚真町発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある 児童について、支援を行います また、関係機関とのネットワークの構築、家族への相談支援や研 修などを行います	子育て支援G
障がい児支援	障がいにより支援の必要な幼児、児童に早期療育による支 援、通所サービス利用の支援や学校への就学、学童保育の利 用について連携するとともに、通院交通費補助による家庭への 経済的支援も行います	子育て支援G
ひとり親家庭支援	ひとり親家庭の不安や心理的サポートなど経済状況や子どもの 状況に応じ、関係部局と連携し支援します	子育て支援G
要支援児童の保育	障がいなどにより支援の必要な児童に対し、こども園入園に際し 状況に応じて必要な対応を講じます	こども園つみき 宮の森こども園

## 2 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

子育て家庭の生活環境、育児と就業の両立、経済的負担の軽減を支援します。

### (1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

#### ①仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業	施策の内容	担当G
産休、育休後の保育の充実	産後休暇後、育児休業後の就労等により保育が必要な場合、円滑な施設利用に対応するよう情報提供や相談支援を実施します	子育て支援G
労働者の職業生活と家庭生活の両立 (ワーク・ライフ・バランス)	仕事と生活の調和の実現のため、企業、事業所、民間団体等と連携し、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランスの取組を推進します	経済G
一時預かり事業	乳幼児や児童を、保護者の就労や急病、災害、育児疲れ解消などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所や幼稚園などの施設で預かる事業	子育て支援G

#### ②子育て家庭への経済的支援

事業	施策の内容	担当G
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	各手当について制度に準じ、適正に対応していきます	子育て支援G
乳幼児等医療費助成事業	0歳から小学校就学前の児童の入院・通院、小学生の入院について保険診療の自己負担に相当する額を助成します	町民生活G
子育て支援医療費・保育料・高校生通学費等還元事業	0歳から18歳までの子どもの医療費自己負担額分とこども園の保育料の一部、町外の高等学校等へ通学する通学費等の一部を町内の商店で利用できるポイントとして還元します	子育て支援G
民間賃貸住宅子育て世帯支援事業	町内の民間賃貸住宅（家賃要件あり）に入居し、18歳までの子どもがいる世帯（所得要件あり）に、町内の商店で利用できるポイントを付与します	子育て支援G
保育料の軽減	国の定める徴収基準を軽減し、保育料を設定します	子育て支援G
多子世帯の保育料減額	多子世帯の保育料を国の基準額より減額します	子育て支援G
出産祝金の支給	第3子以上の誕生に際し、10万円を支給します	子育て支援G
君の椅子プロジェクト	子どもの誕生を記念して、北海道産の無垢材で手作りした椅子に生年月日と名前を刻印し、世界にひとつだけの椅子を贈ります	子育て支援G

事業	施策の内容	担当G
もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業	3歳未満の乳幼児と同居している保護者等に、1カ月あたり10枚の20ℓのもやせるごみ指定袋を支給します	町民生活G
厚真町育英資金の貸付	厚真町育英資金選考基準に基づいて選考された貸付者の方に、就学のための資金を無利子で貸し付けします	学校教育G
就学援助制度 (学用品費などの援助)	就学援助制度の対象者の方に、小・中学校の給食費・学用品費等を援助します	学校教育G
補足給付費制度	各教育・保育施設などが使用する道具や行事参加のために保護者から実費徴収を行う場合の実費を補助します	子育て支援G

## (2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり

### ① 良好な居住環境の確保

事業	施策の内容	担当G
子育て世代向け住宅の整備	子育て世代を対象に、住宅料等に配慮した住宅を厚真地区・上厚真地区に計45棟を整備します	都市施設G
公営住宅長寿命化計画に基づく町営住宅の整備	老朽化した公営住宅の新築や改修など良好な町営住宅の整備をしていきます	都市施設G
良好な住宅地の提供	フォーラム・ビレッジ、ゼロカーボンビレッジなどの宅地分譲を進め、移住・定住を推進していきます	政策推進G

### ② 豊かな自然に触れ、郷土への愛着と誇りを育む

事業	施策の内容	担当G
米づくり体験事業 (再掲)	園児と保護者が、田植え、稲刈り、しめ縄づくりなど米づくり体験を通し、食の大切さを伝える機会を設けます	こども園つみき

### 3 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実

地域で子育て世代を支え、子どもの成長を実感し、ともに喜びあえる住民コミュニティを目指します。

#### (1) 子育てを支援する地域づくり

##### ①つながりと絆を育む世代間交流

事業	施策の内容	担当G
異世代交流	放課後児童クラブとこども園との交流など、異年齢の交流を通じ、人や社会と相互に関係する力や、自立的に行動する力を養います	こども園つみき・宮の森こども園・社会教育G
高齢者との交流	子どもは高齢者から「知恵と経験」を、高齢者は子どもから「元気と生きる力」を吸収し、思いやりや感謝の心など豊かな人間性を身につけます	福祉G
小学校との連携	厚真中央小とこども園つみき、上厚真小と宮の森こども園とが連携し、児童の体験入学、教員と保育士との情報共有等、1校区1こども園の特長を生かしスムーズな就学に備えます	こども園つみき・宮の森こども園・学校教育G
学校開放の実施	地域のスポーツ、文化活動団体等の利用に学校施設（体育館）を開放し、団体の活動を支援します	社会教育G
中高生の職場体験活動	中高生の職場体験活動の場として、こども園や地域の事業所などが協力し、活動を通して社会性を養い、地域との交流を図ります	社会教育G
青少年健全育成事業	健全育成に関する啓発資料の配布 小中学生のメディアコントロールに関する取組を推進します	社会教育G

##### ②自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動

事業	施策の内容	担当G
芸術鑑賞会の実施	小中学生を対象に演劇や音楽等鑑賞会を実施し、芸術に触れる機会を設けます	社会教育G
埋蔵文化財の活用	開拓民具などの郷土資料のほか道内・国内において厚真町にしか発見されていない貴重な埋蔵文化財を活用し、厚真や北海道の歴史や文化に触れ、縄文文化や先住民族アイヌの文化を学び、体験できる機会を設けます	社会教育G
放課後子ども教室 (再掲)	平成24年度からすべての児童を対象に、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動など多様な体験活動を実施しています 放課後児童クラブとの一体的活動を視野に、相互に連携強化を目指します	社会教育G

### ③地域での交流を通じて子育て支援の拡充

事業	施策の内容	担当G
子ども会等の地域活動の充実	子ども会や地域のスポーツ・レクリエーションなどの活動を充実するよう、地域、関係団体と協力します	社会教育G
スポーツ少年団の支援	スポーツ少年団の育成支援や指導者・リーダー養成など、スポーツを通じて子どもの健やかな心身の育成を目指します	社会教育G
地域人材の活用	地域学校協働本部「あつまるねっと」を活用し、地域のさまざまな技術を持つ人材が児童・生徒の体験活動に関わる機会の充実を図ります	社会教育G
ふるさと教育	地域人材や団体、産業・職場の協力を得て、様々な地域素材を活用した現地見学や講話、体験学習など探究的学習機会の創出を図ります	社会教育G

## (2) 安全で安心な生活環境づくり

### ①交通安全、防犯等子どもを守る活動

事業	施策の内容	担当G
こぐまクラブ	こども園の保護者による交通安全活動を実施します	こども園つみき
交通安全教室	こども園、小・中学校での交通安全教室を実施します	町民生活G
防犯活動事業	地域や自治会での防犯パトロールなど地域の防犯意識を高めます	町民生活G
公園管理事業	緑豊かで安全、快適に利用できる公園の管理を行います	都市施設G

### ②社会的支援の必要な児童への取組

事業	施策の内容	担当G
主任児童委員、民生委員との連携	児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生委員と教員、保育士等との連携を深めます	福祉G
児童虐待防止連絡事業	厚真町要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用し児童相談所や保健所と連携して虐待等の早期発見、早期対応に努めます	子育て支援G

# 第5章 量の見込みと提供体制の確保方策

## 1 提供区域の設定

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、厚真町にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

本町における教育・保育の提供区域については、小・中学校区が2つであることや認定こども園の利用域などから勘案して、町内全域を2区域として設定します。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

### (1) 教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	2区域 (厚真・厚南地区)	教育・保育の区域設定については、小・中学校区が2つであること等から町内全域を2区域とします。施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則となりますが、区域外の施設・事業の利用も可能とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（1～2歳）		
3号認定（0歳）		

## (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業の名称	提供区域	考え方
利用者支援事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
時間外保育事業 (延長保育・休日保育)	厚真町全域	厚真町内全域とします
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ	2区域 (厚真・厚南地区)	厚真町が推進する小中一貫制度の主旨に沿い、厚真地区・厚南地区の小中学校区2区域とします
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ	厚真町全域	厚真町内全域とします
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	厚真町全域	厚真町内全域とします
養育支援訪問事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
地域子育て支援拠点事業	厚真町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします
一時預かり事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
病児・病後児保育事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター	厚真町全域	厚真町内全域とします
妊婦健康診査事業	厚真町全域	厚真町内全域とします (実施医療機関は北海道内全域)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
多様な主体の参入事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
産後ケア事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
子育て世帯訪問支援事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
児童育成支援拠点事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
親子関係形成支援事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	厚真町全域	厚真町内全域とします

## 2 子どもの数の推計

令和11年までの子ども数の推計結果は次の通りです。全体で、減少傾向と推計されます。

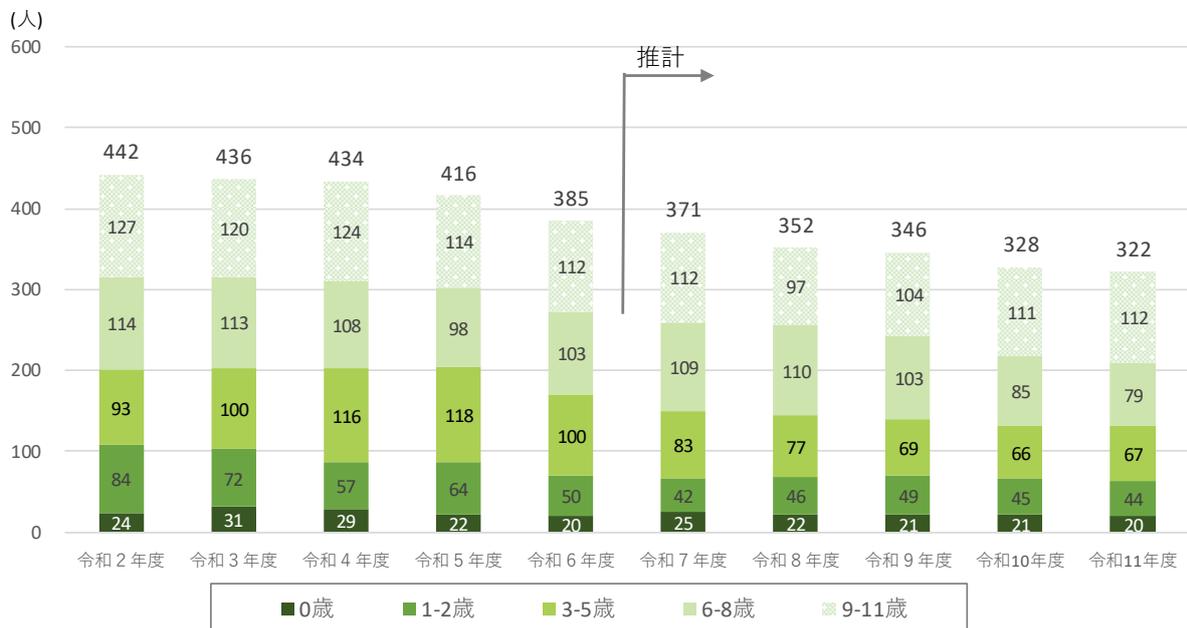
令和2～6年（各4月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去3区間の経年変化（トレンド）で推計をし、計算しています。

(人)

	実績（各年4月1日現在）					推計（各年4月1日現在）					伸び率 (R6-R11)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳	24	31	29	22	20	25	22	21	21	20	0.0%
1歳	48	24	30	33	21	20	25	22	21	21	0.0%
2歳	36	48	27	31	29	22	21	27	24	23	-20.7%
3歳	27	40	49	28	28	28	21	20	25	22	-21.5%
4歳	35	24	41	50	27	28	28	21	20	25	-7.5%
5歳	31	36	26	40	45	27	28	28	21	20	-55.6%
6歳	41	32	37	28	37	46	28	29	29	22	-40.6%
7歳	39	41	30	38	26	36	45	27	28	28	7.6%
8歳	34	40	41	32	40	27	37	47	28	29	-27.5%
9歳	52	34	40	42	31	40	27	38	47	28	-9.7%
10歳	33	53	34	39	42	31	40	27	38	47	11.9%
11歳	42	33	50	33	39	41	30	39	26	37	-5.2%

(人)

	実績（各年4月1日現在）					推計（各年4月1日現在）					伸び率 (R6-R11)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳	24	31	29	22	20	25	22	21	21	20	0.0%
1-2歳	84	72	57	64	50	42	46	49	45	44	-12.0%
3-5歳	93	100	116	118	100	83	77	69	66	67	-33.0%
小計	201	203	202	204	170	150	145	139	132	131	-23.0%
6-8歳	114	113	108	98	103	109	110	103	85	79	-23.3%
9-11歳	127	120	124	114	112	112	97	104	111	112	0.0%
合計	442	436	434	416	385	371	352	346	328	322	-16.4%



### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、アンケートにより把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

#### ■認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。その上で施設型給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園（幼稚園部）に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園（保育園部）に該当
3号認定	0歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園（保育園部）、 地域型保育に該当
3号認定	1歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園（保育園部）、 地域型保育に該当
3号認定	2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園（保育園部）、 地域型保育に該当

## (2) 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

厚真町では認定こども園で、すべての年齢と認定区分において、引き続き実施します。

なお、量の見込み及び確保方策については、今後乖離が生じることのないように、中間評価時に見直しを行います。

### ■厚真町全域

(人)

項目	令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	6	72	6	14	21	6	71	6	16	20
確保方策	10	105	12	24	24	10	105	12	24	24
項目	令和9年度					令和10年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	6	63	5	14	18	6	60	5	14	18
確保方策	10	105	12	24	24	10	105	12	24	24
項目	令和11年度									
	1号認定	2号認定	3号認定							
			0歳	1歳	2歳					
量の見込み	6	61	5	14	18					
確保方策	10	105	12	24	24					

### ■厚真地区

(人)

項目	令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	36	3	4	8	3	31	3	8	8
確保方策	5	65	6	12	12	5	65	6	12	12
項目	令和9年度					令和10年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	28	2	6	8	3	27	2	6	8
確保方策	5	65	6	12	12	5	65	6	12	12
項目	令和11年度									
	1号認定	2号認定	3号認定							
			0歳	1歳	2歳					
量の見込み	3	27	2	6	8					
確保方策	5	65	6	12	12					

■厚南地区

(人)

項目	令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	36	3	10	13	3	40	3	8	12
確保方策	5	40	6	12	12	5	40	6	12	12
項目	令和9年度					令和10年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	35	3	8	10	3	33	3	8	10
確保方策	5	40	6	12	12	5	40	6	12	12
項目	令和11年度									
	1号認定	2号認定	3号認定							
			0歳	1歳	2歳					
量の見込み	3	34	3	8	10					
確保方策	5	40	6	12	12					

■教育・保育利用率の目標値設定について

(%)

教育・保育利用率	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3～5歳児）	7.2	7.8	8.7	9.1	9.0
2号認定（3～5歳児）	86.7	92.2	91.3	90.9	91.0
3号認定（2歳）	24.0	27.3	23.8	23.8	25.0
3号認定（1歳）	70.0	64.0	63.6	66.7	66.7
3号認定（0歳）	95.5	95.2	66.7	75.0	78.3

※国の基本指針では、量の見込み割合である「教育・保育利用率」の目標値を設定することとされています。教育・保育利用率の目標値は、「量の見込み÷各年度推計人口（該当年齢）×100＝目標値（小数点第一まで）」により算出した数値とします。（傾向がわかりやすいよう整数で表示しています。）

## 4 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、現行の教育・保育給付に加え、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟な利用が可能な「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が新たに創設され、令和8年度から給付化（令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業として位置付け）されます。

市町村は、教育・保育給付と同様に、子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、本町においても次のとおり設定することとします。

また「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」では、一時預かり事業との違いや課題を整理し、令和8年度からの本格実施に向けて、令和7年度に試行的事業実施や体制構築に向けて、検討します。

(人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国の手引き等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

### (1) 利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での教育・保育や一時預かり、その他の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育てに関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。厚真町では平成30年から子育て世代包括支援センターを開設し、ワン・ストップ窓口として子育てに関するあらゆる相談に対応しています。

#### （基本型）

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

#### （こども家庭センター型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

#### （妊婦等包括相談支援事業型）

妊娠時から妊産婦に寄添い、出産・育児等の見通しを持たせるための面談や継続的な情報発信を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型支援の推進を図る事業です。

[対象年齢]地域のすべての妊産婦・子育て家庭

### ■量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>基本型</b>						
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
<b>こども家庭センター型</b>						
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
<b>妊婦等包括相談支援事業型</b>						
量の見込み	回/年	75	66	63	63	60
確保方策	回/年	75	66	63	63	60

### ■確保方策

令和8年度末までにこども家庭センターを設置し、統括支援員を中心に保健師、心理士、社会福祉士等が連携して、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である厚真・厚南子育て支援センター（基本型、地域子育て支援拠点施設）や各関係機関と連携し、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等（妊婦等包括相談支援含）を実施します。

## (2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

[対象年齢] 0～5歳

### ■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人	79	76	73	69	69
確保方策	延べ人	79	76	73	69	69

### ■今後の方向性

令和6年度から午後7時までの延長保育を実施しており、保護者の仕事の都合等でお迎えの時間が、間に合わない保護者等を支援します。また、休日保育は実施しておりませんが、ニーズ状況や実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間留守等になる家庭の児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

[実施校区]小学校区

[対象年齢]小学生

#### ■量の見込み・確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町 全 体	1年生	人	35	21	22	22	17
	2年生		27	34	20	21	21
	3年生		21	28	36	21	22
	4年生		30	21	29	36	21
	5年生		24	31	21	29	36
	6年生		31	23	30	20	28
	合計		168	158	158	149	145
確保方策		人	250	250	250	250	250
① 厚 真 地 区	1年生	人	19	11	12	12	9
	2年生		15	18	11	11	11
	3年生		11	15	19	11	12
	4年生		16	11	16	19	11
	5年生		13	16	11	16	19
	6年生		17	12	16	11	15
	合計		91	85	85	80	78
確保方策（人）		人	150	150	150	150	150
② 厚 南 地 区	1年生	人	16	10	10	10	8
	2年生		12	16	9	10	10
	3年生		10	13	17	10	10
	4年生		14	10	13	17	10
	5年生		11	14	9	13	17
	6年生		14	11	14	9	13
	合計		77	72	72	69	67
確保方策（人）		人	100	100	100	100	100

#### ■今後の方向性

今後も、安全、安心な放課後の居場所として、保護者の仕事と子育ての両立を支援するほか、利用児童が主体的に取り組める放課後児童クラブ運営を目指します。また、支援員不足等によるサービス低下や待機児童の発生等を防ぐとともに、利用者のニーズに即した運営体制を図るため、公設民営型の事業運営への切り替えの検討も視野に入れ、事業を継続していきます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

##### 【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間、一時的に預かる事業です。

##### 【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かる事業です。

**[対象年齢]** 保護者の疾病、その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった家庭

##### ■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	84	91	87	83	82
確保方策	人日	84	91	87	83	82

##### ■今後の方向性

令和6年度から開始しており、仕事や様々な理由で、保護者以外の親類等に養育がお願いできない保護者を支援します。

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものです。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

**[対象年齢]** 生後4か月まで

##### ■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人	20	18	17	17	19
確保方策	延べ人	すべての対象者に事業を実施します。				

##### ■今後の方向性

現状に引き続き実施します。

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。

また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

厚真町では、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめ、各種健診や関係機関との情報交換等により対象児童を把握し、現状に引き続き養育支援訪問を実施します。また必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の各会議を開催し、関係機関と情報の共有をします。さらに、適切な支援が行えるよう児童相談所等と連携し実施できる体制を構築していきます。

**[対象者]**要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

### ■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人	4	4	4	4	4
確保方策	延べ人	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。				

### ■今後の方向性

地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、児童虐待の未然防止を図るとともに、関係機関と連携して児童虐待が疑われる家庭に対して、迅速に対応します。

また、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭を支援する「子育て世帯訪問支援事業」などの家庭支援事業の実施に向けて検討します。

（注）児童福祉法第六条の三の規定より

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童、または、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

## (7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、保護者が楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。乳幼児及びその保護者が身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。

厚真町では現状に引き続き、厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センターにて実施します。

**[対象年齢]** 地域のすべての妊産婦・子育て家庭

### ■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人	1,772	1,713	1,642	1,559	1,547
確保方策	延べ人	支援が必要なケース全てに事業を実施します。				
確保方策	か所	2	2	2	2	2

### ■今後の方向性

親子交流や相談の場としてだけでなく、一時預かり保育事業や訪問支援を行い子育て世帯に寄り添った支援を行います。

## (8) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、こども園等に預けることができる事業です。

**[実施場所]** こども園つみき、宮の森こども園 厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センター

**[対象年齢]** 満1歳～5歳

### ■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人	56	54	52	49	49
確保方策	延べ人	56	54	52	49	49

### ■今後の方向性

認定こども園では利用定員の範囲内で、子育て支援センターは、定員（1人/日）の範囲内で、支援が必要なご家庭に対して、一時預かり事業を実施します。

## (9) 病児保育事業（病後児保育）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業（病後児保育）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

厚真町では現状実施していません。

**[対象年齢]** 0～5歳

### ■今後の方向性

ニーズ調査を踏まえ、看護師等の配置、医療機関との連携などの課題を整理し、実施について検討します。

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、（就学後児童を含む））

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

厚真町では現状実施していません。

**[対象年齢]** 0歳～就学児

### ■今後の方向性

ニーズ調査を踏まえ、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

## (11) 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。安心・安全な出産の確保を図るため、妊婦の健康診査を実施し異常の早期発見、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な新生児出生の支援を実施する事業です。

厚真町では、現状に引き続き実施します。里帰り出産など、北海道外での健診については、別途申請により公費負担しています。

### ■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	31	28	26	26	25
確保方策	【実施場所】 北海道内各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【実施項目】 一般健康診査 14 回分、超音波検査 11 回分を公費負担で実施。北海道外での健診については、別途申請にて受付					

### ■今後の方向性

引き続き、医療機関と連携しながら妊婦健康診査の助成を行い、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。妊娠届出時には健康診査の必要性について指導していくとともに、健診をきっかけに母子の心身の状態及び養育状況・養育環境等の課題を把握し、関係機関・医療機関とも連携しながら必要な支援につなげます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### (世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。国の制度に則り、低所得世帯への実施を図ります。

#### ■今後の方向性

厚真町では、現状に引き続き、国の基準より対象を拡大して実施します。

## (13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。希望する事業者に合わせて、実施を図ります。

厚真町では現状実施していません

#### ■今後の方向性

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。事業が必要な場合には、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

## (14) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、助産師等の専門家による心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う事業です。

厚真町では現在、委託助産所の助産師による「訪問型」ケアを、産後1年に5回を上限として必要とする全ての母子に対して実施しています。

[対象]産後12か月頃までの産後ケアを必要とする者

#### ■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	2	1	1	1	1
確保方策	人日	2	1	1	1	1

#### ■今後の方向性

近隣市町村で実施している「通所型」や「宿泊型」についてニーズ調査等を行い、実施（委託）について検討します。

## **(15) 子育て世帯訪問支援事業**

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え虐待リスクを未然に防ぐ事業です。

厚真町では現状実施していません。

### **■今後の方向性**

ニーズ調査や関係機関からの支援対象となる児童の情報把握に努め、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

## **(16) 児童育成支援拠点事業**

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業です。

厚真町では現状実施していません。

### **■今後の方向性**

ニーズ調査や関係機関からの支援対象となる児童の情報把握に努め、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

## **(17) 親子関係形成支援事業**

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

厚真町では現状実施していません。

### **■今後の方向性**

実施対象となる世帯が少ないため、グループとしての実施が少ないことが見込まれるため、近隣市町と合同の開催など、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

## 6 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、厚真町では子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援をしていきます。また、事業者が新規に参入する場合の受け入れ体制づくりを図っていきます。

## 7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外にも幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のため、以下の取組を進めていきます。

- ① 幼・保・小の職員合同研修や連携等、資質向上に向けた取組の充実
- ② 職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③ 教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ④ 幼児教育アドバイザー等による質の向上に向けた支援の検討

## 8 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の受け入れ体制を確保するなど、以下の取組の充実を図ります。

- ① 受け入れ体制の整備
- ② 低年齢児保育の充実
- ③ 情報提供、相談・支援の充実

# 第6章 計画の推進体制

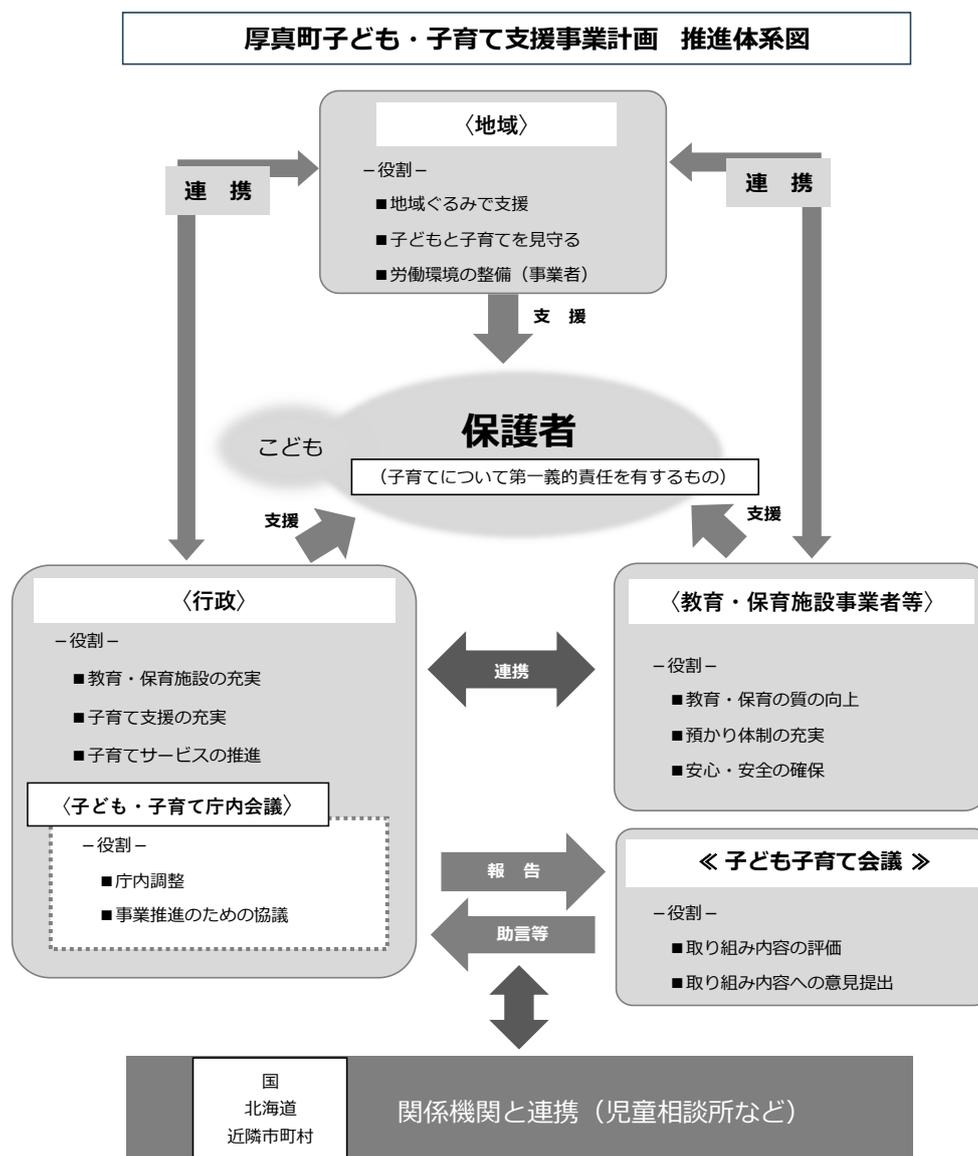
## 1 関係機関等との連携及び役割

本計画の推進においては、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体でこどもと子育て世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが重要です。

厚真町内の関係機関と連携し、切れ目なく横断的な施策に取り組むとともに、子どもや子育て家庭、認定こども園・保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、子ども・子育て支援の推進について、国や北海道、近隣市町村と緊密な連携を図ります。



## **(1) 行政の役割**

行政は、子育て支援の重要な役割を担うものであるため、子ども及びその保護者が必要とするサービスを円滑に利用でき、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めるとともに、この計画に基づく事項を総合的かつ計画的に推進します。

## **(2) 家庭の役割**

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任があることを認識し、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、保護者が協力して子育てを進めることが重要です。

## **(3) 地域・各種団体の役割**

子どもは地域の中で社会性を身につけて成長していくことから、家庭環境、障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子ども及び保護者が、積極的に地域の活動に参加し、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域で活動している多くの団体が、行政や町民と連携しながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

## **(4) 企業・職場の役割**

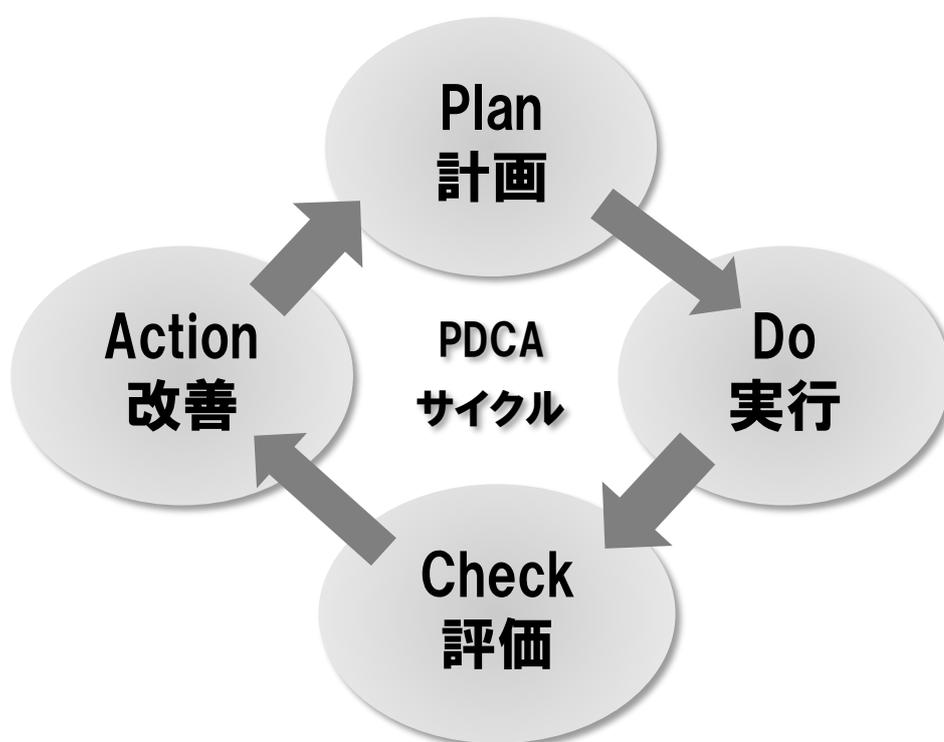
働いているすべての人が、仕事と私生活のバランスを取りながら多彩な働き方を選択できるよう、職場の柔軟な理解や雰囲気作りなど、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画するよう促します。

## 2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、利用者の視点にたった評価、改善を実施し、計画がより有効に達成できるよう実行してまいります。



- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検、評価します。
- 町のホームページ、広報紙等を活用し、本計画について理解、促進を図ります。

# 資料編

## 資料 1 用語解説

用語	内容
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する（法第61条）
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう 本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の附属機関）
認定こども園	幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する（認定こども園法第2条） 幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの型がある
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう（法第7条）
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（法第27条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条）
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第11条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう（法第29、43条）

用語	内容
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19人以下で保育を行う事業（法第7条）
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み(法第19条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子ども：満3歳以上の教育認定を受けた就学前子ども（保育の必要性なし）</li> <li>・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul>
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条）</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う</p>
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業（法第59条）
量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること
保育	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう</p> <p>基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している</p>
乳幼児	<p>乳児と幼児を合わせた呼び名</p> <p>乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう</p>
幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ

用 語	内 容
保育所	<p>0（産後 57 日目）～6 歳までの児童を対象とした 児童福祉施設  ※労働基準法による産前・産後休業産前 6 週間・産後 8 週間＝56 日  保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている  これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っている</p>
放課後児童クラブ	<p>主に働き家庭等の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るための施設及び事業をいう</p>
放課後子ども教室	<p>子どもたちの居場所を確保するとともに、勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援する事業</p>

第3期  
厚真町子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月： 令和7年3月  
発行： 厚真町  
編集： 厚真町 住民課  
住所： 北海道勇払郡厚真町京町120番地  
電話： 0145-26-7872

## 第3期

# 厚真町子ども・子育て支援事業計画

(概要版)



令和7年3月

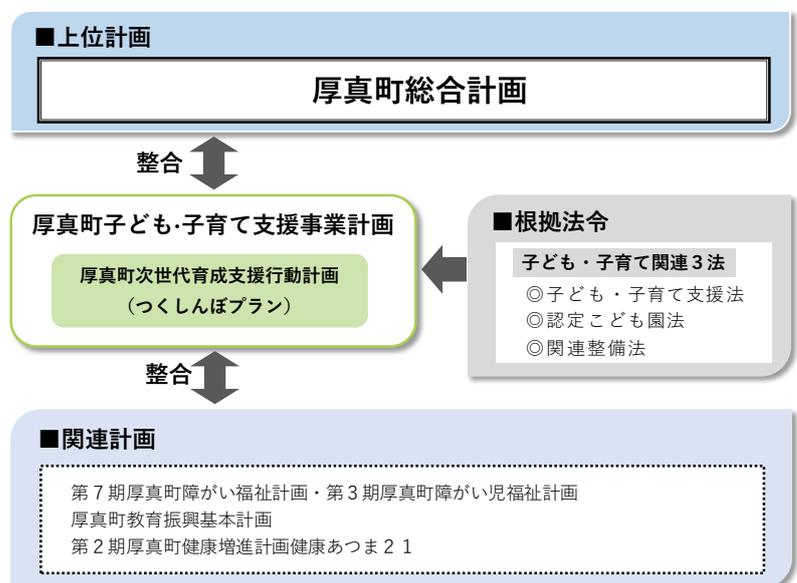
# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

- 少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している中、これらの子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。
- 国においては、令和5年に「こども基本法」が施行され、また、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定しました。さらに、令和6年には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立するなど、より一層子ども・子育て施策に注力しています。
- これらを踏まえて、本計画では、様々な取組を通して、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、「第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、厚真町の子どもと子育て家庭を対象として、厚真町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。
- 策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組の子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。



## 3 計画の期間と対象

- 本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
- 本計画の支援の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

## 4 計画の策定体制

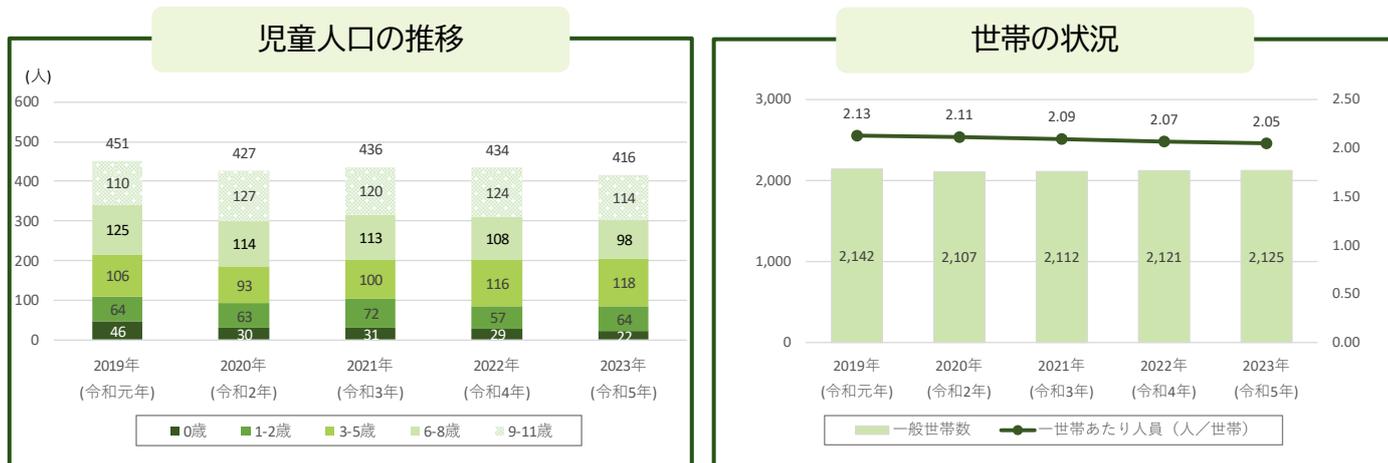
- 本計画の策定にあたり、下記の通り実施しました。
  - 子ども・子育て会議での審議
  - 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
  - パブリックコメントの実施

## 第2章 厚真町の子ども・子育て家庭を取り巻く環境

### 1 厚真町の現状

○児童人口の0歳児は令和元年から令和5年までの5年間で24人減少しており、児童人口も令和5年では416人となっています。

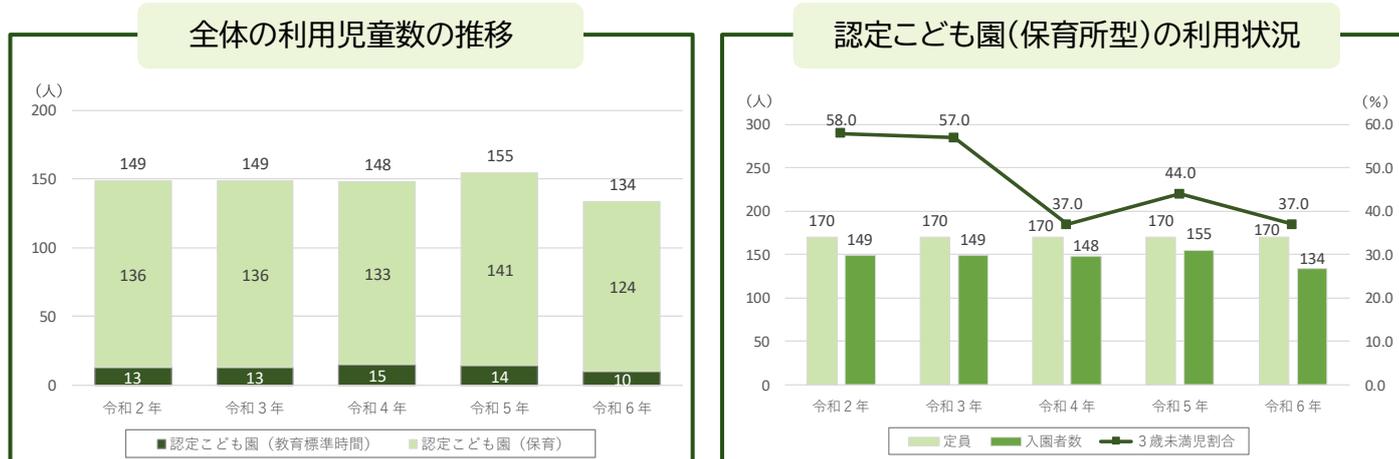
○世帯数は令和元年以降、横ばいで推移しています。1世帯あたり人員が減少しており、核家族化が進んでいると推察されます。



### 2 教育・保育の現状

○全体の利用児童数については、町内の認定こども園設置数は2カ所で、利用者数は令和2年から令和5年の間では、ほぼ横ばい傾向でしたが、令和6年には若干減少しています。

○認定こども園（保育所型）の利用状況について定員数は、令和2年以降170人から変化はありません。定員に対する入園者数は、令和6年では78.8%となっています。



### 3 アンケート結果からの課題

○アンケート結果から考えられる課題を以下のとおり4つ整理しています。

- (1) 教育・保育の需要に応じた提供体制の確保や子どもの居場所の整備
- (2) 子育てしやすいと感じる保護者の増加
- (3) 働きながら安心して子育てができる環境づくり
- (4) 様々な悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実、相談先及び相談窓口の周知

# 第3章 計画の基本的な考え方

基本理念	基本目標	主要施策	具体的施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子育てを地域全体で支えあい 全ての子どもが健やかに育つまち</p>	<p style="text-align: center;"><b>基本目標 1</b></p> <p style="text-align: center;">子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実</p>	<p>(1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり</p>	<p>① 幼児期の教育・保育の提供体制の整備</p> <p>② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備</p> <p>③ 児童の健全育成</p> <p>④ 子育て支援ネットワークづくり</p>
		<p>(2) 子どもと母親の健康づくり</p>	<p>① 安心して子育てができる環境づくり</p> <p>② 妊娠、出産に際する情報提供</p> <p>③ 食育の推進</p> <p>④ 一人ひとりの特性に配慮した支援</p>
	<p style="text-align: center;"><b>基本目標 2</b></p> <p style="text-align: center;">安心して子どもを 生み育てられる 支援の充実</p>	<p>(1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり</p>	<p>① 仕事と子育ての両立のための基盤整備</p> <p>② 子育て家庭への経済的支援</p>
		<p>(2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり</p>	<p>① 良好な居住環境の確保</p> <p>② 豊かな自然に触れ郷土への愛着と誇りを育む</p>
	<p style="text-align: center;"><b>基本目標 3</b></p> <p style="text-align: center;">地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実</p>	<p>(1) 子育てを支援する地域づくり</p>	<p>① つながりと絆を育む世代間交流</p> <p>② 自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動</p> <p>③ 地域での交流を通じて子育て支援の拡充</p>
		<p>(2) 安全で安心な生活環境づくり</p>	<p>① 交通安全、防犯等子どもを守る活動</p> <p>② 社会的支援の必要な児童への取組</p>

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実

○子どもが健やかに成長し、主体的に学び遊ぶ環境と妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、安心して子育てができる環境を整備・提供します。

#### ● 主要施策

- (1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり
- (2) 子どもと母親の健康づくり

#### ● 具体的施策

- 幼児期の教育・保育の提供体制の整備
- 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
- 児童の健全育成
- 子育て支援ネットワークづくり
- 安心して子育てができる環境づくり
- 妊娠、出産に際する情報提供
- 食育の推進
- 一人ひとりの特性に配慮した支援

#### ● 主な事業

- ・一時預かり事業 ・厚真・厚南子育て支援センター ・厚真放課後子どもセンター
- ・妊婦健康診査事業 ・産後ケア事業 ・発達支援センター ・利用者支援事業など

### 基本目標2 安心して子どもを生き育てられる支援の充実

○子育て家庭の生活環境、育児と就業の両立、経済的負担の軽減を支援します。

#### ● 主要施策

- (1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- (2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり

#### ● 具体的施策

- 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- 子育て家庭への経済的支援
- 良好な居住環境の確保
- 豊かな自然に触れ郷土への愛着と誇りを育む

#### ● 主な事業

- ・産休、育休後の保育の充実 ・一時預かり事業 ・乳幼児等医療費助成事業
- ・保育料の軽減 ・子育て世代向け住宅の整備 ・子育て支援医療費等還元事業など

### 基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実

○地域で子育て世代を支え、子どもの成長を実感し、ともに喜びあえる住民コミュニティを目指します。

#### ● 主要施策

- (1) 子育てを支援する地域づくり
- (2) 安全で安心な生活環境づくり

#### ● 具体的施策

- つながりと絆を育む世代間交流
- 自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動
- 地域での交流を通じて子育て支援の拡充
- 交通安全、防犯等子どもを守る活動
- 社会的支援の必要な児童への取組

#### ● 主な事業

- ・小学校との連携 ・中高生の職場体験活動 ・子ども会等の地域活動の充実
- ・交通安全教室 ・主任児童委員、民生委員との連携 など

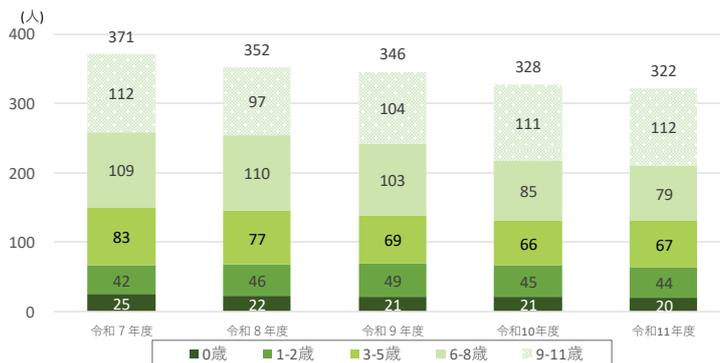
# 第5章 量の見込みと提供体制の確保方策

## 1 提供区域の設定

○本町における教育・保育の提供区域については、小・中学校区が2つであることや認定こども園の利用域などから勘案して、町内全域を2区域として設定します。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

## 2 子どもの数の推計

○令和11年までの子ども数の推計結果は右記の通りです。全体で、減少傾向となっており、令和11年度には322になると推計されています。



## 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

○教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

項目		令和7年度					令和8年度				
		1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
全域	量の見込み	6	72	6	14	21	6	71	6	16	20
	確保方策	10	105	12	24	24	10	105	12	24	24
項目		令和9年度					令和10年度				
		1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
全域	量の見込み	6	63	5	14	18	6	60	5	14	18
	確保方策	10	105	12	24	24	10	105	12	24	24
項目		令和11年度									
		1号認定	2号認定	3号認定							
				0歳	1歳	2歳					
全域	量の見込み	6	61	5	14	18					
	確保方策	10	105	12	24	24					

○市町村は、教育・保育給付と同様に、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、本町においても次のとおり設定することとします。

**【こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは】**

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

年齢	上段：量の見込み、下段：確保方策 単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
1歳児	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
2歳児	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1

○国の手引き等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

事業名	単位	上段：量の見込み、下段：確保方策					事業概要	
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
利用者支援事業	基本型	カ所	1	1	1	1	1	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。
			1	1	1	1	1	
	こども家庭センター型	カ所	1	1	1	1	1	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。
			1	1	1	1	1	
	妊婦等包括相談支援事業型	回/年	75	66	63	63	60	妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを持たせるための面談や継続的な情報発信を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型支援の推進を図る事業です。
		回/年	75	66	63	63	60	
時間外保育事業 (延長保育・休日保育)	延べ人	79	76	73	69	69	保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり(延長保育)する事業です。休日保育は実施していませんが状況に応じ実施に向け検討します。	
	延べ人	79	76	73	69	69		
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	168	158	158	149	145	保護者が就労等により昼間留守等になる家庭の児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。	
	人	250	250	250	250	250		
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	84	91	87	83	82	保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間、一時的に預かる事業です。	
	人日	84	91	87	83	82		
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	延べ人	20	18	17	17	19	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。	
	延べ人	すべての対象者に事業を実施します。						
養育支援訪問事業等	延べ人	4	4	4	4	4	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。	
	延べ人	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。						
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	延べ人	1,772	1,713	1,642	1,559	1,547	乳幼児及びその保護者が身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。	
	延べ人	支援が必要なケース全てに事業を実施します。						
	カ所	2	2	2	2	2		

事業名	単位	上段：量の見込み、下段：確保方策					事業概要
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
一時預かり事業	延べ人	56	54	52	49	49	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、こども園等に預けることができる事業です。
	延べ人	56	54	52	49	49	
病児保育事業（病後児保育）		-	-	-	-	-	病児保育事業（病後児保育）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター、（就学後児童を含む））		-	-	-	-	-	子育ての助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。
妊婦健康診査	人	31	28	26	26	25	妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。安心・安全な出産の確保を図るため、妊婦の健康診査を実施し異常の早期発見、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な新生児出生の支援を実施する事業です。
		一般健康診査14回分、超音波検査11回分を公費負担で実施。北海道外での健診については、別途申請にて受付。					
産後ケア事業	人日	2	1	1	1	1	退院直後の母子に対して、助産師等の専門家による心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う事業です。
	人日	2	1	1	1	1	

## 第6章 計画の推進体制

### 1 関係機関等との連携及び役割

○厚真町内の関係機関と連携し、切れ目なく横断的な施策に取り組むとともに、子どもや子育て家庭、認定こども園・保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

### 2 計画の達成状況の点検・評価

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、利用者の視点にたった評価、改善を実施し、計画がより有効に達成できるよう実行してまいります。



### 第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

発行年月： 令和7年3月  
 発行： 厚真町  
 編集： 厚真町 住民課  
 住所： 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地  
 電話： 0145-26-7872

# こども<sup>☆☆</sup>誰<sup>Q</sup>でも<sup>☆☆</sup> 通園制度

## こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、  
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず  
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

### 対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

### 利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

## こども誰でも通園制度を利用すると……

### こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

### 保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

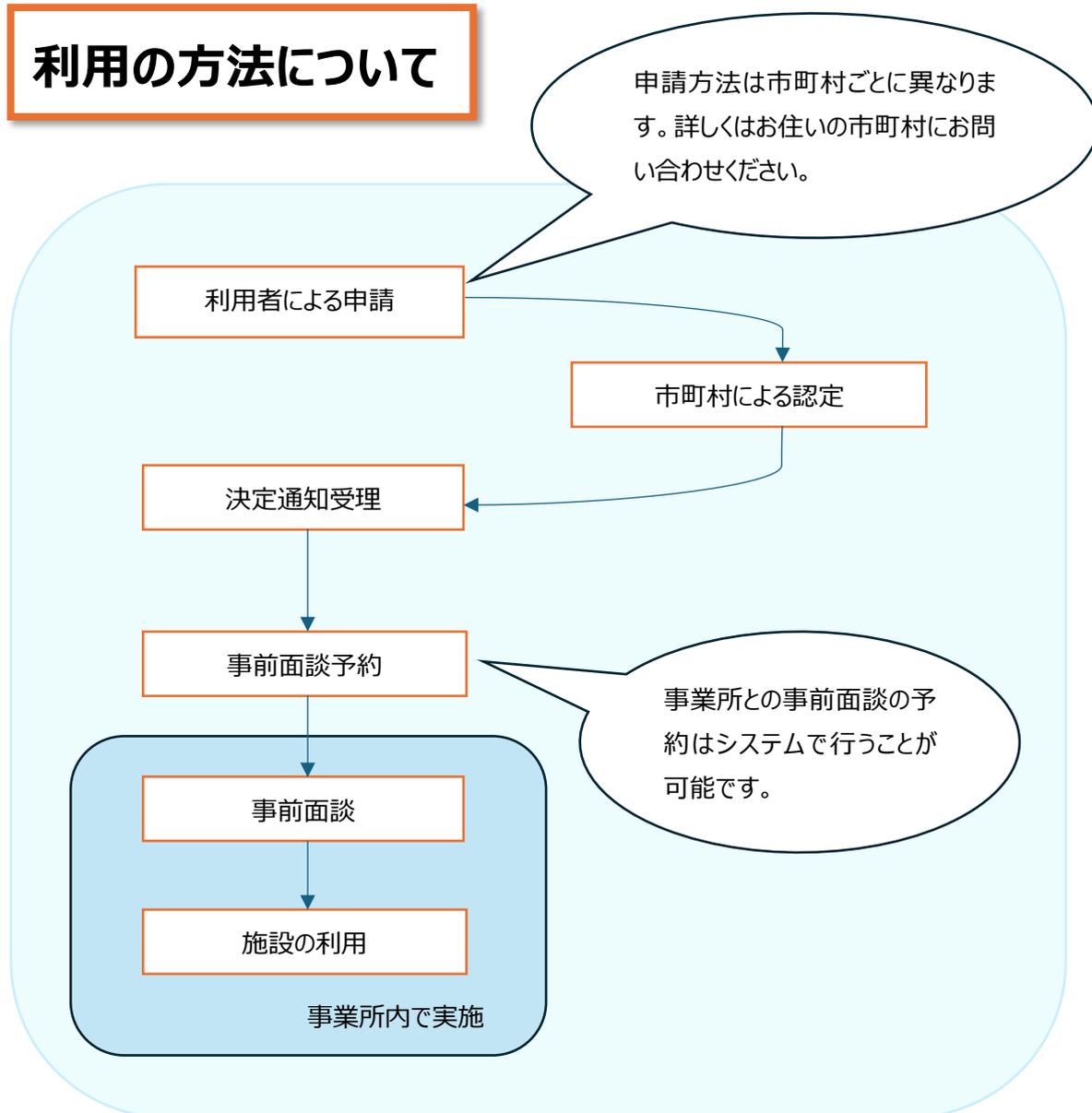
#### 一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | [こども家庭庁](#)

## 利用の方法について



### 3 主な質疑・意見

#### ① 厚真町アイヌ施策推進地域計画について

- ・軽舞事務所来館者数 1,500 人と書いてあるが、アイヌ文化財の見学と全般的な郷土資料等一般的な見学、どちらで来ているのか。
- ・軽舞事務所のアイヌ文化財はどのように整理されているのか。
- ・アイヌ施策推進地域計画の数値目標について、カムイノミ参加者数のKPIは、目的、課題感に対してしっかりとマッチした数字だと認識しているのか。厚真町のアイヌ民族や文化等への理解が低いというよりも、まずカムイノミを実施するような体力がある組織をどのように作っていくのか。
- ・例えば、非アイヌ民族であってもカムイノミを実施するような団体を作って盛り上げていく等、そのような機運の醸成も必要ではないかと思う。
- ・アイヌ伝統工芸人材育成事業で、若手工芸家の育成も目的とあるが、町内の若手工芸家を育成するための事業と考えてよいか。また、町内の若手工芸家を育成するためになにか事業を考えているのか。
- ・了解を得たらご遺骨を町として迎え入れるようだが、どのぐらいの規模なのか。
- ・厚真町の独自性をもった展示公開とあるが、「独自性」をどのように考えられているのか。また、町民の理解がまだ弱い中で、どのような計画を持って町民へそのことを共生していくのか。

#### ② 第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画について

- ・これから「二地域居住事業」や「こども誰でも通園制度」が始まるが、一時保育の保育士の必要人数は。また、病児保育について、クリニックと提携をするというかたちなのか。
- ・計画策定にあたってのパブリックコメントの期間と件数は。
- ・相談窓口等を広く周知していくことが課題になるが、アピール方法や実施体制などの今の現状は。
- ・一時預かり事業とこども誰でも通園制度は、今後どのような方向性で展開していくのか。また、双方の特徴は。
- ・専門的な助産師を来てもらうということはこれからもあるのでしょうか。
- ・今まで病児保育が必要となることはなかったのか。

令和7年5月30日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

## 所管事務調査報告書

令和7年第1回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る4月22日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

### 記

#### 1 【調査事件】

(事務調査)

- ① 第8次厚真町農業振興計画策定について

#### 2 主な説明内容

## 1 計画策定の趣旨

厚真町では、将来にわたって活力と潤いに満ちた魅力ある農業・農村づくりを目指し、厚真町総合計画における農業振興方針を基に、令和4年3月に第8次厚真町農業振興計画を策定し、各種農業振興施策に取り組んでいるところです。

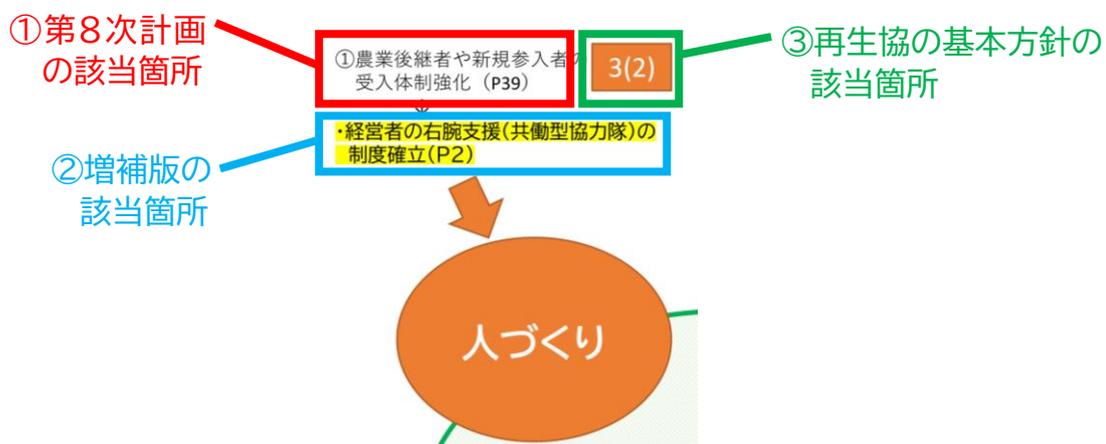
この第8次計画策定期間中の令和3年12月に、国は、水田活用の直接支払交付金の見直し方針（以下、「水活の見直し」と言う。）を決定しましたので、水活の見直し影響を考慮し、引き続き水活の見直しの対応策を検討してまいりました。

令和5年2月には、国の水活の見直しに対応するための「厚真町農業再生協議会の基本方針」を定め、令和5年度以降も、水活交付対象水田の水張り管理、畑地化や基盤整備についての地域協議を進めています。

このため、令和3年度に決定された第8次計画に、水活の見直しを含む国の新たな法令やJAの新たな農業振興計画と整合性を持たせるため「第8次厚真町農業振興計画【増補版】」を策定しました。

策定主体	厚真町農業振興協議会
増補版作成期間	令和5年度～令和6年度
計画期間	令和4年度～令和8年度（第8次計画の期間に準じる）
計画策定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8次計画と同様に、農業生産者の意見を聴取する「厚真町農業振興計画策定委員会」を設置【委員16名】</li> <li>・各農業関係機関実務担当で「第8次農業振興計画策定担当者会議」を編成</li> <li>・両者が一体的に現下の農業・農村を取り巻く内外の諸情勢の変化等に鑑み、諸問題の分析・検討等を行った</li> <li>・策定委員会…全3回、策定担当者会議…全3回を開催</li> <li>・パブリックコメントによる意見募集…R6.9.13～R6.10.15（期間中の意見提出なし）</li> </ul>

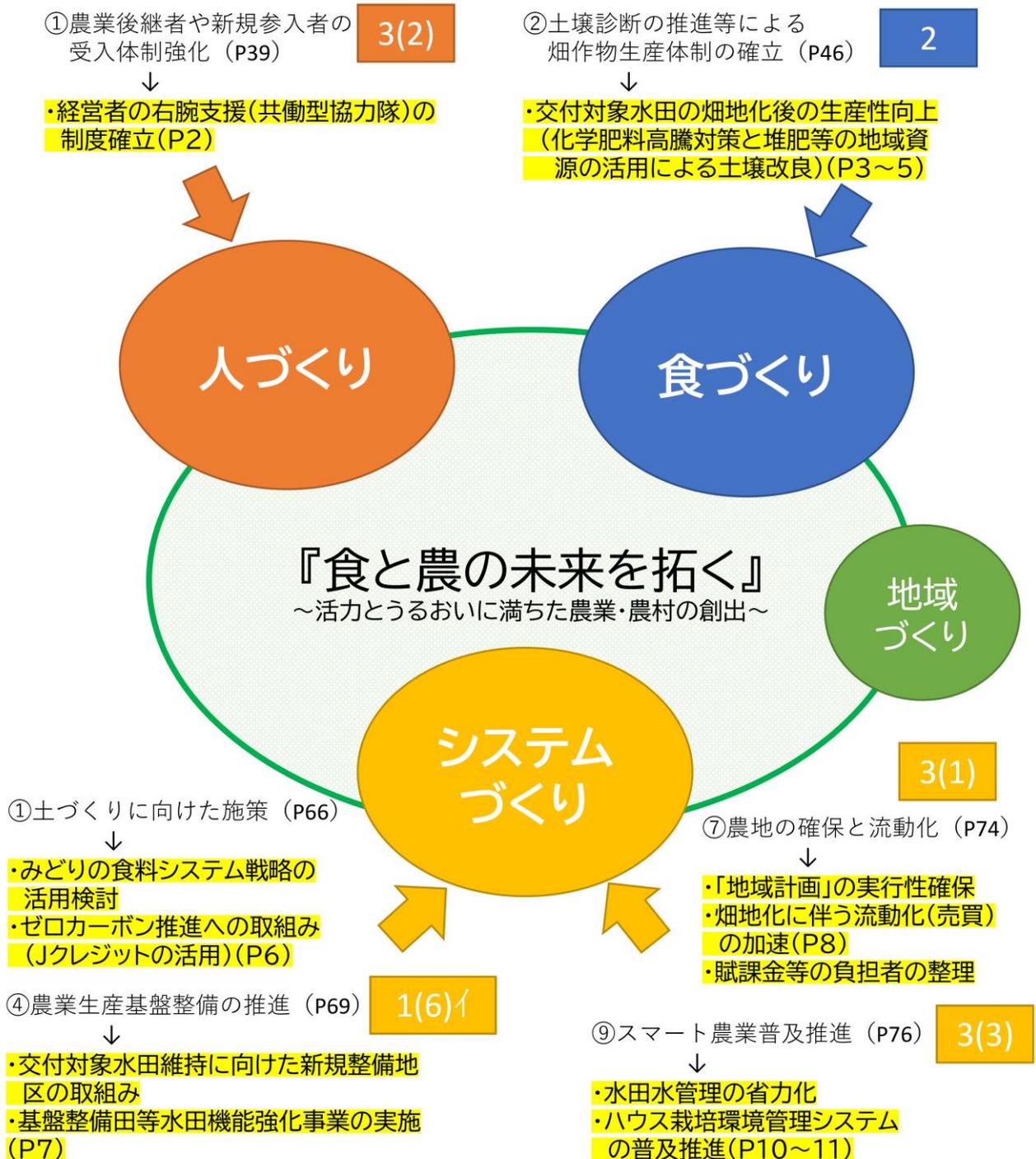
## 2 「増補版計画」と「厚真町農業再生協議会の基本方針」との関連



## 第8次厚真町農業振興計画(増補版)における 重点課題と方向性 R7.3.26

「水田活用の直接支払交付金の見直し」を受けた対応方針として決定した「厚真町農業再生協議会の基本方針」を踏まえ、令和4年3月に決定した「第8次厚真町農業振興計画」を補完するための増補版を策定。

現行計画が目指す4項目のテーマのうち、『人』『食』『システム』については、水活の見直し後の諸情勢や厚真町内での動きを踏まえて、重点課題としての位置付けを検討した。



### 3 「第8次計画」・「増補版計画」・「再生協の基本方針」の内容対比表

第8次計画	増補版計画	再生協の基本方針
<b>人づくり</b>		
① 農家後継者や新規参入者の受入体制強化(P39)	① 経営者の右腕確保に向けた支援体制の構築(P2)	3 農業人口減少社会における持続可能な農業経営について (2)新規就農者の育成について
<b>食づくり</b>		
② 土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立(P46)	① 土壌診断に基づく土づくりと肥培管理の徹底(P3) ② 耕畜連携による堆肥利用の拡大と生産基盤の強化(P4) ③ 収穫量の増加を目指した産学官連携(P5)	2 収量増に向けての取り組みについて
<b>システムづくり</b>		
① 土づくりに向けた施策(P66)	① みどりの食料システム戦略とゼロカーボンの推進(P6)	—
④ 農業生産基盤整備の推進(P69)	① 水活の交付対象水田維持に向けた新規整備地区の推進と水田機能の強化(P7)	1 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する厚真町の対応 (6)令和6年度以降の水張について イ 基盤整備田等水田機能強化事業の継続について
⑦ 農地の確保と流動化(P74)	① 畑地化を契機とした農地売買の加速と土地改良費負担者の整理(P8)	3(1)10年後の農地利用を見据えた人・農地プランの重要性について
⑧ 有害鳥獣被害防止対策の研究/強化(P75)	① エゾシカ等の食肉利用を含めた処理の検討と人とのあつれきの軽減(P9)	—
⑨ スマート農業の普及推進(P76)	① スマート農業による環境負荷低減の推進(P10) ② GX(グリーントランスフォーメーション)への取り組み(P11)	3(3)スマート農業の普及推進について
<b>地域づくり</b>		
⑤ 営農区の推進と農事組合活動(P81)	① 10年先を見据えた地域内農地の維持管理に向けて(P12)	—

## 4 増補版のレイアウト

①大項目

②中項目

③第8次計画に対する増補箇所の説明

④小項目

⑤重点項目

⑥計画目標(数値目標等)

**3 生産を強化する“システムづくり”の推進**

(1)土づくりに向けた施策

第8次計画(p66)の増補

■ 主な取組内容

①みどりの食料システム戦略とゼロカーボンの推進

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動は、世界各国に洪水や干ばつなどの自然災害を頻発させています。

国際的には、2015年パリ協定以降、温暖化に対する目標が共有されました。国内にお

■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共
みどりの食料システム戦略の活用検討	1	◎	◎	◎			
ゼロカーボン推進への取り組み	1	◎	◎	○			

■ 計画目標

1. J-クレジットの活用・・・1メニュー以上の実施を検討

## 5 増補版の成果目標

システムづくり (5点)		
中項目	小項目	計画目標
(1) 土づくりに向けた施策	① みどりの食料システム戦略とゼロカーボンの推進	J-クレジットの活用 ・1メニュー以上の実施を検討
④ 農業生産基盤整備の推進	① 水活の交付対象水田維持に向けた新規整備地区の推進と水田機能の強化	水田地帯としての水張り可能水田の維持 ・畑地化を除く水田の90%を水張り管理
⑨ スマート農業の普及推進	① スマート農業による環境負荷低減の推進	既に導入されているスマート農業技術の普及 ・水田水管理の省力化実施件数 7件
		新たな技術導入支援の検討 ・新たなメニューの導入支援・既存メニューからの切替
	② GX(グリーンTRANSフォーメーション)への取り組み	GX施設の導入・検討 ・1件
地域づくり (2点)		
⑤ 営農区の推進と農事組合活動	① 10年先を見据えた地域内農地の維持管理に向けて	地域計画の見直し協議 ・年に1回以上の全体会議開催
		農用地利用改善団体の育成・強化 ・新たに2団体以上の設立

(参考)第8次計画の成果目標\_大項目ごとの目標数

人づくり	...	3項目
食づくり	...	11項目
システムづくり	...	9項目
地域づくり	...	2項目
		25項目

※令和6年度が計画の中間年にあたるため、令和7年度に中間評価(検証)を実施予定

## 【参考】「厚真町農業再生協議会の基本方針(令和5年2月決定)」(抜粋)

### 1 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する厚真町の対応

#### (6) 令和6年度以降の水張について

##### イ 基盤整備田等水田機能強化事業の継続について

基盤整備済田、基盤整備工事を予定している田については、令和8年度まで1回、1ヶ月以上の水張を実施することが水田活用直接支払交付金の交付要件です。特に令和8年度以降に基盤整備工事が予定されている田では、暫定水源を確保しポンプアップにより水張を行うことも想定され、農業資材が高騰の一途をたどり農業経営を圧迫している中、水張を行うため、更に経費がかかることが懸念されるため、水張に取り組む農業者を支援するため、同事業を令和5年度に新設したところです。同事業については、国の定める水張の期限である令和8年度まで当該事業を継続する予定です。

### 2 収量増に向けての取り組みについて

農林水産省は令和6年度より、交付金に依存する農業の構造転換を図るため、水田活用の直接支払交付金の単価の見直しを検討し、飼料作物・麦・大豆の生産性向上を図るため、地域ごとに単位収量の基準を新たに設け、基準単収に満たない場合は、交付金を支払わない、もしくは減額する等の検討を進めています。

輸入農作物に対する国産農作物の販売競争力を維持するためにも、農業者への交付金は継続すべきではありますが、わが国の財政状況を鑑みましても、将来的に交付金単価に左右されない農業経営を目指す必要があります。そのためには、JA・農業改良普及センターの指導による農作物の収量及び品質の向上を図る取り組みが不可欠です。

#### (1) 土壌診断結果に基づいた実効性のある肥培管理技術の徹底

収量及び品質の向上を図るためには、土壌診断を受け、適正な施肥設計が不可欠です。厚真町の土壌は火山放出未熟度が多く、全国的に見ても稀な地域特性を持ち合わせています。このことから、土壌の化学性、物理性、生物性を改善し、理想とする土づくりに取り組むために、JA・農業改良普及センターの指導により、土壌診断事業を効果的に活用することを推進する必要があります。

#### (2) 耕畜連携による堆肥等利用の拡大・確保

農産物の生産性向上に向けて堆肥等の活用は欠くことのできない要素の一つであります。堆肥等により保肥力を向上させることで、化学肥料を減肥することにもつながります。肥料価格をはじめとするコスト増加への対策や環境負荷軽減への対応を踏まえ、堆肥等の有効的な活用を推進する必要があります。

畜産農家の家畜排せつ物を適正堆肥化し、特殊肥料として地域内の耕種農家に循環させることで、有機質成分を補い、地力向上に繋げることが可能となります。耕種・畜産農家間の流通コーディネートを行うことにより、地域資源の循環を推進する必要があります。

将来的には、農業者が施肥しやすく、かつ近隣住民への影響の少ない堆肥形態及びコントラ機能の構築等による堆肥施肥作業等の効率化についても検討していく必要が

あります。

### (3) 収量増を目指した先進的な肥培管理技術の研究について

JA とまこまい広域と東京農業大学が連携し、令和4年度から令和6年度の3年間をかけて、厚真町の農業者のほ場で秋まき小麦の収量増を目的とした実証研究を行っています。少量多回分肥法による施肥を実施し、厚真町の平均収量の倍以上を収穫する実績を記録しています。この研究は厚真町の元気な農家チャレンジ支援事業により研究費を支援しています。

ほ場条件によって、適正な肥培管理技術は多岐に渡りますが、土壌診断、堆肥利用の拡大と同時並行で、収量増・品質増を目指した肥培管理技術の研究を推進する必要があります。

## 3 農業人口減少社会における持続可能な農業経営について

厚真町の農家戸数は、全国の例にもれず厚真町の農業人口は減少傾向にあり、平成23年度の農家戸数382戸に対し令和2年度の農家戸数285件と、1年で約10戸、10年間で約100戸減少しています。農家1戸あたりの平均経営面積は令和2年度16haであり、20ha以上の農家が増加傾向にあります。しかし、農家1戸あたりの農業従事者数は1.8人と夫婦以下であるのが現状です。

厚真町の避けては通れない喫緊の課題として、少ない農業従事者で、効率よく農業経営を継続するために、以下のことを地域で検討していく必要があります。

### (1) 10年後の農地利用を見据えた人・農地プランの重要性について

農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、令和6年度は、地域の目指すべき農地利用の姿を明確化する「人・農地プラン（地域計画）」の策定年です。

農業人口の減少しつつある中、少ない従事者数でも広い面積を効率よく耕作ができるように、10年後の農地利用について、地域の担い手や後継者が地続きで拡大できるように、交換分合を含めた地域協議の重要性が増してまいります。

### (2) 新規就農者の育成について

農業人口の減少に歯止めをかけることは、喫緊の重要課題であり、厚真町は平成30年度に厚真町農業担い手育成センターを設置し、町外からの移住を伴う異業種からの新規就農者の獲得に力を入れています。

当センターでは、小規模な農地で就農が可能な、ほうれん草・イチゴを中心とした施設園芸作物を中心とし栽培指導を行い、令和5年4月時点では、13名の新規就農者を輩出する予定です。（平成25年度以降の農業支援員を含めると18人）

独立後も、サポートチームの技術支援及び、農業後継者育成総合対策事業・新規就農者育成総合対策事業の実施等の経済的支援により、経営が軌道にのるまで、技術面・資金面で手厚いサポートを行うことにより高い定着率を目指します。

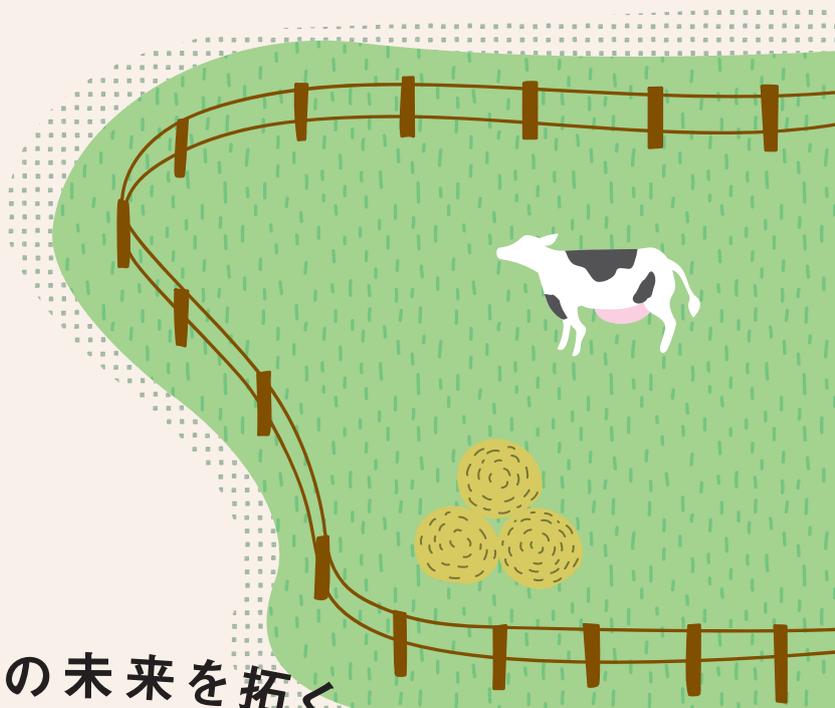
新規就農者が研修終了後に小規模な農地から耕作を円滑に開始できるように農地提供についても、地域の農業者・地権者と農業関係機関が共通の認識を持って地域の農地利用を検討し続けていくことが求められます。

### (3) スマート農業の普及推進について

少ない農業従事者数で大規模な農地を耕作していくためには、前述の地続きでの農地拡大に加えて、スマート農業技術の導入による作業の効率化・省力化を図る必要があります。

厚真町では平成28年度より RTK-GNS 基地局を開設し、スマート農業推進事業により、自動操舵や農業用ドローンの普及を推進してきました。

令和4年度はハウス内環境管理システム、令和5年度は水田の水管理システムと新技術の導入を推進します。

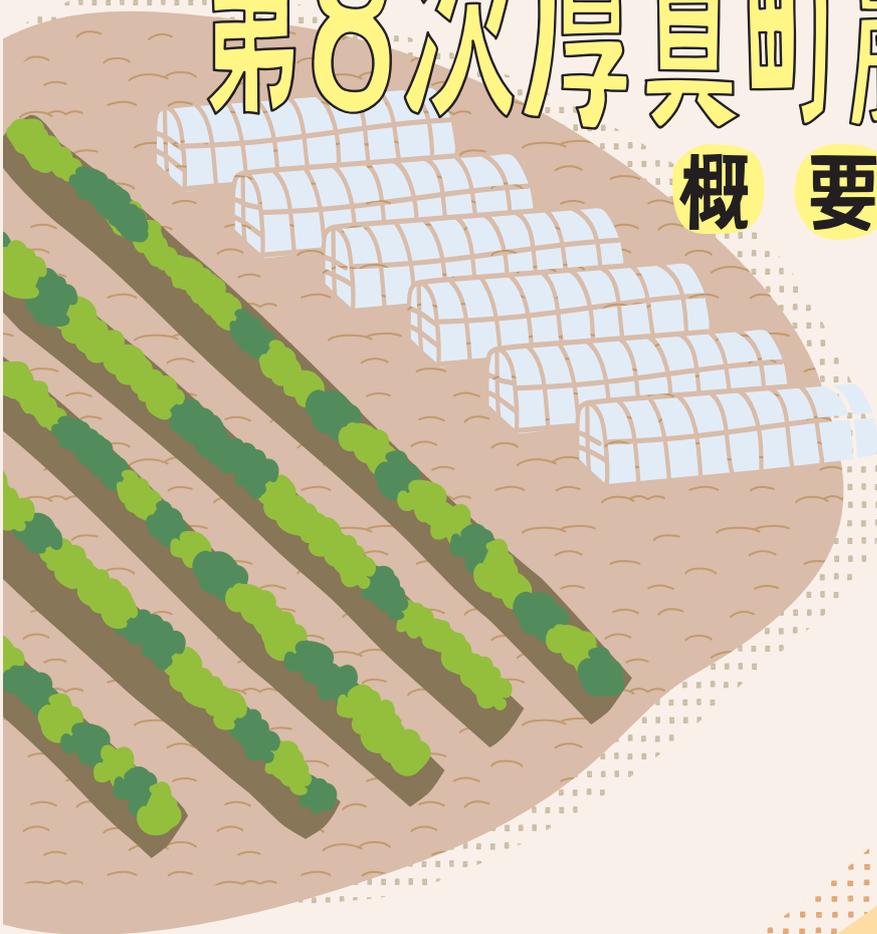


食と農の未来を拓く

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

# 第8次厚真町農業振興計画

概要版



# 発刊にあたって

厚真町の自然が織りなす四季、母なる厚真川の流れ、豊かな大地でつくられる農産物の数々は、私たち厚真町民にやすらぎと豊かさを実感させてくれます。

本町は、開拓以来、先人たちが築き上げ守ってきた田園の恵みを受けながら、農業を基幹産業とするまちづくりを進めてきました。

昭和45年から半世紀近くにわたり続いてきた米の減反政策は廃止となり、平成30年産からは、需要に応じた生産へと転換されました。国際情勢では、自由貿易圏の拡大により農業経営環境はより厳しさを増しています。様々な農業政策の変遷を経ながら、本町では水田農業を基軸とした農業振興に取り組んできたなか、「平成30年北海道胆振東部地震」が発生し、農業者を含む多数の犠牲者を伴い、農地・農業用施設をはじめとする農業生産基盤も甚大な被害を受けました。被災後に迎えた春から営農が再開・継続され、生産基盤の復旧も着実に進み、復興へと向かうさなか、令和2年早春からは新型コロナウイルス感染症が拡大し、厚真町民の暮らしに不安と困難を与えました。

この第8次農業振興計画は、続いた災禍のなか、令和3年に策定された「第4次厚真町総合計画改訂版」における目標を基本とし、国が進める農業構造改革を見据えながら本町農業の目指す方向を明らかにし、農業・農村づくりに向けた「人」「食」「システム」「地域」の4つの基本的な事項について、農業者と農業関係機関の共通指針として策定いたしました。

計画策定直後の令和4年には水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、厚真町の農業関係機関・団体・生産者で構成する厚真町農業再生協議会では、見直しに伴う「基本方針」を整理・周知する等の対応を講じるなど、危機感を持ってオール厚真の体制で見直し後の対応に臨んできたところです。



こうした国の水田施策の見直しを始め、国の新しい食料・農業村基本計画と軌を一にし、第8次厚真町農業振興計画の内容を補い、諸情勢に沿い、厚真町の動きと整合性を持たせるために【増補版】を緊急的に策定しました。

令和6年度は「平成30年北海道胆振東部地震」からの農地・農業用施設の復旧も終了し、復興への歩みをまた一步進める年となりました。今後は、先代から受け継いだ厚真町の豊かな大地が持つ能力を最大限に発揮することができます。第8次厚真町農業振興計画と増補版が示す将来像の実現に向け、農業関係機関を挙げて全力を尽くしてまいります。本町農業が一層の輝きを増し、次代を担う子供たちがその恵みを受け継いでいくためには、生産者・消費者の如何を問わず、町民の皆さん一人ひとりが、それぞれの立場から本町農業のあり方を見つめ、主体的な取組みを進めていくことが重要でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました生産者の皆様をはじめ、農業振興計画策定委員会、農業関係機関各位に対し、心より深く感謝申し上げます。

令和7年3月  
厚真町農業振興協議会  
会長(厚真町長) 宮坂 尚市朗

# 第8次厚真町農業振興計画

## 概要版

食と農の未来を拓く

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

目標年次

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

### 第8次厚真町農業振興計画 策定

「第4次厚真町総合計画（後期計画）」並びに発災後に策定した「厚真町復旧・復興計画」と整合性を持った計画として作成。

「復旧から復興への道」をたくましく歩みだす新たな厚真町農業の姿に向けて  
① 人づくり ② 食づくり ③ システムづくり ④ 地域づくり  
の4つの柱を維持しながら、第7次計画の反省と国の農業政策を含む諸課題の整理、振興施策・各種事業の見直し、生産計画の見直し等を行った。

令和7年3月

### 第8次厚真町農業振興計画【増補版】 策定

「水田活用の直接支払交付金の見直し」を受けた諸情勢に沿い、国の食料・農業・農村基本法改正法を始めとする各種法令や厚真町の動きと整合性を持った計画として増補版を作成。

水活の見直しの見直しに対応するために決定した「厚真町農業再生協議会の基本方針」をはじめとした水活の見直し後の諸情勢や厚真町内での動きを踏まえ、現行計画が目指す4つの柱である「人」「食」「システム」「地域」の各テーマについて内容を補い、整合性を持った計画として重点課題の整理等を行った。

# 厚真町農業のいま（令和4年計画策定時点）

## 主な課題

1. 高齢化や少子化による農家戸数の減少
2. 農畜産物価格の低迷による高付加価値化やコスト削減
3. 基盤となる土質の改良と農業生産基盤整備
4. 酪農・畜産経営の安定化
5. 農地の確保と流動化
6. 鳥獣被害対策
7. スマート農業の推進

## 農家戸数



厚真町の農家戸数は、この10年間で96戸減少、平成30年からの3年間では24戸の農家が減少し、農家減少率は約25%と大きなものとなっています。また、今後も農業経営者の高齢化や後継者不足等から一層の農家戸数の減少が予測されています。

## 農業産出額



新型コロナ禍の影響も受け、米をはじめとする農作物の価格の低迷等により農業産出額は低迷している状況にあります。畜産物においては、胆振東部地震によりブロイラーの生産農場が大きな被害を受けたことが産出額に影響を与えています。

## 経営規模

〔1戸あたり〕



農家戸数の減少により、本町の1戸あたり農地面積は増加しており、胆振管内の平均並みに増加してきていますが、全道と比較すると依然として規模は小さい状況です。

## 経営耕地面積



平成30年に厚幌ダム本体工事が完了して間もなく発生した「平成30年北海道胆振東部地震」がもたらした土砂被害の復旧工事に伴う用地買収などにより、作付されている町内の経営耕地面積が減少することとなりました。

## 基盤整備

26地区・3,208haのうち

**16地区**  
**2,404ha 完了**

北海道が事業主体となり進めている基盤整備事業は、予定地区も含めて全体で26地区、3,208haの整備を予定しており、このうち令和2年度末で16地区の約2,404ha、全体計画の約75%が完了しています。

## 鳥獣被害額

平成27年

2,437万円

令和2年  
3,764万円

生産者意向調査でも多くの意見があったエゾシカによる農作物被害については、捕獲（駆除）や食肉としての活用（ジビエ）などの総合的な被害防止対策を検討・研究することが必要です。また、近年はアライグマによる農作物被害も増加傾向にあります。エゾシカ対策と同様に、より効果的な捕獲対策が求められています。

## 従事者数

〔1戸あたり〕

**1.8人**

農業従事者数は減少を続け、平成28年に533人いた従事者数は、令和2年には515人と微減し、実態調査では1戸当たり従事者数は1.8人で夫婦による家族経営が主体となっており、農業後継者が極めて少ない状況にあります。

## 家畜飼養動向

乳用牛642頭（→）  
肉用牛1,467頭（↗）  
肉豚6,357頭（↘）

乳用牛の飼養戸数は減少しましたが、平成25年と比べ飼養頭数にはほとんど変化がありません。肉用牛は、飼養戸数は減少しましたが、素牛価格が高値で安定していることを受けて飼養頭数は増加しています。肉豚は、飼養戸数・頭数とも減少しています。

## 今後の振興方策

第8次農業振興計画では「人づくり」「食づくり」「システムづくり」「地域づくり」の各テーマごとに主な取組内容と重点項目、計画期間、計画期間中の達成目標を掲げています。



# 人づくり

いきいきとした“人づくり”の推進

## ①農業後継者や新規参入者の受入体制強化

- 土地利用型農業での新規参入支援（経営継承）
- 経営者の右腕支援（協同型協力隊） **増補**

## ②厚真町担い手育成基金の活用

- 厚真町担い手育成夢基金の継続実施

## ③指導農業士・農業士の育成・支援

- 指導農業士・農業士の確保 / 育成

## ④女性の参画と能力発揮

- 家族経営協定等、女性農業者の経営参画
- 農業関係組織等への女性登用の推進
- 女性グループ等による企画化支援

## ⑤高齢者による経験知識の継承等

- 将来の担い手に対する技術・文化伝承の促進
- 集落アドバイザーによる地域活動支援



## 5年間の計画目標

新規参入者

15名

共同経営型農業法人

1法人

指導農業士

2名

農業士

5名

# 食づくり

安全・安心な“食づくり”の推進

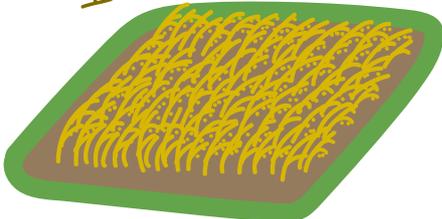
## ①米の高品質化と省力・低コスト生産

- 水稻直播試験栽培への支援
- 直播栽培に適した暗渠排水集中管理孔の実施
- 主食用米の販路拡大
- 飼料用米の流通と販路拡大

## ②土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立

- 食づくりに向けた普及・指導
- 交付対象水田の畑地化後の生産性向上  
(化学肥料高騰対策と堆肥等の地域資源の活用による土壌改良) **増補**

生産性↑



## ③クリーン農業とブランド化の推進に向けたそ菜園芸作物

- 食づくりに向けた普及・指導(再掲)
- クリーン農業技術の普及

## ④自給飼料の向上と優良畜種育成に向けた酪農・畜産の振興

- 育成牛管理の分業化
- 草地更新の普及
- 畜産クラスター等による自給飼料の確保
- 耕畜連携の推進
- 疾病予防・防疫対策の強化
- 酪農・畜産ヘルパーの育成・確保
- 後継牛導入・保留事業継続実施

## ⑤特産果実のブランド化

- ハスカップ生産量拡大推進
- ハスカップブランド化推進協議会活動の推進
- ハスカップ出荷体制の確立
- 厚真産ハスカップ商標登録の推進
- ハスカップ機能性表示への取組推進

## ⑥6次産業化の推進

- 6次産業化支援事業の展開

### 5年間の計画目標

水稻直播

20ha

基盤整備

暗渠排水集中管理孔  
の設置

販売農家の土壌診断

70%

草地更新率

14%

酪農・畜産ヘルパー

1名

# システムづくり

生産を強化する“システムづくり”の推進

## ①土づくりに向けた施策

- 土づくりに向けた普及・指導
- 土づくり推進事業への支援
- みどりの食料システム戦略の活用検討 **増補**
- ゼロカーボン推進への取組み (Jクレジットの活用) **増補**

## ②雇用労働力確保対策

- 雇用確保に向けた体制の検討
- 雇用者の住宅または宿泊施設の検討・確保

## ③経営の法人化と発展

- 共同経営型法人の育成
- 先進的な法人経営の研修

## ④農業生産基盤整備の推進

- 道営ほ場整備事業による総合的・計画的な水田ほ場整備の促進
- 国営農業用水再編対策事業勇払東部地区による厚幌ダムからの基幹用水路の整備促進
- 交付対象水田維持に向けた新規整備地区の取組み **増補**

## ⑤畜産クラスターの推進

- 畜産クラスターによる活動支援

## ⑥飼料基盤の充実と良質な粗飼料及び国産濃厚飼料の確保

- 草地植生改善指導
- 草地の更新支援

## ⑦農地の確保と流動化

- 農地の集積・集約に向けた流動化
- 農地中間管理機構との連携
- 規模拡大や農地集約に向けた支援策の検討
- 畑地化に伴う流動化(売買)の加速 **増補**
- 賦課金等の負担者の整理 **増補**

## ⑧有害鳥獣被害防止対策の研究・強化

- 委嘱ハンターによるシカ個体調整
- 耕作地内侵入防止策の推進
- 囲い罠・くくり罠による鹿柵内駆除の推進
- アライグマ駆除の推進
- 処理方法の確立に向けた方向性の検討 **増補**

## 5年間の計画目標

増補

Jクレジット

1メニュー以上の実施を検討

雇用労働力の確保

地域おこし協力隊  
インターンの推進

増補

水張り

畑地化除く水田の  
90%以上

農地利用適格化法人の設立

6法人

19法人→25法人

担い手への農地集積率

90%

地域とハンターが連携した  
エゾシカ駆除

5地区

# 地域づくり

農業を通じた豊かな“地域づくり”の推進

## ⑨スマート農業普及推進

- データ駆動型農業の推進
- スマート農業による環境負荷低減の推進 **増補**
- GX(グリーントランスフォーメーション)への取り組み **増補**



RTK-GNSSガイダンスシステム  
導入件数

60件

**増補**

水田水管理

省力化件数

7件

**増補**

GX施設の導入・検討

1件

## ①都市と農村の交流の推進

- グリーン・ツーリズムの推進
- 高齢者の経験を活かしたそ菜等を中心とした農業経営の継続

## ②空き家の利活用

- 空き家情報の収集
- 所有者・地域・新規参入者のマッチング推進

## ③多面的機能の発揮

- 中山間地域等直接支払交付金の活用
- 多面的機能支払交付金の活用
- 用水の流勢を活用した田園風景施設の検討

## ④重点普及課題の推進

- 重点普及課題推進計画の作成

## ⑤営農区の推進と農事組合活動

- 営農区の推進
- 人農地プランから地域計画へ **増補**

## 5年間の計画目標

空き家住宅の活用

3戸

重点普及地区の推進

1地区

**増補**

地域計画

適正な  
見直し

**増補**

農用地利用改善団体の  
育成強化

2 団体

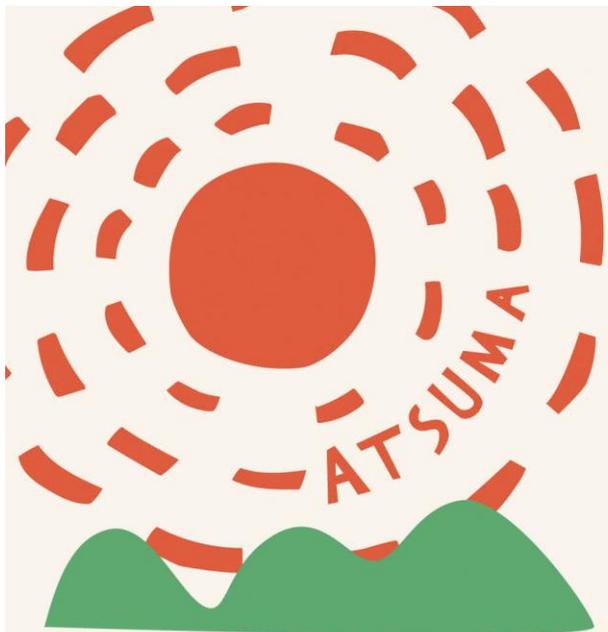
食と農の未来を拓く

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

 **第8次厚真町農業振興計画**

**概要版**

発行 厚真町農業振興協議会  
(事務局 厚真町産業経済課)



食と農の未来を拓く

# 第8次厚真町農業振興計画

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

増

補

版



# 発刊にあたって



厚真町では、農業者と農業関係機関の共通指針として令和3年度に策定した「第8次厚真町農業振興計画」において、「第4次厚真町総合計画改訂版」における目標を基本とし、農業・農村づくりに向けた「人」「食」「システム」「地域」の4つの基本的な事項について、国が進める農業構造改革を見据えながら、本町農業の目指す「活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出」を目指してまいりました。

計画策定直後の令和4年から水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、水田農業を基幹として発展してきた本町農業に大きな影響を与えることが懸念されました。厚真町の農業関係機関・団体・生産者で構成する厚真町農業再生協議会では、見直しに伴う「基本方針」を整理・周知する等の対応を講じるなど、危機感を持ってオール厚真の体制で見直し後の対応に臨んできたところです。

この増補版の計画は、こうした国の水田施策の見直しを始め、国の新しい食料・農業村基本計画と軌を一にし、第8次厚真町農業振興計画の内容を補い、諸情勢に沿い、厚真町の動きと整合性を持った計画として緊急的に策定しました。

令和6年度は「平成30年北海道胆振東部地震」からの農地・農業用施設の復旧も終了し、復興への歩みをまた一歩進める年となりました。今後は、先代から受け継いだ厚真町の豊かな大地が持つ能力を最大限に発揮することができます。第8次厚真町農業振興計画と増補版であるこの計画が示す将来像の実現に向け、農業関係機関を挙げて全力を尽くしてまいります。本町農業が一層の輝きを増し、次代を担う子供たちがその恵みを受け継いでいくためには、生産者・消費者の如何を問わず、町民の皆さん一人ひとりが、それぞれの立場から本町農業のあり方を見つめ、主体的な取組みを進めていくことが重要でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました生産者の皆様をはじめ、農業振興計画策定委員会、農業関係機関各位に対し、心より深く感謝申し上げます。

令和7年3月

厚真町農業振興協議会

会長（厚真町長） 宮坂 尚市朗

# 目 次

発刊にあたって

第1章 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 今後の農業振興方策（増補）

1 いきいきとした“人づくり”の推進

(1) 農家後継者や新規参入者の受入体制強化

① 経営者の右腕確保に向けた支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 安全・安心な“食づくり”の推進

(1) 土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立

① 土壌診断に基づく土づくりと肥培管理の徹底・・・・・・・・・・・・ 3

② 耕畜連携による堆肥利用の拡大と生産基盤の強化・・・・・・・・・・ 4

③ 収穫量の増加を目指した産学官連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3 生産を強化する“システムづくり”の推進

(1) 土づくりに向けた施策

① みどりの食料システム戦略とゼロカーボンの推進・・・・・・・・・・ 6

(2) 農業生産基盤整備の推進

① 水活の交付対象水田維持に向けた新規整備地区の推進と  
水田機能の強化・・・・・・・・ 7

(3) 農地の確保と流動化

① 畑地化を契機とした農地売買の加速と土地改良費負担者の整理・・・・ 8

(4) 有害鳥獣被害防止対策

① エゾシカ等の食肉利用を含めた処理の検討と人とのあつれきの軽減・・ 9

(5) スマート農業の普及推進

① スマート農業による環境負荷低減の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

② GX（グリーントランスフォーメーション）への取組み・・・・・・・・ 11

4 農業を通じた豊かな“地域づくり”の推進

(1) 人・農地プランから地域計画へ

① 10年先を見据えた地域内農地の維持管理に向けて・・・・・・・・ 12

付 記・・ 13

第8次厚真町農業振興計画（増補版）策定答申書

第8次厚真町農業振興計画（増補版）の策定経過

厚真町農業振興計画策定委員会構成

厚真町農業振興協議会規程

厚真町農業振興計画策定委員会規程

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

厚真町では、将来にわたって活力と潤いに満ちた魅力ある農業・農村づくりを目指し、厚真町総合計画における農業振興方針を基に、令和4年3月に第8次厚真町農業振興計画を策定し、各種農業振興施策に取り組んでいるところです。

この第8次計画策定期間中の令和3年12月に、国は、水田活用の直接支払交付金の見直し方針(以下、「水活の見直し」と言う。)を決定しましたので、水活の見直し影響を考慮し、引き続き水活の見直しの対応策を検討してまいりました。

令和5年2月には、国の水活の見直しに対応するための「厚真町農業再生協議会の基本方針」を定め、令和5年度以降も、水活交付対象水田の水張り管理、畑地化や基盤整備についての地域協議を進めています。

このため、令和3年度に決定された第8次計画に、水活の見直しを含む国の新たな法令やJAの新たな農業振興計画と整合性を持たせるため「第8次厚真町農業振興計画【増補版】」を策定しました。

## 2 計画期間

第8次計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

増補版も第8次計画の計画期間に準じることとします。

なお、国内及び国際情勢などの社会経済情勢や技術進歩により、計画の推進に大きな影響がある場合は、情勢の変化に即した新しい施策の検討・見直しなどにより、弾力的に対応していきます。

# 第2章 今後の農業振興方策（増補）

## 1 いきいきとした“人づくり”の推進

(1) 農家後継者や新規参入者の受入体制強化

第8次計画(p39)の増補

### ■ 主な取組内容

#### ① 経営者の右腕確保に向けた支援体制の構築

本計画においても、農家戸数の減少が続いており、1経営体あたりがカバーする耕作面積は増加の一途をたどっています。中心的経営体の平均耕作面積は20haを超え、100ha近い耕作面積の大規模経営も見られるようになってきました。

経営規模の拡大に伴い、農作業機の大型化など経営経費の増大も課題となっています。

このような状況を想定し、本町では過去に複数戸による法人化を採ったこともありましたが、しかし現在は、農地の耕作条件の改善や担い手対策が一定の効果を発揮し、後継者・新規参入者が継続して就農している状況にあり、個別経営の安定化を進めることが求められています。

そのためには、農業版BCP(事業継続計画)<sup>※</sup>の考えのように、いかにして経営を継続していくかを想定しておくことが重要となります。1経営体あたりの経営規模が拡大を続ける中であって、突然の経営の中断は、地域全体の農地維持においても大きな影響を与えるためです。

経営者の耕作負担を軽減し、事業の安定的な継続を目指す方策のひとつに、右腕となる人材を育成する考えが挙げられます。

右腕人材の考え方として、①共同経営を行う、②経営を継承する、③のれん分けをして独立する、④複数の経営体の作業サポートをする・・・など様々なケースが考えられます。

経営者の右腕となる人材の育成確保と支援体制の確立に向けて、地域おこし協力隊制度、特定地域づくり事業協同組合制度<sup>※</sup>やコントラクター組織の支援など、多面的に手法を検討します。

※BCP(事業継続計画)・・・自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画

※特定地域づくり事業協同組合制度・・・人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業(無期雇用職員に限る。)を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするという制度

### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
農業版BCPの普及	1	◎	◎	◎	◎	○	○
営農支援手法の検討(コントラ組織など)	1	◎	◎	◎	◎	○	○

## 2 安全・安心な“食づくり”の推進

### (1) 土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立

第8次計画(p46)の増補

#### ■ 主な取組内容

##### ① 土壌診断に基づく土づくりと肥培管理の徹底

厚真町の土壌は火山放出物未熟土が多く、保肥力が少ない傾向が見られます。

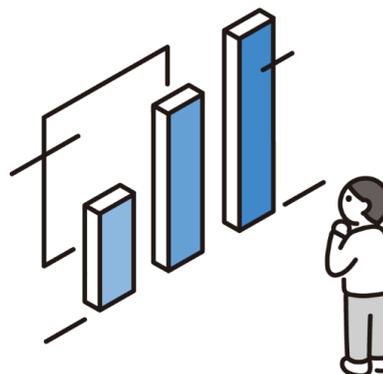
農作物の収量及び品質の向上を図るためには、土壌診断に基づく、適正な施肥設計が不可欠です。

みどりの食料システム戦略を始めとする政策の転換や、国際情勢による燃油・肥料等の生産資材費の高騰など農業経営の見直しを求められる状況が続いています。こうした中で、国内資源を活用した有機物の活用が着目されており、環境負荷の低減に加え、化学肥料を補完する有機肥料として食品残渣由来の余剰有機物の活用などが期待されています。

経営コストを見直すとともに、過剰な肥料投入の抑制と土づくりのために、各農業関係機関の指導に基づく土壌診断の効果的な活用を推進します。

#### ■ 重点項目

内 容	ステ ー ジ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
土壌診断結果の適正活用	1	◎	◎	◎		◎	



## ② 耕畜連携による堆肥利用の拡大と生産基盤の強化

農作物の生産性向上に向けて、堆肥の施用は欠くことができません。土壌の化学性、物理性、生物性を改善し、理想とする土づくりのためにも重要です。

化学肥料の高騰対策や環境負荷低減のためにも有機質資源の有効活用が求められています。畜産農家の家畜排せつ物を堆肥化し、農地へ還元することで有機質成分を補い、地力を向上させることができます。

一方で、堆肥の施用にあたっては、耕種農家の堆肥の確保や散布機の不足といった課題があります。施用しやすく、かつ近隣住民への影響の少ない堆肥形態やコントラ機能の構築等による堆肥施肥作業等の効率化についても検討していく必要があります。

水活の見直しをきっかけに耕種農家は、転作田のブロックローテーションや畑地化後の輪作体系を維持し、より生産性を向上していくことが必要であり、畜産農家も飼料高騰化を受けてデントコーンなどの粗飼料基盤を確保することが必要です。

JA を中心に、耕種・畜産農家の双方の要望の調整を行い、不足する生産資源の流通をコーディネートし、地域資源の循環による生産基盤の強化を推進します。

### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
堆肥の流通推進	1	○	◎	○			
堆肥の散布作業体系の確立	1	○	◎	○			



### ③収穫量の増加を目指した産学官連携

町内の農作物の収穫量は、生産基盤整備事業等により耕作条件の改善を進めているものの、全道平均と比較して下位にある状況です。

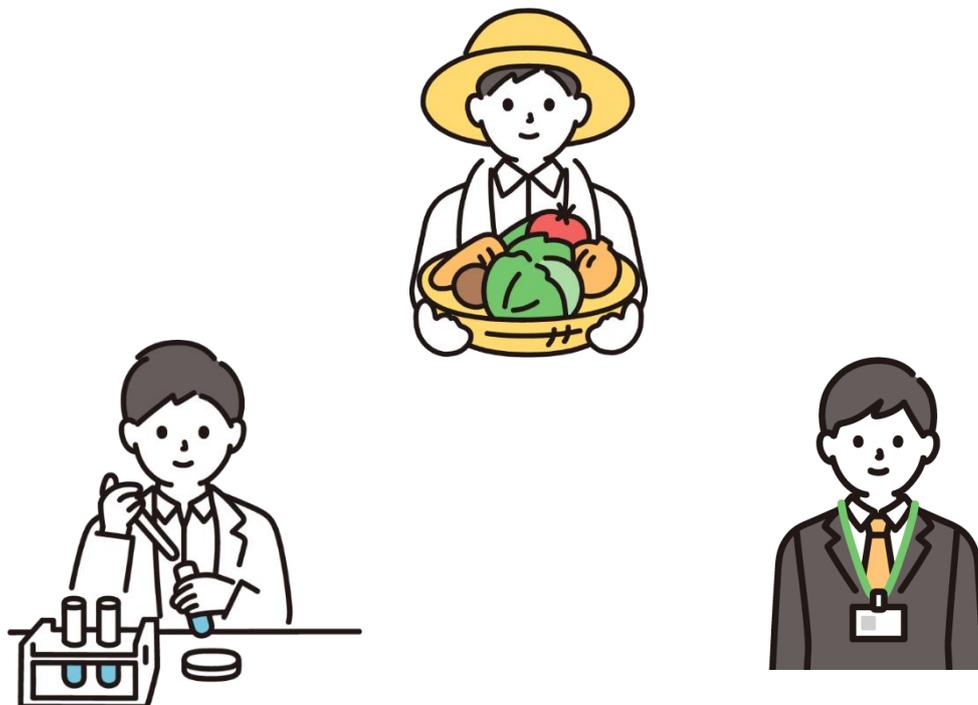
ほ場条件によって、適正な肥培管理技術は多岐に渡りますが、土壌診断、堆肥利用の拡大と並行して、収穫量の増加と品質の向上を目指さなければなりません。

国産の小麦・大豆についても需要が高まっており、国も支援策を打ち出すなど増産に向けた体制が構築されています。水活の見直しにおいても、飼料作物・麦・大豆の生産性向上を図るために、地域ごとの単位収量基準が設けられることとなりました。

JA・普及センターの指導に加え、専門知識を有する研究機関と連携し、本町に適した肥培管理技術の確立に向けた研究と普及を進めます。

#### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
大学・研究機関との連携	1	○	◎	◎			
生産技術の普及・指導	1	○	◎	◎			



### 3 生産を強化する“システムづくり”の推進

#### (1)土づくりに向けた施策

第8次計画(p66)の増補

#### ■ 主な取組内容

##### ①みどりの食料システム戦略とゼロカーボンの推進

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動は、世界各国に洪水や干ばつなどの自然災害を頻発させています。

国際的には、2015年パリ協定以降、温暖化に対する目標が共有されました。国内においても、令和2年10月に、2050年までにカーボンニュートラル※を目指すことが宣言されました。農業は温室効果ガスの主要な発生源の一つである一方で、二酸化炭素吸収の可能性を持つ産業でもあります。

北海道は、令和3年3月に北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)「ゼロカーボン北海道」を策定しており、国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。スマート農業によるカーボンニュートラルへの貢献や、カーボンオフセット※の考え方によるJ-クレジット制度の考え方も広まってきています。

J-クレジットの対象メニューとして、稲作においては、バイオ炭の活用や中干し期間の延長などが認定されてきています。さらに、環境に配慮した取組を評価する認証制度の創設に向けた動きも始まっており、優位販売につながることを期待されます。

本町は、脱炭素の取り組みにより、持続可能な地域づくりを実現するために、令和4年6月に「ゼロカーボンシティあつま」を宣言しました。

これまでの土壌診断の推進によるクリーン農業への取り組みを踏まえた上で、生産改善につながる手法を探りつつゼロカーボンの実現に向けた取り組み方法について検討を進めます。

※カーボンニュートラル…二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする考え方

※カーボンオフセット…日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

#### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
みどりの食料システム戦略の活用検討	1	◎	◎	◎			
ゼロカーボン推進への取り組み	1	◎	◎	○			

#### ■ 計画目標

1. J-クレジットの活用…1メニュー以上の実施を検討

### ■ 主な取組内容

#### ① 水活の交付対象水田維持に向けた新規整備地区の推進と水田機能の強化

平成30年北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた本町の農業インフラは、令和5年度で全ての復旧を終え、令和6年度から全ての水田で作付が再開します。

この間、令和3年11月には国が「水田活用の直接支払交付金の見直し方針」を決定するなど、水田農業が中心である本町も大きな影響を受けることとなりました。

本町では、平成10年から道営ほ場整備事業を実施してきましたが、制度の見直しを始めとする需要の動向に即した農業生産や、経営規模拡大など農業構造の改善を進めるためにも、農業生産基盤の整備はより重要性を増しています。

一方で水田の利用条件によっては、畑地化を進めていくほ場もあります。今後、採択を目指す地区については、地域の土地利用の意向に合わせた整備を推進します。

また、整備事業の実施後の経年劣化により、水田機能の改善・強化が必要なほ場も発生してきています。用排水、畦畔の修繕や田面の不陸整正などを支援し、生産基盤の強化を推進します。

### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
水活交付対象水田の維持に向けた新規整備地区の推進	2	◎	○		○	◎	
基盤整備田等水田機能強化事業の実施	2	◎	○			○	

### ■ 計画目標

1. 水田地帯としての水張り可能水田の維持・畑地化を除く水田の90%を水張り管理

### ■ 主な取組内容

#### ① 畑地化を契機とした農地売買の加速と土地改良費負担者の整理

法令に基づく農地のあっせんなどの売買は、年間に20件程度が成立し、担い手農業者への農地の集積が進んでいます。

水活における畑地化促進事業では、交付対象水田の畑地化を選択した場合、耕作者が交付金を受け取る仕組みとなっており、申請にあたっては地権者の同意が求められています。

「水活の見直し」に伴い、本計画期間中に転作田の畑地化を選択する場合について、農地売買に向けた話し合いが加速することが見込まれます。畑地化後は、水活の交付対象外水田となることから、当事者間で話し合いの結果、従来どおりの農地の賃貸料金を継続していくことが難しくなると想定されるためです。

厚真町農業再生協議会では、令和5年3月に水活の見直しに対する基本方針を決定し、畑地化を選択する場合の農地売買についての事例を示しています。合わせて、厚真町農業委員会でも、農地賃貸における土地改良賦課金の負担区分を整理しました。

農地の流動化に対応し、耕作者と地権者双方に対する制度の周知を始め、法令面でも各農業関係機関によるサポートを推進します。

### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
畑地化に伴うあっせん等売買の調整	2	○	○		◎	○	
土地改良賦課金等の負担者の整理	1				○	◎	



### ■ 主な取組内容

#### ①エゾシカ等の食肉利用を含めた処理の検討と人とのあつれきの軽減

エゾシカ・ヒグマ等の野生鳥獣による農作物被害は増加の一途をたどっており、令和4年度には9,000万円を超える甚大な被害額となりました。

町では、JAとまこまい広域との連携事業によるエゾシカ有害捕獲の推進および、国の鳥獣被害防止対策事業を活用した侵入防止柵の設置や、ヒグマの追い払いなどの被害防止対策を進めています。

特に、エゾシカは全道的に生息頭数が急増しており、厚真町鳥獣被害防止計画で目標としている年間約1,300頭の捕獲をほぼ達成している状況にありますが、被害は収まっていません。

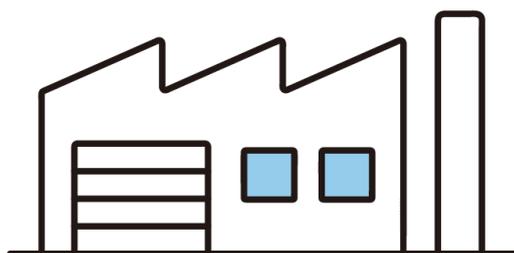
令和3年度からは、くくり罠による農地周辺の捕獲を強化しています。農業者と同様に、町内ハンターの高齢化もさらに進むことから、今後は山間地域での猟銃による捕獲から農地周辺におけるくくり罠による捕獲へ捕獲方法が変化していくことも考えられます。

駆除後のエゾシカについては、どのように処理をしていくのが課題となります。食肉利用を含めた有効活用の期待も高まっていますが、その前段として処理方法の確立が重要ですので、ハンターや地域の意見を踏まえ、処理施設を整備するのか町としての方向性を検討していきます。

また、ヒグマについても人とのあつれきが目立つようになってきており、あつれきの軽減に向けた対策の検討を進めます。

### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
エゾシカ処理施設の整備の方向性検討	1	◎	○				



### ■ 主な取組内容

#### ①スマート農業による環境負荷低減の推進

町内では、平成28年の RTK 基地局の整備をきっかけに自動操舵技術の導入が大きく進みました。

当初は、労働力の減少に伴う農作業の省力化を目指し技術導入を推進し、その結果 RTK-GNSS による高精度な作業を実現しましたが、近年は、省エネ、農薬・肥料散布量の低減といった環境負荷低減の効果についても着目されています。

町では、各農業関係機関の指導を受け、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したハウス栽培環境管理システムや水田の水管理システムの導入を進めています。

スマート農業は、技術革新により標準化されつつあります。地域性と費用対効果を考えながら生産振興と経営改善に求められる技術を見極め、農家労働力の減少対策に加え、環境負荷の低減に配慮した対策として新たな技術の普及を推進します。

### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
スマート農業による環境負荷低減	1	◎	○	○		○	

### ■ 計画目標

1. 既に導入されているスマート農業技術の普及・・・水田水管理の省力化実施件数 7件
2. 新たな技術導入支援の検討・・・新たなメニューの導入支援・既存メニューからの切替



## ②GX(グリーントランスフォーメーション)\*への取組み

令和4年6月にはGXが「新しい資本主義に向けた計画的な重点投資」の一つに指定され、化石燃料から太陽光発電(垂直型を含む)を始めとするクリーンエネルギーへの転換などを目指すGXへの取組みが始まっています。

本町でも、クリーンエネルギーの導入に向けた動きがありますが、周辺環境へ配慮した適正な導入が求められています。

農業分野においては、土地利用型作物と比較して施設園芸作物にGXの優位性があると考えられます。道内では事例が少ないものの、太陽光利用型の植物工場\*などが想定されます。

同様にカーボンニュートラルの事例として、町では、新町地区に最先端デジタル技術と木質バイオマス発電機の排熱・CO2を活用した温室を整備し、令和6年度から民間委託によりイチゴ及びイチゴ苗の生産を開始しています。

野菜生産や育苗施設などの施設栽培とクリーンエネルギーは高い親和性がありますので、農業人口の減少による労働不足の補完策の一つとして、立地条件を加味しながら、民間の力を活かしたGXの導入に向けた方策を探っていきます。

※GX(グリーントランスフォーメーション)…化石燃料に頼らずクリーンなエネルギーへ転換して二酸化炭素の排出量を減らすことを目指し、産業構造や社会のあり方を変革、再構築しようとする取り組み

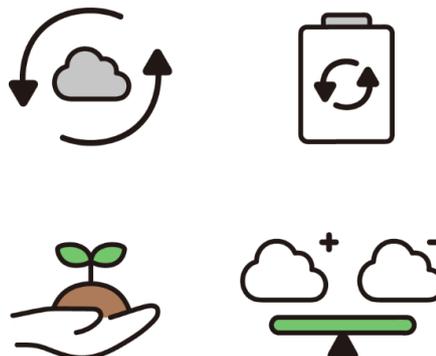
※植物工場…施設内で光や温度、湿度、二酸化炭素、養分、水分等を制御して栽培を行う施設園芸のうち、生育環境や生育状況をモニタリングしながら、高度な環境制御と生育予測により1年中、季節や気候を問わず計画的に農産物を収穫できる施設

### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
GX(グリーントランスフォーメーション)の導入	1	◎	○	○		○	

### ■ 計画目標

1. GX 施設の導入・検討・・・ 1件



## 4 農業を通じた豊かな“地域づくり”の推進

(1)人・農地プランから地域計画へ

第8次計画(p81)の増補

### ■ 主な取組内容

#### ①10年先を見据えた地域内農地の維持管理に向けて

令和5年4月農業経営基盤強化促進法の改定法が施行されました。これまで地域での話し合いにより作成・実行してきた「人・農地プラン」が法定化され、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることとなります。

本計画の本冊でも述べているとおり、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。

既に、町内農地の80%以上が担い手農家に集積させている状況ではありますが、地域計画では、さらに一步踏み込んで、地続きの農地の集約化、新規参入者の受入や維持困難農地については保全管理を進めて行くなどの話し合いが重要です。

地域の営農状況は一年ごとによって変わっていきます。毎年、土地利用について地域で話し合い地域計画を見直すことがより重要となります。

農業委員の定数も見直しされ、農業委員が不在の地区もありますので、現在 12 地区で設立されている農用地利用改善団体の設立を推進し、地区の農地利用協議の母体とできる体制づくりを目指します。

#### ※農用地利用改善団体

集落等の地縁的なまとまりのある区域で、農用地の効率的・総合的な利用を図るための事業である、農用地利用改善事業の実施主体として、農用地の地権者の3分の2以上が構成員となった団体です。農用地利用規程(活動内容について地域内の合意を取りまとめた文書)を定め、市町村の認定を受けることができます。

農用地利用改善団体は、調整し、農用地利用集積計画の作成を申し出ることができます。

### ■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
継続的な地域計画の見直し	1	◎	◎	○	◎	○	○
地区の意見集約の場としての農用地利用改善団体の設立推進	1	◎	◎	○	◎		

### ■ 計画目標

1. 地域計画の見直し協議・・・年に1回以上の全体会議開催
2. 農用地利用改善団体の育成・強化・・・新たに2団体以上の設立

# 付 記



## 第8次厚真町農業振興計画【増補版】策定答申書

令和7年2月17日

厚真町農業振興協議会  
会長 宮坂尚市朗様

厚真町農業振興計画策定委員会  
委員長 畑嶋賢蔵

食と農の未来を拓く  
～ 活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出 ～

### 第8次厚真町農業振興計画【増補版】(案)について(答申)

当委員会は、令和5年3月31日付で厚真町農業振興協議会において決定された第8次厚真町農業振興計画【増補版】の策定作業について、現今の農業・農村を取り巻く内外の諸情勢の変化等に鑑み、諸問題を分析・検討の上、本町農業のあり方や推進方向などについて、鋭意協議を進めてきたところであります。

また、この間に策定された「食料・農業・農村基本法」及び「第7次中期総合計画 JAプランVII 農業振興計画VII」との関連性を持った計画としての検討もいたしました。

そうした内容を踏まえ、別紙のとおり『「食」と「農」の未来を拓く ～ 活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出 ～ 第8次厚真町農業振興計画【増補版】(案)』をとりまとめましたので、答申いたします。

なお、町をはじめ、厚真町農業振興協議会を組織する農業関係機関においては、国の新しい農業改革に対応できるたくましい農業経営の育成・確保をはじめ、本計画達成に向けた施策について、英断をもって推進されるよう強く要望いたします。

## ○第8次厚真町農業振興計画【増補版】の策定経過

	経 過 概 要	
令和5年 3月31日	農業振興協議会	計画策定の決定、規程の改正
令和5年 4月7日	策定委員会候補者推薦依頼	
令和5年 6月20日	厚真町農業振興協議会会長から 計画策定諮問	
令和5年 6月20日	第1回計画策定委員会・専門部会 合同会議	計画策定担当国会議の構成・ 計画策定方針
令和5年 6月29日	第1回計画策定担当国会議	計画策定担当国会議の構成・ 計画策定方針
令和6年 3月29日	農業振興協議会	計画策定状況の報告
令和6年 6月1日	第1回計画策定担当国会議	計画素案の調整・協議
令和6年 6月29日	第1回計画策定担当国会議	計画素案の調整・協議
令和6年 8月1日	第2回計画策定担当国会議	計画素案の調整・協議
令和6年 9月4日	第2回計画策定委員会	計画素案の調整・協議
令和6年 9月13日	パブリックコメント意見募集開始	
令和6年 10月15日	パブリックコメント意見募集終了	意見提出件数 0件
令和6年 11月1日	第3回計画策定担当国会議	計画案の調整・協議
令和6年 12月3日	第3回計画策定委員会	計画案の調整・協議
令和7年 2月17日	厚真町農業振興協議会会長へ答申	
令和7年 3月26日	農業振興協議会	第8次計画【増補版】決定

## ○厚真町農業振興協議会構成

(令和7年3月31日現在)

役職	構成団体及び役職名	氏名	備考
会長	厚真町長	宮坂尚市朗	
副会長	とまこまい広域農業協同組合 代表理事組合長	堀弘幸	
委員	厚真町議会 議長	渡部孝樹	
委員	厚真町農業委員会 会長	小谷和宏	
委員	厚真町土地改良区 理事長	細川隆雄	
委員	前みなみ北海道農業共済組合 いぶり地区代表理事	日西善博	
委員	胆振農業改良普及センター 東胆振支所長	菊池義彦	~R5.3.31
委員	胆振農業改良普及センター 東胆振支所長	佐藤元紀	R5.4.1~
委員	厚真町副町長	西野和博	
委員	厚真町議会 産業建設常任委員長	下司義之	~R5.3.31
委員	厚真町議会 産業建設常任委員長	橋本豊	R5.4.1~
委員	厚真町農業委員会 会長職務代理	高橋宥悦	
委員	とまこまい広域農業協同組合(地区担当理事)	石橋公昭	~R6.11.6
委員	とまこまい広域農業協同組合(地区担当理事)	堀田昌意	R6.11.7~

○厚真町農業振興計画策定委員会構成 (令和5年6月20日～令和7年3月31日)

職名	所属団体及び役職名	氏名	備考
委員長	厚真町新農業者育成協議会	畑嶋 賢蔵	
副委員長	厚真町新農業者育成協議会	河村 敏弘	
委員	JAとまこまい広域青年部厚真支部	畑嶋 宏謙	
委員	〃	高橋 健太	
委員	JAとまこまい広域女性部厚真支部	渡部 美栄子	
委員	〃	西村 雪絵	
委員	JAとまこまい広域米生産振興会厚真支部	早坂 信一	
委員	〃	高橋 清吾	
委員	JAとまこまい広域畑作振興会厚真支部	工藤 英暢	
委員	〃	荒城 一憲	
委員	JAとまこまい広域そ菜園芸連絡協議会	桐木 洋光	
委員	〃	上田 文夫	
委員	厚真町酪農協議会	梅藤 正晴	
委員	〃	村田 久明	
委員	厚真町和牛改良生産組合	浅野 美樹	
委員	〃	村田 尚洋	

# 厚真町農業振興協議会規程

## (設 置)

第1条 本町農業を今後とも着実に発展させるためには、関係機関団体相互の連携協調のもとに、優れた経営感覚と創意あふれる農業者によって、産業として自立し得る農業を確立し、豊かな農村生活の実践と活力ある地域社会を形成する必要がある。このため、本町農業の振興に向けて、総合的な推進を図る厚真町農業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、決定するものとする。

- (1) 農業振興に関する計画樹立及び推進に関すること。
- (2) 農業経営・生産体制の推進対策に関すること。
- (3) 水田農業の構造改革に関すること。
- (4) 農用地の利用に関すること。
- (5) 地力の維持増進に関すること。
- (6) 農業基盤の整備に関すること。
- (7) 農業経営の改善に関すること。
- (8) 営農技術対策に関すること。
- (9) クリーン農業に関すること。
- (10) 農畜産物の需給調整対策に関すること。
- (11) 農畜産物の流通対策に関すること。
- (12) 地域農業の組織化、システム化に関すること。
- (13) 人材の育成に関すること。
- (14) 農村生活文化に関すること。
- (15) 地域農業の活性化に関すること。
- (16) 各関係機関団体相互の連絡提携に関すること。
- (17) その他地域農業の振興に必要な事項

## (組 織)

第3条 協議会は、次の関係機関団体の代表者等を委員として組織する。

- (1) 厚真町
- (2) 厚真町議会
- (3) 厚真町農業委員会
- (4) とまこまい広域農業協同組合
- (5) 厚真町土地改良区
- (6) 北海道農業共済組合いぶり支所
- (7) 胆振農業改良普及センター東胆振支所

2 必要に応じ、学識経験者を加えることができる。

## (任 期)

第4条 委員の任期は、それぞれの委員が所属する関係機関団体の職務期間中とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1)会長 厚真町長

(2)副会長 とまこまい広域農業協同組合代表理事専務

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

(策定委員会)

第7条 第2条第1項第1号に掲げる事項に関し、農業生産者等の意見を聴取する組織を設置することができる。

2 組織の名称は、厚真町農業振興計画策定委員会とし、規程は別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、厚真町産業経済課に置く。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償は、委員が所属する関係機関団体がそれぞれ支給する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月21日から施行する。

平成8年3月4日	一部改正
平成12年3月22日	一部改正
平成16年3月29日	一部改正
平成19年3月26日	一部改正
平成21年4月3日	一部改正
平成23年12月9日	一部改正
平成26年4月22日	一部改正
平成31年3月29日	一部改正
令和5年3月31日	一部改正

# 厚真町農業振興計画策定委員会規程

## (設置)

第1条 厚真町農業振興協議会(以下「協議会」という。)規程第7条の定めるところにより、本町の農業及び地域振興等に関する農業振興計画を樹立するため、厚真町農業振興計画策定委員会を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、協議会規程第2条第1項第1号に掲げる農業振興計画の樹立に関する事項につき、協議会の諮問に対し、これを審議し答申するものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、次の代表者等を委員として組織する。

- (1)町内農業目的団体 18名
- 2 必要に応じ、学識経験者を加えることができる。
- 3 必要に応じ、町内農業者を加えることができる。
- 4 委員は協議会長が委嘱する。
- 5 第1項第1号の農業目的団体は別に定める。

## (部会)

第4条 委員会に必要な専門部会を置くことができる。  
2 部会委員は協議会長が指名する。

## (任期)

第5条 委員会及び部会(以下「委員会等」という。)の委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

## (役員)

第6条 委員会等に次の役員を置く。

- (1)委員長
- (2)副委員長
- 2 役員は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 委員会等は、必要に応じ、委員長が招集する。  
2 委員会等は、原則として委員の過半数の出席により成立する。

## (事務局)

第8条 委員会等の事務局は、厚真町産業経済課内に置く。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償は、厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の既定に準じ支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月21日から施行する。

平成11年 7月19日 一部改正

平成16年 8 月6日 一部改正

平成21年 4月 3日 一部改正

平成25年12月21日 一部改正

令和 2年 3月26日 一部改正

別表1(第3条第4項関係)

農業目的団体の指定等		
No.	農業目的団体名	委員数
1	JAとまこまい広域青年部厚真支部	2名
2	JAとまこまい女性部厚真支部	2
3	JAとまこまい広域米生産振興会厚真支部	2
4	JAとまこまい広域畑作振興会厚真支部	2
5	厚真町そ菜園芸振興会	2
6	厚真町酪農協議会	2
7	厚真町和牛生産改良組合	2
8	厚真町農業機械銀行	2
9	厚真町新農業者育成協議会	2
計		18



食と農の未来を拓く

 **第8次厚真町農業振興計画**

増補版

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

発行 厚真町農業振興協議会  
(事務局 厚真町産業経済課)



北海道勇払郡厚真町京町120番地  
TEL (0145)27-2419 FAX (0145)27-3944  
<http://www.town.atsuma.lg.jp/> [nousei@town.atsuma.lg.jp](mailto:nousei@town.atsuma.lg.jp)

### 3 主な質疑・意見

#### ① 第8次厚真町農業振興計画策定について

- ・厚真町の基幹産業である農業を、いかにして継続して守っていくかということがこの計画に活かされている。
- ・基本となる農地の条件が悪いところは収量が低いと考えているので、基盤整備等が実施されて改善することにより農家の所得が増えていくのでは。
- ・今後課題になる項目が網羅されしっかり押さえられている。
- ・紙ではなくデジタル版ということだが、どのように周知するのか。



報告第5号

委員会調査報告について

各特別委員会から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和7年6月16日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

令和7年6月5日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 吉岡 茂樹

## 委員会調査報告書

令和7年第1回定例会において付託された調査事件について、去る3月12日および6月4日に本委員会を開催し、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

### 記

- 1 委員会開催状況  
令和7年3月12日、6月4日
- 2 調査事件（所管事項）  
（事務調査）
  - ① 庁舎周辺等整備事業について
- 3 主な説明内容

#### 4 主な質疑・意見

令和7年3月12日

##### ① 庁舎周辺等整備事業について

- ・ 1階の図書スペースについて、もう少し詳細にご説明いただきたい。
- ・ プラネタリウムを個室に変えるということだが、どのようなかたちになっていくのか。
- ・ 布で仕切る小さいスペースが何箇所かあるが、どのようなかたちになるのか。
- ・ 当初議会機能の中にロッカー室が計画されていたと思うが、設置する予定はないということなのか。
- ・ 図書スペースを1階と2階に分けた理由は。
- ・ 1階は子どものスペース、2階は大人のスペースとは決められないのか。そうすることで、子どもと大人のバランスが取れるのではないかと思うが。
- ・ 構造が木造から鉄骨に変わったが、木を散りばめるなどの工夫は考慮されているのか。
- ・ 議場の利用を固定化していけば空いている日数が多いと思うが、利用を推進して考えられているのか。
- ・ 文化交流施設のキッズスペースはどのようなものを想定しているのか。また、どういう子どもたちを想定しているのか。
- ・ 議場からしか入れないスペースがあると見受けられるが、これはどのような用途で、どこから出入りを想定しているのか。
- ・ 図書スペースに吹き抜けを作ることによる経費の増減は。
- ・ 議長・副議長室、議会事務局の面積の大きさを検討していただきたい。
- ・ 正面玄関の位置はどこに付けられているのか。
- ・ 当初、災害があったときのために文化交流施設にコインランドリーを設置するという考え方だったと思うが、その考え方はどうなったのか。
- ・ 文化交流施設になぜ吹き抜けを設けたのか。
- ・ 陶芸、木工、創作スペースと音楽活動をおこなうスタジオを総合福祉センターに配置と書かれているが、どのような配置、位置付けで改修をされていこうとしているのか。
- ・ 新庁舎の倉庫スペースをかなり大きな面積占めていると思うが、書類関係のデジタル化は考えていないのか。
- ・ トイレの位置が町長室の裏側になっているので、来庁者から見ると位置が裏側になるが、果たしてこの配置でよいのか。

令和7年6月4日

##### ① 庁舎周辺等整備事業について

- ・ 風除室が二つあるが、外からの出入り口はテラス部分になるのか。
- ・ 階段のステップに幅を持たせた方がよいのではないか。

- ・エレベータの位置は、体の不自由な方等に配慮し、入口側のほうがよいのではない  
か。
- ・1階の執務室はカウンターで位置付けられるのか
- ・議場と傍聴席の位置は反転できないのか。

報告第6号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和7年6月16日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

厚 監 査 号  
令和7年5月23日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町監査委員 佐 藤 公 博

厚真町監査委員 高 田 芳 和

#### 現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和7年度2月分・3月分・4月分と令和7年度4月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。

